

予算決算常任委員会提出資料

令和 8 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

令和 7 年 1 0 月

みえ元気プラン 政策体系一覧

政 策	施 策	主担当部局
Ⅰ 安全・安心の確保		
1 防災・減災、県土の強靱化	1-1 災害対応力の充実・強化	防災対策部
	1-2 地域防災力の向上	防災対策部
	1-3 災害に強い県土づくり	県土整備部
2 医療・介護・健康	2-1 地域医療提供体制の確保	医療保健部
	2-2 感染症対策の推進	医療保健部
	2-3 介護の基盤整備と人材確保	医療保健部
	2-4 健康づくりの推進	医療保健部
3 暮らしの安全	3-1 犯罪に強いまちづくり	警察本部
	3-2 交通安全対策の推進	環境生活部
	3-3 消費生活の安全確保	環境生活部
	3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	医療保健部
4 環境	4-1 脱炭素社会の実現	環境生活部環境共生局
	4-2 循環型社会の構築	環境生活部環境共生局
	4-3 自然環境の保全と活用	農林水産部
	4-4 生活環境の保全	環境生活部環境共生局

Ⅱ 活力ある産業・地域づくり		
5 観光・魅力発信	5-1 持続可能な観光地づくり	観光部
	5-2 戦略的な観光誘客	観光部
	5-3 三重の魅力発信	雇用経済部
6 農林水産業	6-1 農業の振興	農林水産部
	6-2 林業の振興と森林づくり	農林水産部
	6-3 水産業の振興	農林水産部
	6-4 農山漁村の振興	農林水産部
7 産業振興	7-1 中小企業・小規模企業の振興	雇用経済部
	7-2 ものづくり産業の振興	雇用経済部
	7-3 企業誘致の推進と県内再投資の促進	雇用経済部
	7-4 国際展開の推進	雇用経済部
8 人材の育成・確保	8-1 若者の就労支援・県内定着促進	雇用経済部
	8-2 多様で柔軟な働き方の推進	雇用経済部
9 地域づくり	9-1 市町との連携による地域活性化	地域連携・交通部
	9-2 移住の促進	地域連携・交通部
	9-3 南部地域の活性化	地域連携・交通部南部地域振興局
	9-4 東紀州地域の活性化	地域連携・交通部南部地域振興局
10 デジタル社会の推進	10-1 社会におけるDXの推進	総務部デジタル推進局
	10-2 行政サービスのDX推進	総務部デジタル推進局
11 交通・暮らしの基盤	11-1 道路・港湾整備の推進	県土整備部
	11-2 公共交通の確保・充実	地域連携・交通部
	11-3 安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部
	11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	地域連携・交通部

Ⅲ 共生社会の実現		
12 人権・ダイバーシティ	12-1 人権が尊重される社会づくり	環境生活部
	12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	環境生活部
	12-3 多文化共生の推進	環境生活部
13 福祉	13-1 地域福祉の推進	子ども・福祉部
	13-2 障がい者福祉の推進	子ども・福祉部

Ⅳ 未来を拓くひとづくり		
14 教育	14-1 未来の礎となる力の育成	教育委員会事務局
	14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	教育委員会事務局
	14-3 特別支援教育の推進	教育委員会事務局
	14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり	教育委員会事務局
	14-5 誰もが安心して学べる教育の推進	教育委員会事務局
	14-6 学びを支える教育環境の整備	教育委員会事務局
15 子ども	15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり	子ども・福祉部
	15-2 幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部
	15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進	子ども・福祉部
	15-4 結婚・妊娠・出産の支援	子ども・福祉部
16 文化・スポーツ	16-1 文化と生涯学習の振興	環境生活部
	16-2 競技スポーツの推進	地域連携・交通部スポーツ推進局
	16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	地域連携・交通部スポーツ推進局

施策の推進を支えるために		
行政運営	1 総合計画の推進	政策企画部
	2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進	総務部
	3 持続可能な財政運営の推進	総務部
	4 適正な会計事務の確保	出納局
	5 広聴広報の充実	総務部
	6 県庁ＤＸの推進	総務部デジタル推進局
	7 公共事業推進の支援	県土整備部

目 次

<施策>

I 安全・安心の確保

1 防災・減災、県土の強靱化

- 1 災害対応力の充実・強化（１－１） ．．．．． 10頁
- 2 地域防災力の向上（１－２） ．．．．． 14頁
- 3 災害に強い県土づくり（１－３） ．．．．． 18頁

2 医療・介護・健康

- 1 地域医療提供体制の確保（２－１） ．．．．． 22頁
- 2 感染症対策の推進（２－２） ．．．．． 28頁
- 3 介護の基盤整備と人材確保（２－３） ．．．．． 31頁
- 4 健康づくりの推進（２－４） ．．．．． 35頁

3 暮らしの安全

- 1 犯罪に強いまちづくり（３－１） ．．．．． 38頁
- 2 交通安全対策の推進（３－２） ．．．．． 41頁
- 3 消費生活の安全確保（３－３） ．．．．． 44頁
- 4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保（３－４） ．．．．． 46頁

4 環境

- 1 脱炭素社会の実現（４－１） ．．．．． 49頁
- 2 循環型社会の構築（４－２） ．．．．． 52頁
- 3 自然環境の保全と活用（４－３） ．．．．． 55頁
- 4 生活環境の保全（４－４） ．．．．． 57頁

Ⅱ 活力ある産業・地域づくり

5 観光・魅力発信

- 1 持続可能な観光地づくり（5-1） 60頁
- 2 戦略的な観光誘客（5-2） 62頁
- 3 三重の魅力発信（5-3） 65頁

6 農林水産業

- 1 農業の振興（6-1） 68頁
- 2 林業の振興と森林づくり（6-2） 73頁
- 3 水産業の振興（6-3） 76頁
- 4 農山漁村の振興（6-4） 79頁

7 産業振興

- 1 中小企業・小規模企業の振興（7-1） 82頁
- 2 ものづくり産業の振興（7-2） 85頁
- 3 企業誘致の推進と県内再投資の促進（7-3） 88頁
- 4 国際展開の推進（7-4） 90頁

8 人材の育成・確保

- 1 若者の就労支援・県内定着促進（8-1） 92頁
- 2 多様で柔軟な働き方の推進（8-2） 95頁

9 地域づくり

- 1 市町との連携による地域活性化（9-1） 98頁
- 2 移住の促進（9-2） 101頁
- 3 南部地域の活性化（9-3） 103頁
- 4 東紀州地域の活性化（9-4） 105頁

10 デジタル社会の推進

- 1 社会におけるDXの推進（10-1） 107頁
- 2 行政サービスのDX推進（10-2） 109頁

11 交通・暮らしの基盤

- 1 道路・港湾整備の推進（11-1） 111頁
- 2 公共交通の確保・充実（11-2） 116頁
- 3 安全で快適な住まいまちづくり（11-3） 118頁
- 4 水の安定供給と土地の適正な利用（11-4） 121頁

Ⅲ 共生社会の実現

1 2 人権・ダイバーシティ

- | | | |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 人権が尊重される社会づくり（1 2－1） | 1 2 3 頁 |
| 2 | ダイバーシティと女性活躍の推進（1 2－2） | 1 2 6 頁 |
| 3 | 多文化共生の推進（1 2－3） | 1 2 9 頁 |

1 3 福祉

- | | | |
|---|------------------|---------|
| 1 | 地域福祉の推進（1 3－1） | 1 3 1 頁 |
| 2 | 障がい者福祉の推進（1 3－2） | 1 3 5 頁 |

Ⅳ 未来を拓くひとづくり

1 4 教育

- | | | |
|---|----------------------------|---------|
| 1 | 未来の礎となる力の育成（1 4－1） | 1 4 0 頁 |
| 2 | 未来を創造し社会の担い手となる力の育成（1 4－2） | 1 4 5 頁 |
| 3 | 特別支援教育の推進（1 4－3） | 1 4 9 頁 |
| 4 | いじめや暴力のない学びの場づくり（1 4－4） | 1 5 2 頁 |
| 5 | 誰もが安心して学べる教育の推進（1 4－5） | 1 5 6 頁 |
| 6 | 学びを支える教育環境の整備（1 4－6） | 1 6 0 頁 |

1 5 子ども

- | | | |
|---|-------------------------|---------|
| 1 | 子どもが豊かに育つ環境づくり（1 5－1） | 1 6 5 頁 |
| 2 | 幼児教育・保育の充実（1 5－2） | 1 6 9 頁 |
| 3 | 児童虐待の防止と社会的養育の推進（1 5－3） | 1 7 2 頁 |
| 4 | 結婚・妊娠・出産の支援（1 5－4） | 1 7 5 頁 |

1 6 文化・スポーツ

- | | | |
|---|---------------------------|---------|
| 1 | 文化と生涯学習の振興（1 6－1） | 1 7 9 頁 |
| 2 | 競技スポーツの推進（1 6－2） | 1 8 2 頁 |
| 3 | 地域スポーツと障がい者スポーツの推進（1 6－3） | 1 8 4 頁 |

<行政運営>

施策の推進を支えるために

1	総合計画の推進	187頁
2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	190頁
3	持続可能な財政運営の推進	193頁
4	適正な会計事務の確保	196頁
5	広聴広報の充実	198頁
6	県庁DXの推進	200頁
7	公共事業推進の支援	202頁

令和 8 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

＜施策＞

施策 1-1 災害対応力の充実・強化

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

実践的な訓練を通じて、県、市町、防災関係機関等における災害への即応力の一層の強化や各主体の連携・協力体制のさらなる強化に取り組むなど、災害対応力の充実・強化を図ることにより、防災・減災対策のさまざまなステージで各主体が役割を果たし、災害から県民の命と暮らしを守るための体制づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 県の災害即応体制の充実・強化

- ・総合防災訓練、総合図上訓練等において、複合災害を想定し、自衛隊・海上保安庁等と連携し、大規模火災を想定した空中消火や船艇と連携した消火訓練、陸路が寸断された地域への空路・海路を使用した人員・物資輸送等の訓練を実施しています。
- ・令和6年8月に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)や、令和6年台風第10号の災害対応、能登半島地震の被災地支援活動で得られた気づきをふまえた訓練を実施し、地域防災計画や広域受援計画などの各種計画の実効性を高めています。
- ・災害対策本部における情報共有と執務環境を改善するため、シチュエーションルーム及びオペレーションルームの設備を増強し、災害対策本部の機能をさらに強化します。
- ・災害マネジメント総括支援員(GADM)研修や「みえ防災・減災センター」が実施する研修を32名の県職員が受講するなど、県災害対策本部の中核となる職員を育成しています。
- ・デジタル技術を活用し、発災直後から情報収集を迅速に行い、関係機関との情報共有を的確に行うための衛星通信機器の配備を計画的に進めており、本年度は7台の衛星通信機器を配備します。
- ・大規模災害時に、県の広域防災拠点において求められる物資の受援・配送に係る機能を強化するため、物資集配に係る運用面と設備面における調査を行っています。
- ・能登半島地震において空路での受援が大きな役割を果たしたことをふまえ、大規模災害発生時の本県における空路の受援体制について検証を行いました。
- ・ヘリコプターテレビシステムの地上設備の老朽化に伴い、設備の更新を行っています。また、活動基盤の整備や実戦的訓練の実施等により、大規模災害発生時における警察機能の維持及び災害対処能力の強化を図っています。

② 市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援

- ・図上訓練の実施が難しい市町に対して、能登半島地震の被災地支援活動から得た気づきや、奥能登豪雨で課題となったことを市町と話し合い、市町が実施する図上訓練等の企画に生かすとともに、訓練が実施されるよう必要な支援を行っています。
- ・市町を支援する職員の専門性向上に必要な研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に職員を市町へ派遣して連携する訓練を実施し、市町の災害対策活動の充実・強化を図りました。
- ・能登半島地震や奥能登豪雨による孤立地域の発生をふまえ、孤立が想定される地域の現状を調査し、市町に対して発災時に必要な通信機器の配置や物資等の備蓄への財政支援を行っています。また、ドローンによる孤立地域への物資輸送の実証調査をいなべ市及び南伊勢町で行い、その結果をふまえて県・市町がドローンを活用し円滑に物資輸送できるガイドラインを作成します。
- ・救助・救援に必要な情報を確実に伝達・共有し、災害時における県、市町、防災関係機関相互の通信を確保するため、防災通信ネットワークの定期点検を行い適切に維持管理しています。

また、衛星系防災行政無線設備については、更新工事を令和7年度内の完成に向け進めています。さらに、市町と連携して、防災通信ネットワークを活用した訓練を実施します。							
③ 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援							
・消防団員数の減少傾向が続いていることから、消防団への入団促進・退団抑制につなげるため、企業等への働きかけを継続的に行っています。							
・倒壊家屋からの救助等に活用する重機に必要な資格取得や、チェーンソー等の資機材の利用に係る講習の受講、孤立地域の状況確認等に活用するドローンの操縦に係る講習の受講、業務のデジタル化等による消防団のDXを推進することで、消防団の充実強化を図っています。また、これらの取組を通じて、消防団活動の魅力向上と効率化を促進し、入団促進・退団抑制につなげています。							
・地域の消防力向上を図るため、消防の広域化及び連携・協力の取組を促進しています。また、消防学校において、大規模災害等に的確に対応できる消防職団員を育成するため、基本的な教育訓練に加え、特殊災害等さまざまな災害や課題に対応できる専門的・実践的な教育訓練を実施しています。							
・三重県石油コンビナート等防災計画の見直しに向け、石油コンビナート防災アセスメント調査等に取り組んでいます。また、高圧ガス製造施設等への立入検査や保安検査等を実施するとともに、高圧ガスや危険物等施設の安全管理者等に対するセミナー・講習会等を実施しています。							
④ 災害保健医療体制の整備							
・能登半島地震における石川県での医療搬送体制や南海トラフ地震における三重県の被害想定をふまえて、三重県独自の医療搬送体制を検討しています。また、人工衛星を利用した通信設備の配備先の拡充や既存設備の更新、DMAT隊員の増加を目的とした三重県DMAT隊員養成研修の実施など、災害医療提供体制のさらなる強化を図っています。							
・歯科診療所が被災した場合の歯科診療体制について、強化を図っています。							
・能登半島地震の気づきをふまえ、災害時の保健医療活動に係る受援体制の充実を図るため、マニュアル等の改定や人材育成研修に取り組んでいます。							
・BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルについて、引き続き、未整備の病院に対してはマニュアルの整備促進を、整備済の病院に対しては不断の見直しを求めています。							
・保健医療活動を支える人材を育成するため、引き続き、災害医療コーディネーター研修や災害薬事コーディネーター研修、災害看護研修、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)研修等を実施するとともに、DHEAT研修等へ参加しています。							
⑤ 国民保護の推進							
・国、市町、関係機関と連携した国民保護図上訓練を実施しました。また、ミサイル飛来時の避難行動について理解促進を図るため、住民避難訓練を実施するとともに、県民の命を守るための緊急一時避難施設の指定に取り組んでいます。							

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数						①⑤	
—	21回	21回	21回	21回		21回	—
14回	21回	18回	21回	—		—	
市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数						②	
—	3市町	10市町	16市町	23市町		29市町	—
—	5市町	9市町	24市町	—		—	

消防団員の減少数						③	
—	200 人	150 人	100 人	50 人		0 人	—
250 人	309 人	93 人	103 人	—		—	—
県内のDMATチーム数						④	
—	29 隊	34 隊	39 隊	45 隊		51 隊	—
29 隊	31 隊	35 隊	40 隊	—		—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 県の災害即応体制の充実・強化

- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備えた体制強化のため、三重県総合防災訓練や総合図上訓練等において、孤立地域や複合災害を想定し、自衛隊・海上保安庁等と連携し、陸路が寸断された地域への空路・海路を使用した人員・物資輸送等の訓練を実施します。
また、半島地域にある三重県・奈良県・和歌山県のさらなる連携を図り、半島防災の取組をより一層強化していくため、平成8年に締結した「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」を見直します。
- ・石川県が令和7年8月に作成した「令和6年能登半島地震対策検証報告書」によると、県職員が主体的に災害対応を行うことができる体制の構築と実践的な訓練の必要性が示されました。また、南海トラフ地震が発生した場合に、円滑な受援が可能となるよう相互応援協定を締結した新潟県や即時応援県である福井県と連携した訓練を行う必要があります。このことから、新たな南海トラフ地震被害想定を踏まえ、県の災害対応力向上ために実践的な訓練を引き続き実施します。
- ・県災害対策本部の災害対応力を強化するため、引き続き、災害マネジメント総括支援員(GADM)研修や「みえ防災・減災センター」が実施する研修を活用し、県災害対策本部の中核となる職員を育成します。
- ・大規模災害時の通信途絶への備えとして、大規模災害発生時にインターネット回線が不通になった場合に、配備する衛星通信機器を職員がスムーズに設置して通信を開始できるように、操作説明会や防災訓練での活用等を継続的に実施していきます。
- ・南海トラフ地震等の災害時に円滑かつ迅速に被災地支援ができるよう、調査結果をふまえながら広域防災拠点の施設改良を行います。
- ・大規模災害時の航空消防活動および受援体制の強化を図るため、代替のヘリコプター基地として使用を想定している「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」において、空路からの支援に必要なジェット燃料の貯蔵庫および給油設備を設置します。
- ・引き続き、ヘリコプターテレビシステムの地上設備の更新を行うとともに、警察用航空機「すずか」が令和8年度に法定点検を迎えることから、必要な整備を行います。また、大規模災害発生時に備え、活動基盤の整備や実戦的訓練の実施等により、警察機能の維持及び災害対処能力の強化を図ります。

② 市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援

- ・市町の災害対応力の向上には図上訓練の実施が不可欠であるものの、実施が難しい市町があることから、新たな南海トラフ地震被害想定を踏まえ、引き続き、市町が実施する図上訓練等を企画段階から支援します。
- ・台風接近時等において被害情報の収集や市町の要請事項を迅速に把握し、円滑な市町支援を行うため、引き続き緊急派遣チームを市町に派遣します。また、派遣される職員に対して必要な研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に職員を市町へ派遣して連携する訓練を実施することで、緊急派遣チームの能力向上を図ります。
- ・地震や豪雨によって孤立地域が発生した際にも、通信手段の断絶や物資の不足といった状況

に陥らないよう、令和7年度に行う状況調査の結果などをふまえ、市町による孤立地域の課題に対応した物資の備蓄等の取組を引き続き支援します。また、ドローンを活用した円滑な物資輸送については、令和7年度に作成するガイドラインの水平展開を図ることで、市町において取組が進むよう支援します。

・災害時に救助・救援に必要な情報を確実に伝達・共有するには、県、市町、防災関係機関相互で滞りなく通信が行われる必要があることから、防災通信ネットワークを適切に維持管理するとともに、機器の操作説明会等を実施して職員のリテラシー向上を図ります。

③ 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援

・消防団員数の減少傾向が続いていることから、引き続き消防団活動の魅力向上と効率化、活動環境の整備を促進し、入団促進・退団抑制を図るとともに、消防団協力事業所への表彰等企業等への働きかけを行います。

また、大規模災害に備えて消防団の災害対応力を向上させる必要があるため、倒壊家屋からの救助に活用する重機や、チェーンソー等の資機材の利用に必要な資格の取得、孤立地域の状況確認に活用するドローンの操縦に係る講習の受講等、業務のデジタル化による消防団活動のDXを推進します。

・地域の消防力向上を図るため、消防の広域化及び連携・協力の取組を促進します。

・消防学校において、激甚化・頻発化する豪雨災害や大規模災害に的確に対応できる消防職団員を育成するため、引き続き基本的な教育訓練に加え、さまざまな災害や課題に対応できる専門的・実践的な教育訓練を実施します。

・南海トラフ地震の発生に備えるため、石油コンビナート防災アセスメント調査の結果をふまえ、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しを行います。

・事業者の自主保安を促進し、高圧ガス等の事故の発生を未然に防止するため、高圧ガス製造施設等への立入検査や保安検査等を実施するとともに、高圧ガスや危険物等施設の安全管理者等に対するセミナー・講習会等を実施します。

④ 災害保健医療体制の整備

・能登半島地震における石川県でのMCC(メディカルチェックセンター)を活用した医療搬送体制や南海トラフ地震における三重県の被害想定をふまえて整理した、三重県独自の医療搬送体制の構築に向け、それぞれの役割を担う機関と連携して体制整備を進めます。また、DMAT隊員の増加を目的とした三重県DMAT隊員養成研修の実施やDMATコーディネーターの養成に向けた支援など、災害医療提供体制のさらなる強化を図ります。

・歯科診療所が被災した場合の歯科診療体制について、さらなる強化を図ります。また、発災後、関係団体との連絡体制を速やかに確保するなど、適切な受援体制の整備を進めます。

・BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルについて、引き続き、未整備の病院に対してはマニュアルの整備促進を、整備済の病院に対しては不断の見直しを求めます。

・保健医療活動を支える人材を育成するため、引き続き、災害医療コーディネーター研修や災害薬事コーディネーター研修、災害看護研修、保健師対象の研修等を実施するとともに、DHEAT研修等へ参加します。また、災害支援ナース派遣調整訓練や、内閣府が主催する三重県を被災地の一部とする大規模地震時医療活動訓練を実施します。あわせて、D24Hの活用を市町等に働きかけます。

⑤ 国民保護の推進

・有事への対応をより迅速かつ的確に行うことができるよう、国、市町、関係機関と連携し、有事の際の対処能力向上を目的とした国民保護図上訓練を実施します。また、有事の際に県民が適切な避難行動をとれるよう、住民避難訓練を実施するとともに、県民の命を守るため、緊急一時避難施設の指定を進めます。

施策 1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 災害に強い地域づくり

- ・「三重県南海トラフ地震対策検討会議」から意見をいただきながら、新たな南海トラフ地震被害想定を作成に取り組んでいます。また、南海トラフ地震特有の課題への対策を俯瞰的かつ明確に示す、南海トラフ地震対策に特化した条例や、新たな南海トラフ地震被害想定をもとに作成する、南海トラフ地震対策に特化した計画について検討を進めています。
- ・県内に津波警報の発表や水害が発生する中、県民の皆さんの防災意識を高め、自助・共助の取組を促進するため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、6月に開催した「みえ風水害対策シンポジウム・防災講演会」など啓発活動の充実に取り組んでいます。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携し、能登半島地震や奥能登豪雨の支援活動を通じて得た気づきをふまえ、避難所運営の実践的な内容を盛り込んだ自主防災組織リーダー研修・交流会を県内3か所で開催し、避難所運営ができる地域人材を育成しています。
- ・県内の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざして、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、サポーターが地域で行う防災活動に対して支援しています。
- ・災害対応のマネジメント技術を身に付け、県や市町の災害対策本部において発災直後から先を見据えた災害対応を企画・立案することができる職員を育成するため、新たに「みえ防災人材アカデミー」を「みえ防災・減災センター」内に立ち上げ、県・市町職員を対象とした実践的な研修を実施しています。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・令和7年8月5日に開催した「三重県南海トラフ地震対策検討会議」における意見をふまえ、津波災害警戒区域の指定基準を決定しました。今後は、新たな南海トラフ地震被害想定をもとに、市町と調整しながら、津波災害警戒区域(案)を策定します。
- ・能登半島地震や奥能登豪雨で明らかになった課題の解決に向け、令和7年度に新たに「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設し、市町が策定した計画に基づく避難所の環境改善や孤立地域対策の取組について支援しています。また、避難所運営の課題を解決するために市町への専門家派遣を行っています。
- ・市町による津波避難タワー等の津波避難施設の整備の取組や、耐震シェルター設置助成制度の取組について引き続き支援しています。津波避難施設の整備については、新たに既存の施設の老朽化対策への支援も実施しています。
- ・県民の皆さんの適切な避難行動を促進する防災アプリ「みえ防災ナビ」を運用し、防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信するとともに、アプリの普及促進を図っています。また、目が見えない、見えにくい方に対して防災情報を届けるサービス「耳で聴くハザードマップ」の提供を6月に開始しました。

- ・夜間時の地震発生など昼間より避難が困難な状況においても適切に避難できる地域づくりを進めるため、県防災技術指導員を派遣し、避難訓練など市町による夜間避難対策の取組を支援しています。また、市町が実施する避難行動要支援者の避難対策について支援するとともに、被災者一人ひとりに寄り添い、自立・再建に向けた支援を行う災害ケースマネジメントについての検討を進めています。
- ・避難所のある生活環境の確保に向けて、県内指定避難所の実態調査を実施しています。また災害関連死を防ぐための避難対策として、国による能登半島地震の2次避難の検証結果をふまえ、被災地外への避難のあり方について、検討を進めています。
- ・国が令和7年8月に改訂した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」をふまえ、県民向けの啓発チラシを作成するとともに、防災イベント等において、臨時情報が発表された際に取るべき行動などについて啓発を行いました。今後、県HPの修正を行うとともに、引き続き、啓発を行います。
- ・災害対策本部における情報収集や県民への情報提供を行う防災情報プラットフォームの更新を進めています。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきをふまえ、行政、社会福祉協議会、NPO等が防災時に協働して円滑に支援活動ができるよう、連携強化に向けた研修会等を開催し、市町における災害ボランティアの受入れ体制の整備に係る支援を進めています。
- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画するとともに、全国域で活動する災害支援NPOによる勉強会を開催し、MVSCのコーディネート機能強化に取り組んでいます。
- ・令和7年9月12日の大雨による被害を受け、MVSCを立ち上げて四日市市災害ボランティアセンターにメンバーを派遣し、その運営に対する助言等を行いました。

④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進しています。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組んでいます。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図っています。
- ・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数						②	
—	6市町	12市町	18市町	24市町	—	29市町	—
—	6市町	12市町	18市町	—	—	—	—
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数						①②	
—	3,247千件	3,279千件	3,311千件	3,343千件	—	3,375千件	—
3,215千件	2,845千件	4,563千件	6,754千件	—	—	—	—

津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数						②	
—	4 市町	8 市町	12 市町	16 市町	—	19 市町	—
—	6 市町	10 市町	12 市町	—	—	—	—
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合						④	
—	85.0%	100%	100%	100%	—	100%	—
75.0%	83.6%	88.9%	92.5%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 災害に強い地域づくり

- ・国による南海トラフ地震対策と県の対策の整合をとる必要があることから、令和7年7月に国が変更した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の内容をふまえ、県の「南海トラフ地震防災対策推進計画」を改定します。
- ・南海トラフ地震対策の推進体制を強化するため、南海トラフ地震対策に特化した条例を制定するとともに、計画的な取組によって南海トラフ地震による被害を最小化するため、南海トラフ地震対策に特化した計画を作成します。
- ・南海トラフ地震が発生した際に必要な対策をさらに円滑に実施できるよう、国や他都道府県等からの支援を円滑に受け入れるための「三重県広域受援計画」を改定するとともに、南海トラフ地震から復興していくために必要な対策と手順を取りまとめた「三重県復興指針」の見直しに着手します。
- ・県民の皆さんへの防災意識の醸成や災害への備えを促すため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、シンポジウムの開催などによる啓発活動に取り組みます。また、次代を担う子ども・若者世代の防災意識を向上させるため、防災関係機関等と連携して、三重県誕生150周年記念事業として三重県防災フェスを実施します。
- ・避難所運営ができる地域人材の育成や、地域の防災活動の担い手となる若年層の育成、県や市町における災害対応のマネジメント技術を身に付けた職員を育成するため、「みえ防災・減災センター」と連携した研修等を実施します。
- ・市町における南海トラフ地震対策をはじめとする防災対策の強化を促すため、新たな南海トラフ地震被害想定を理解を深め、市町のトップに求められる災害時のリーダーシップを高めるためのトップセミナーを開催します。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・南海トラフ地震などによる津波に対する住民の危機意識を高め、避難対策をさらに強化するため、令和7年度に策定する津波災害警戒区域(案)について、住民への説明や、津波防災地域づくりに関する法律に基づき関係市町長の意見を聴いたうえで、津波災害警戒区域を指定します。
- ・指定避難所におけるスフィア基準をふまえた良好な生活環境を実現するため、「いのちを守る防災・減災総合補助金」により、市町に対して取組の強化を呼びかけるとともに、計画に基づく資機材整備等の取組に対して引き続き支援します。また、各市町における避難所運営上の様々な課題解決に向けて専門家を派遣します。
- ・津波から県民の皆さんがすみやかに避難できるよう、市町が行う津波避難施設の整備や既存施設の老朽化対策に対して引き続き支援します。また、家屋倒壊から命を守るため、市町による耐震シェルターの設置助成制度の取組に対しても引き続き支援します。
- ・県民の皆さんの適切な避難行動を促進するため、防災アプリ「みえ防災ナビ」による情報発信を引き続き行うとともに、アプリの普及のため県民や県内を訪れる観光客に向けたSNS広告等の実施や地域の防災活動での啓発に取り組みます。
- ・県民の皆さんが夜間でも適切な避難行動をとれるよう、引き続き夜間避難訓練への技術的助

言など市町等による防災の取組に対して支援を行います。また、要配慮者や自ら避難が困難な避難行動要支援者が円滑に避難し、被災後の自立・生活再建を支援するため、市町による個別避難計画の作成を促進するとともに、災害ケースマネジメントの体制づくりを推進します。

- ・避難所の良好な生活環境を確保して災害関連死の発生を防ぐため、新たな南海トラフ地震被害想定の結果をふまえ、市町内で避難者を全て受け入れられない場合の域外への避難確保体制の構築と、スフィア基準を満たす居住スペース等の確保に向けて広域避難計画を策定します。
- ・南海トラフ地震臨時情報についての正しい理解を広げる必要があることから、南海トラフ地震に関するイベント等あらゆる機会をとらえて啓発に取り組みます。
- ・外国人住民や来県しているインバウンドが適切な避難行動をとれるよう、緊急性の高い津波警報を多言語化して緊急速報メールで配信する機能を、防災情報プラットフォームに実装します。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・MVSC が災害時に効果的な支援活動を実施できるよう、県内関係団体や経験豊富な全国域の災害中間支援組織と連携した県域の情報共有会議の模擬訓練や振り返りワークショップを開催し、より良い体制の整備や初動対応の実践力強化に取り組みます。
- ・市町における災害ボランティア受入れ体制を強化するため、複数の市町での地域間連携を促すための勉強会やワークショップを開催し、市町・市町社協・NPO 等の三者連携の促進に取り組みます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に引き続き取り組みます。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、引き続き災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。
- ・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に引き続き取り組みます。

施策1-3 災害に強い県土づくり

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守る堰堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます。

大規模地震発生後の津波等による被害軽減のため、海拔0m地帯等における河川・海岸堤防や大型水門等の耐震対策が進んでいます。

災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路等の整備が進んでいます。

河川監視カメラ等の設備拡充による被災情報の迅速な把握や、新規導入した排水ポンプ車など初動体制が強化されています。

定期点検に基づく適切なメンテナンスにより、災害時・平常時を問わずインフラの機能が確保されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 流域治水の推進

・浸水被害リスクの軽減に向けて、流域治水の取組の見える化等により「流域治水プロジェクト」の推進を図るとともに、気候変動をふまえた河川整備計画の見直しを進めています。また、河川の堆積土砂を29万㎡撤去することを目標として土砂撤去を進めるとともに、流水の阻害となっている樹木の伐採を進めています。このほか、令和10年度完成に向けて、鳥羽河内ダムの本体工事を推進しています。

② 土砂災害対策の推進

・土砂災害防止施設の整備について、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進め、2箇所(累計11箇所)の完了を目標として事業を実施しています。また、堆積した土砂の撤去が必要な砂防ダムについて、緊急度の高い箇所から堆積土砂の撤去を進めています。

・令和7年5月26日に宅地造成および特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)に基づく規制区域の指定・規制の運用を開始し、盛土による災害防止を図っています。

③ 山地災害対策の推進

・台風等による山地災害からの早期復旧に取り組むとともに、山地災害危険地区の治山施設整備未着手箇所や荒廃森林において災害の未然防止を図るため、治山事業により施設整備を実施しています。

④ 高潮・地震・津波対策の推進

・高潮災害防止のための海岸保全施設の整備や、地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸において、2河川および6海岸の堤防、河口部の大型水門等5基の耐震対策を推進しています。また、12河川および6海岸の堤防で粘り強い構造とする施設整備を実施しています。

・津波や高潮、洪水などの災害時において、放置船が港湾施設やその背後の人家や公共施設に流出し二次被害発生の一因となることや、油流出における環境等への影響が懸念されることから、放置船対策を推進しています。また、港湾区域においては行政代執行等により放置船の撤去を実施しています。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保
・災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等に架かる橋の落橋および倒壊対策を44橋、洪水で橋が流されない対策を5橋で進めています。また、緊急輸送道路の土砂崩れ対策を13箇所を進めています。さらに、緊急輸送道路における車両のすれ違いが困難な箇所の解消等に向けて10箇所を整備を進めています。
⑥ インフラ危機管理体制の強化
・道路・河川監視カメラ、水位計の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムについて県広報番組等を活用して県民への周知を図っています。
・大規模災害発生時の対応を的確に行うため、各種訓練を引き続き実施していきます。
・デジタル技術を活用して被災状況を早期に把握し、本庁等とリアルタイムで情報共有を行うとともに現地の応急対応の迅速化を進めています。
・令和5年度に導入した排水ポンプ車の操作訓練を実施するとともに、2台目の排水ポンプ車を伊勢庁舎に配備するため製作を進めています。
⑦ インフラの老朽化対策の推進
・道路・河川・海岸・下水道等、公共インフラの定期点検・長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを進めています。道路施設については、定期点検の結果により早期措置段階と診断された橋梁・トンネル等206施設で修繕を進めています。
・埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、国の要請により設置から30年が経過した内径2m以上の管路を対象とした全国特別重点調査を実施するとともに、県独自の取組として腐食する恐れが大きい管路の調査を実施し、状態に応じた必要な措置を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量(累計)						①	
—	249 万㎡ (△21 万㎡)	232 万㎡ (△38 万㎡)	190 万㎡ (△80 万㎡)	161 万㎡ (△109 万㎡)	—	144 万㎡ (△126 万㎡)	—
270 万㎡	245 万㎡ (△25 万㎡)	219 万㎡ (△51 万㎡)	190 万㎡ (△80 万㎡)	—		—	
要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率						②	
—	10% (3 件 /30 件)	20% (6 件 /30 件)	27% (8 件 /30 件)	37% (11 件 /30 件)	—	63% (19 件 /30 件)	—
—	17% (5 件 /30 件)	23% (7 件 /30 件)	30% (9 件 /30 件)	—		—	
市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率						④	
—	54% (6 市町 /11 市町)	72% (8 市町 /11 市町)	100% (11 市町 /11 市町)	100%	—	100%	—
45% (5 市町 /11 市町)	63% (7 市町 /11 市町)	91% (10 市町 /11 市町)	100% (11 市町 /11 市町)	—		—	

大規模地震でも壊れない補強された橋の割合						⑤	
—	92% (508 橋 /553 橋)	94% (520 橋 /553 橋)	95% (523 橋 /553 橋)	96% (529 橋 /553 橋)	—	100%	—
91% (503 橋 /553 橋)	93% (514 橋 /553 橋)	94% (520 橋 /553 橋)	95% (523 橋 /553 橋)	—	—	—	—
被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築						⑥	
—	道路カメラ 設置率 58% (58 台 /100 台)	道路カメラ 設置率 71% (71 台 /100 台)	道路カメラ 設置率 84% (84 台 /100 台)	道路カメラ 設置率 91% (91 台 /100 台)	—	道路・河 川の重点 監視箇所 における 画像情報 の集中監 視体制の 完成	—
	河川カメラ 設置率 54% (56 台 /102 台)	河川カメラ 設置率 67% (69 台 /102 台)	河川カメラ 設置率 79% (81 台 /102 台)	河川カメラ 設置率 90% (92 台 /102 台)	—		—
	コントロールルーム 設置				—		—
パトロール や住民など からの通報 を中心とす る情報収集	道路カメラ 設置率 58% (58 台 /100 台)	道路カメラ 設置率 59% (59 台 /100 台)	道路カメラ 設置率 82% (82 台 /100 台)	—	—		—
	河川カメラ 設置率 55% (57 台 /102 台)	河川カメラ 設置率 71% (73 台 /102 台)	河川カメラ 設置率 86% (88 台 /102 台)	—	—	—	—
	コントロールルーム 設置				—	—	—
橋梁の修繕完了率						⑦	
—	100% (49 橋 /49 橋)	100% (53 橋 /53 橋)	100% (34 橋 /34 橋)	100% (29 橋 /29 橋)	—	100%	—
100% (54 橋 /54 橋)	100% (49 橋 /49 橋)	100% (53 橋 /53 橋)	100% (34 橋 /34 橋)	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 流域治水の推進

・気候変動の影響により頻発化、激甚化する水災害に備えるため、引き続き河川の堆積土砂撤去や樹木伐採等、浸水被害リスクの軽減に向けて「流域治水プロジェクト」を着実に推進するとともに、気候変動をふまえた河川整備計画の見直しを進めます。また、令和5年度から着手した鳥羽河内ダムについては、令和10年度の完成に向けて進捗を図ります。

② 土砂災害対策の推進 ・土砂災害発生の危険性がある区域で、引き続き土砂災害防止施設の整備を進め、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進めます。また、堆積した土砂の撤去が必要な砂防ダムが多く残されていることから、今後も継続的に砂防ダムの堆積土砂撤去を推進します。 ・引き続き、盛土規制法に基づく規制により盛土による災害防止を図るとともに、基礎調査(既存盛土等調査)を行い、規制区域内における既存盛土等の安全性の把握等を行います。
③ 山地災害対策の推進 ・土砂の流出防止や山腹斜面の安定を図るため、台風等による山地災害からの早期復旧や、山地災害危険地区や荒廃森林における治山施設の整備に取り組みます。 ・森林の土砂流出防止等の公益的機能を発揮させるため、保安林内の森林整備を進めるとともに、山地災害を未然防止するため、長寿命化計画に基づき、治山施設の老朽化対策に取り組みます。
④ 高潮・地震・津波対策の推進 ・強い台風による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定されるため、県管理河川・海岸の耐震、高潮対策を進めます。また、河川・海岸堤防等については、粘り強い構造とする施設整備を進めます。 ・一般海域においては放置船の措置に関する法令が整備されていないため、条例を制定します。また、一般海域を含めた公共海域の放置船対策に取り組みます。
⑤ 緊急輸送道路等の機能確保 ・緊急輸送道路等で大規模災害発生時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしたことをふまえ、引き続き、緊急輸送機能を確保するための対策に取り組みます。
⑥ インフラ危機管理体制の強化 ・被災情報を迅速に把握するため、引き続き、道路・河川監視カメラ、水位計の配備拡充に取り組みます。 ・引き続き、デジタル技術を活用した迅速な被災状況の把握に取り組みます。 ・関係機関と連携した実動訓練を積み重ねるとともに、配備した排水ポンプ車を活用した訓練を実施し、初動体制の強化に取り組みます。 ・道路法改正により法定化された道路啓開計画の実効性を高めるため、計画の更新を行います。
⑦ インフラの老朽化対策の推進 ・災害時・平常時を問わずインフラの機能を確保する必要があるため、引き続き、長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを行います。

施策 2-1 地域医療提供体制の確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

患者の状態に応じた質の高い効率的・効果的な医療が提供されるよう、県民の皆さんと将来あるべき医療提供体制についての共通理解が進み、医療機能の分化・連携、医療従事者の確保、がん・循環器病対策、救急医療など、地域の医療提供体制が充実しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域医療構想の実現

- ・「第8次三重県医療計画」に基づき、5疾病・6事業および在宅医療の取組をはじめ、「三重の健康づくり基本計画」や「三重県介護保険事業支援計画」など、他の関連する施策と連携を図りつつ、医療資源の有効活用、医療人材の確保・育成、医療DXの推進等に取り組み、効率的で質の高い医療提供体制を構築しています。
- ・県内8地域の地域医療構想調整会議等において、入院、外来、在宅における各地域の現状、課題や、新たな地域医療構想の方向性等の協議を行い、医療機関の機能分化・連携を進めています。

② 医療分野の人材確保

- ・地域における医療提供体制の確保を図るため、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数確保や偏在解消に取り組んでいます。また、国から示された「医師の偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき、医師の偏在対策に向けて取り組んでいます。さらに、県外在住の医師や医学生等への情報発信等を行うとともに、三重大学に移行期医療の寄附講座を設置することにより、県外からの医師確保の取組を進めています。
- ・三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進のほか、情報発信の充実等により看護職員の確保に取り組んでいます。また、看護職員の負担軽減を図るため、看護補助者の活用等に取り組むとともに、特定行為研修修了者を増やすための説明会や専任教員養成講習会の開催等により、看護職の人材育成や看護教育の充実のための取組を進めています。
- ・地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象とした体験実習や研修会を開催するとともに、高校生を対象とした病院現場の見学・体験など医療従事者との交流を図ることにより、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保に取り組んでいます。
- ・医師の働き方改革について、医療勤務環境改善支援センターの労務管理アドバイザーによる相談対応に取り組むとともに、地域医療提供体制の確保を図るため、医師の教育研修や派遣に取り組む医療機関を支援しています。また、医療従事者の勤務環境改善を一層促進するため、「女性が働きやすい医療機関」認証医療機関の好事例の周知等に取り組んでいます。さらに、生産性向上や職場環境整備のための取組を支援し、医療人材の確保・定着に取り組んでいます。
- ・医療資源が不足するへき地においても適切な医療を受けることができるよう、へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等に取り組むとともに、へき地におけるオンライン診療の導入を進める市町等を支援しています。また、へき地等における医師確保に向けて、医師少数区域経験認定医師に対して、研修費の助成などの支援に取り組んでいます。
- ・薬局機能を強化するため、在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を引き続き支援するとともに、復職・転職支援等により薬剤師の確保に取り組んでいます。また、県内病院薬剤師の確保・育成を目的とした奨学金返還助成制度を運用するとともに、派遣等の

支援を行うことで薬剤師の地域偏在・職域偏在の解消に取り組んでいます。

③ がん対策の推進

- ・県民に対して、がん検診の受診勧奨や、県内医療機関の情報、がん患者が受けられる支援などに関する情報を公的な立場から総合的・効果的に届けるため、がんに関する情報発信の強化に取り組んでいます。また、がんの早期発見・早期治療をめざし、がん検診の受診勧奨に取り組む市町に対する財政支援を行うとともに、効果的な受診勧奨に向けた分析や勧奨策の実施を支援し、受診率向上に係る市町の取組の充実を図っています。
- ・がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備の支援や緩和ケア・外来化学療法の実施など、県のがん医療提供体制の整備を進めるとともに、がん対策をより効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、情報の利活用を進めています。
- ・がん患者やその家族等が治療の早期から必要な支援を受けられるよう、三重県がん相談支援センター等の相談窓口の充実・利用促進とともに、事業者に対するがん患者の治療と仕事の両立支援の理解促進を図っています。加えて、がんになっても自分らしく生きることができるよう、市町と連携して、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者へのウィッグ等の購入に対する補助や、在宅療養を希望するAYA世代のがん患者への在宅療養に対する補助を行っています。

④ 循環器病対策の推進

- ・脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器病対策のさらなる推進をめざし、循環器病に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣の改善促進に係る県民向けの情報発信を強化し、発症予防・重症化予防に取り組んでいます。また、循環器病による年齢調整死亡率について、近年の増加傾向にかかる原因分析を行っています。
- ・三重大学医学部附属病院が設置する「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の運営を支援するとともに、同センターと連携し、循環器病患者に対する相談の実施など、総合的な支援体制の充実を図っています。

⑤ 救急医療等の確保

- ・三重県医師会等の関係機関と連携し、新規に開業する医療機関を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めています。
- ・かかりつけ医の必要性や救急車の適正利用などについて、ホームページへの掲載やリーフレットの配布など普及啓発を行うとともに、電話案内、自動音声・FAX案内サービスで対応可能な医療機関の情報を医療ネットみえ(救急医療情報ネット)で提供することにより、県民の適切な受診行動を促進しています。
- ・重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営および設備整備、ドクターヘリの運航等を支援しています。
- ・救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援するとともに、指導救命士の養成に取り組んでいます。加えて、新たに習得すべき特定行為に関する講習を実施するなど救急救命士の資質向上等に取り組んでいます。
- ・安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー(すくすく号)の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル(＃8000)」による電話相談の充実を図っています。
- ・分娩取扱施設が減少傾向にあるなか、分娩取扱施設が少ない地域において、施設・設備の整備を実施する分娩取扱施設や産科医の受入支援に取り組む市町を支援するとともに、「三重の周産期医療体制のあり方検討会」を立ち上げ、地域において安全・安心に出産できる周産期医療体制の確保に向けた検討を進めています。
- ・小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組むとともに、小児患者が成長に合わせて適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援センターの設置をはじめとした移行期医療支援体制の整備に向けて検討を進めています。
- ・医療に関する患者・家族等からの相談等に対応していくとともに、医療安全推進協議会における相談事例等の共有や医療従事者に対する医療安全研修会等を通じ、医療安全対策の推進に積極的に取り組んでいます。
- ・感染対策等の取組を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において、これまで

の研修会に加え、医療従事者を対象とした、実践型感染症対策研修会を実施するなど、県内医療機関における院内感染等の対策の推進に必要な取組の支援を行っています。
⑥ 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 ・中期経営計画に基づき、各県立病院の役割や地域のニーズに応じた医療を提供しながら、健全な病院経営をめざしています。 ・こころの医療センターにおいては県内の精神科医療の中核病院としての機能や地域生活支援の取組を、一志病院においてはプライマリ・ケアの実践や人材育成、予防医療の取組を、志摩病院においては指定管理者制度のもと地域の中核病院としての取組を進めています。
⑦ 適正な医療保険制度の確保 ・国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、市町や関係団体と連携し安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めています。また、保険者努力支援制度等を活用し、各市町の実情に応じた予防・健康づくりなど医療費適正化の取組を支援するとともに、「第2期三重県国民健康保険運営方針」に基づき、保険料水準の統一に向けた取組を計画的・段階的に進めています。 ・子ども・一人親家庭等・障がい者が、安心して必要な医療を受けられるよう、各市町が実施する福祉医療費助成事業を引き続き支援しています。また、現物給付に係る市町補助について、対象年齢を拡大しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
病院勤務医師数						②	
—	2,801.9人	2,822.6人	2,843.3人	2,864.0人	—	2,884.7人	—
2,781.2人	2,824.7人	2,837.0人	2,861.2人	—	—	—	—
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合						②	
—	68.2%	69.0%	69.8%	70.6%	—	71.4%	—
67.4%	66.0%	64.4%	67.4%	—	—	—	—
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)						③	
—	乳がん 19.0% 子宮頸がん 20.0% 大腸がん 9.2% (3年)	乳がん 20.5% 子宮頸がん 21.2% 大腸がん 10.7% (4年)	乳がん 22.0% 子宮頸がん 22.5% 大腸がん 12.1% (5年)	乳がん 23.5% 子宮頸がん 23.7% 大腸がん 13.6% (6年)	—	乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0% 大腸がん 15.0% (7年)	—
乳がん 17.5% 子宮頸がん 18.7% 大腸がん 7.8% (2年)	乳がん 17.0% 子宮頸がん 18.6% 大腸がん 7.9% (3年)	乳がん 17.1% 子宮頸がん 18.5% 大腸がん 7.7% (4年)	乳がん 17.2% 子宮頸がん 18.3% 大腸がん 7.6% (5年)	—	—	—	—

がんによる10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)						③	
—	259.1人 (3年)	255.8人 (4年)	252.5人 (5年)	249.3人 (6年)	—	246.1人 (7年)	—
262.5人 (2年)	267.7人 (3年)	267.8人 (4年)	259.4人 (5年)	—	—	—	—
循環器病による10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)						④	
—	213.0人 (3年)	206.4人 (4年)	200.0人 (5年)	193.7人 (6年)	—	187.7人 (7年)	—
219.9人 (2年)	216.7人 (3年)	232.9人 (4年)	235.1人 (5年)	—	—	—	—
救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合						⑤	
—	50.8% (3年)	50.0% (4年)	49.2% (5年)	48.4% (6年)	—	47.6% (7年)	—
51.6% (2年)	51.2% (3年)	53.5% (4年)	54.2% (5年)	—	—	—	—
県立病院患者満足度						⑥	
—	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	—	95.0%	—
91.3%	91.5%	92.7%	93.5%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域医療構想の実現

- ・「第8次三重県医療計画」(計画期間:令和6(2024)年度から令和11(2029)年度)の中間見直しを行うとともに、5疾病・6事業および在宅医療の取組をはじめ、医療資源の有効活用、医療人材の確保・育成、医療DXの推進等に取り組み、効率的で質の高い医療提供体制を構築します。
- ・入院医療、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた、あるべき地域の医療提供体制を実現するため、新たな地域医療構想の策定に向けて取り組みます。

② 医療分野の人材確保

- ・地域における医療提供体制の確保を図るため、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数確保や偏在解消に取り組みます。また、実効性のある医師偏在対策の取組を進めるため、医師偏在是正プランを策定し、診療所の承継・開業を支援するとともに、診療科偏在が課題となっている特定診療科の専攻医の確保・育成を支援します。
- ・三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進のほか、情報発信の充実等により看護職員の確保に取り組みます。また、領域別・地域別に採用力向上セミナーを開催するとともに、プラチナナースや看護補助者など多様な人材の雇用や持続可能な働き方を支援します。さらに、助産師出向支援を拡充することにより、助産師の就業場所や地域偏在の解消を目的とした応援出向を支援します。
- ・地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象とした体験実習や研修会を開催するとともに、高校生を対象とした病院現場の見学・体験など医療従事者との交流を図ることにより、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保に取り組みます。
- ・医師の働き方改革について、医療勤務環境改善支援センターの労務管理アドバイザーによる相談対応に取り組むとともに、地域医療提供体制の確保を図るため、医師の教育研修や派遣に取り組む医療機関を支援します。また、医療従事者の勤務環境改善を一層促進するため、「女性

が働きやすい医療機関」認証医療機関の好事例の周知等に取り組みます。

- ・医療資源が不足するへき地においても、適切な医療を受けることができるよう、へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等に取り組むとともに、へき地におけるオンライン診療の導入を進める市町等を支援します。また、へき地等における医師の定着促進を図るため、医師少数区域経験認定医師に対して、研修費の助成などの支援に取り組みます。
- ・薬局機能を強化するため、在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を引き続き支援するとともに、復職・転職や専門・認定資格の取得支援等により薬剤師の確保・定着に取り組みます。また、県内病院薬剤師の確保・育成を目的とした奨学金返還助成制度の運用、地域出向の支援を引き続き実施するとともに、新たに県内大学と連携して、県内の偏在地域での就職を希望する薬学生に対する修学支援の検討を進めるなど、薬剤師の地域偏在・職域偏在の解消を図ります。

③ がん対策の推進

- ・県民に対して、がん検診の受診勧奨や、県内医療機関の情報、がん患者が受けられる支援などに関する情報を公的な立場から総合的・効果的に届けるため、がんに関する情報発信の強化に取り組みます。また、がんの早期発見・早期治療をめざし、がん検診の受診勧奨に取り組む市町に対する財政支援を行うとともに、市町の効果的な受診勧奨に向けた分析や職域も含めた受診率向上に係る取組の充実を図ります。
- ・がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備の支援や緩和ケア・外来化学療法の推進など、引き続き、県のがん医療提供体制の整備を進めるとともに、がん対策をより効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、情報の利活用を進めます。
- ・がん患者やその家族等が治療の早期から必要な支援を受けられるよう、三重県がん相談支援センター等の相談窓口の充実・利用促進とともに、事業者に対するがん患者の治療と仕事の両立支援の理解促進を図ります。加えて、がんになっても自分らしく生きることができるよう、市町と連携して、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者へのウィッグ等の購入に対する補助や、在宅療養を希望するAYA世代のがん患者への在宅療養に対する補助を行います。

④ 循環器病対策の推進

- ・脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器病対策のさらなる推進をめざし、循環器病に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣の改善促進に係る県民向けの情報発信を強化し、発症予防・重症化予防に取り組みます。
- ・三重大学医学部附属病院が設置する「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の運営を支援するとともに、同センターと連携し、循環器病患者に対する相談の実施など、総合的な支援体制の充実を図ります。

⑤ 救急医療等の確保

- ・三重県医師会等の関係機関と連携し、新規に開業する医療機関を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めます。
- ・かかりつけ医の必要性や救急車の適正利用などについて、ホームページへの掲載やリーフレットの配布など普及啓発を行うとともに、電話案内、自動音声・FAX案内サービスで対応可能な医療機関の情報を医療ネットみえ(救急医療情報ネット)で提供することにより、県民の適切な受診行動を促進します。
- ・重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営および設備整備、ドクターヘリの運航等を支援します。
- ・救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援するとともに、指導救命士の養成に取り組みます。加えて、新たに習得すべき特定行為に関する講習を実施するなど救急救命士の資質向上等に取り組みます。
- ・安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー(すくすく号)の運用に対する支援や、新生児搬送に係る調査・検討を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル(＃8000)」による電話相談のさらなる充実を図ります。
- ・分娩取扱施設が減少傾向にあるなか、分娩取扱施設が少ない地域において、施設・設備の整備を実施する分娩取扱施設や産科医の受入支援に取り組む市町を支援するとともに、「三重の

周産期医療体制のあり方検討会」において、引き続き、地域において安全・安心に出産できる周産期医療体制の確保に向けた検討を進めます。

- ・小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組むとともに、小児患者が成長に合わせて適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援センターの設置をはじめとした移行期医療支援体制の整備に向け、支援の窓口となるコーディネーターの育成に取り組めます。
- ・医療に関する患者・家族等からの相談等に対応していくとともに、医療安全推進協議会における相談事例等の共有や医療従事者に対する医療安全研修会等を通じ、医療安全対策の推進に積極的に取り組めます。
- ・感染対策等の取組を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において、感染症対策等の研修会をさらに充実させるなど、県内医療機関における院内感染等の対策の推進に必要な支援を行います。

⑥ 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

- ・中期経営計画に基づき、各県立病院の役割や地域のニーズに応じた医療を提供しながら、健全な病院経営をめざします。
- ・こころの医療センターにおいては、政策的医療のほか、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供、訪問看護やデイケア等の地域生活支援、精神分野における災害医療に取り組めます。一志病院においては、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成のほか、予防医療の提供や地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携に取り組めます。志摩病院においては、指定管理者と密接に連携しながら、地域の医療ニーズをふまえた診療機能の維持・充実に取り組めます。

⑦ 適正な医療保険制度の確保

- ・国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、市町や関係団体と連携し安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めます。また、保険者努力支援制度等を活用し、各市町の実情に応じた予防・健康づくりなど医療費適正化の取組を支援するとともに、「第2期三重県国民健康保険運営方針」に基づき、保険料水準の統一に向けた取組を着実に推進します。
- ・子ども・一人親家庭等・障がい者が、安心して必要な医療を受けられるよう、各市町が実施する福祉医療費助成事業を引き続き支援します。

施策 2-2 感染症対策の推進

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

県民一人ひとりが正しい知識に基づいて行動できるよう、研修会の開催など感染防止に係る普及啓発や、感染症の発生動向などの情報発信が的確に行われています。

また、感染症の発生時には感染拡大を防止できるよう、速やかに積極的疫学調査や検査が実施できる体制が整備されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 感染予防のための普及啓発の推進

・例年より高い水準で流行している感染症もあることから、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行い、関係機関や県民へ感染症の発生動向等の情報提供に取り組んでいます。

② 感染症危機管理体制の整備

・新興感染症の発生時に迅速に医療提供体制を立ち上げることができるよう、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、平時から新興感染症に対応可能な体制を整備しています。

・市町における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に向けて支援しています。

・協定締結医療機関の施設・設備整備を支援し、感染症への対応力を強化するとともに、県庁・保健所等の職員が参加する訓練・研修を実施し、感染症対応に強い人材の育成を図っています。

・新型コロナウイルス感染症の発生初期に個人防護具が不足したことをふまえ、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備えて、県においても計画的に個人防護具を備蓄しています。

・新型コロナウイルス感染症への対応については、医療提供体制のひっ迫等が生じないよう、県独自の対応として、電話相談窓口や感染状況の把握等を当面の間継続しています。

・高齢者や障がい者等の入所施設等では、感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高いため、引き続き、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催します。

・発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援等を行っています。また、感染症発生時には、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携が重要となることから、感染症対策連携協議会の開催や各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実を図っています。

③ 感染症対応のための相談・検査の推進

・エイズやウイルス性肝炎等の早期発見に向け、保健所等が実施しているHIV検査やウイルス性肝炎検査などの普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざしています。また、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組んでいます。

・結核患者の早期発見と適切な治療につながるよう、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS(直接服薬確認療法)、接触者健診等を実施しています。なお、増加する高齢者や外国人の結核患者に対応するため、高齢者施設の管理者や関係者と連携し治療完遂に向けた支援の充実を図っています。

・予防接種要注意者や副反応歴のある方等の接種機会の確保を図るため、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応や、予防接種要注意者等に対するワクチン接種を実施しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
感染症の集団発生が抑止できた割合						①②③	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
100%	99.5%	100%	99.1%	—	—	—	—
感染予防対策研修会への参加施設数						②	
—	400 施設	450 施設	500 施設	550 施設	—	600 施設	—
298 施設	767 施設	456 施設	504 施設	—	—	—	—
新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査体制の確保						③	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
100%	100%	100%	100%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 感染予防のための普及啓発の推進 ・例年を上回る感染症の発生もあることから、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行い、関係機関や県民へ感染症の発生動向等の情報提供に取り組みます。 ② 感染症危機管理体制の整備 ・新興感染症の発生時に迅速に医療提供体制を立ち上げることができるよう、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、平時から新興感染症に対応可能な体制を整備します。 ・新たな感染症発生時の対応力の向上を図るため、タイムラインを含め県職員等が実働時に活用する「新興感染症対応マニュアル(仮称)」を策定します。 ・協定締結医療機関の施設・設備整備を支援し、感染症への対応力を強化するとともに、県庁・保健所等の職員が参加する訓練・研修を実施し、感染症対応に強い人材の育成を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症の発生初期に個人防護具が不足したことをふまえ、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備えて、県においても計画的に個人防護具を備蓄します。また、備蓄した物資を感染症有事に県内医療機関等へ速やかに配送するため、備蓄物資の適切な保管・管理および配送を可能とする体制を整備します。 ・高齢者や障がい者等の入所施設等では、感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高いため、引き続き、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催します。 ・発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援等を行います。また、感染症発生時には、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携が重要となることから、感染症対策連携協議会の開催や各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実を図ります。 ③ 感染症対応のための相談・検査の推進 ・エイズやウイルス性肝炎等の早期発見に向け、保健所等が実施している無料匿名検査などの普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざします。また、県民からの相談体制の確保とあわ

せ、陽性者が速やかに治療を受けることができる体制づくりを継続します。

- ・結核患者の早期発見と適切な治療につながるよう、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS(直接服薬確認療法)、接触者健診等を実施します。なお、増加する高齢者や外国人の結核患者に対応するため、高齢者施設の管理者や技能実習生受入事業所等の関係者と連携し治療完遂に向けた支援の充実を図ります。

- ・予防接種要注意者や副反応歴のある方等の予防接種機会の確保を図るため、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応や、予防接種要注意者等に対する予防接種を実施するとともに、予防接種に関する正しい知識や最新情報を提供します。

施策 2-3 介護の基盤整備と人材確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

利用者のニーズに応じた介護サービス等の提供が進むよう、特別養護老人ホームの整備や地域住民等による見守り、多様な生活支援が充実するなど、介護基盤の整備と介護人材の確保が進んでいます。

高齢者が、要介護状態となっても地域の実情に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 介護施設サービスの充実

- ・特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、認知症高齢者グループホーム・看護小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援しています。
- ・施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が円滑に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行っています。
- ・訪問介護サービスが利用者へ安定的に提供されるよう、訪問介護事業所が実施する人材育成や経営改善に向けた取組等に対して支援しています。

② 介護人材の確保

- ・介護人材を確保するため、県内全てのハローワークと県福祉人材センターが連携した無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、中高年齢層や介護未経験者等の多様な人材の参入促進に取り組んでいます。
- ・外国人材の受入れを促進するため、県内の介護施設等で就労を希望する外国人材と受入希望施設等とのマッチングを支援するとともに、受け入れた外国人材が介護職場で円滑に就労・定着するよう、受入施設の環境整備に対する支援に取り組んでいます。
- ・令和7年5月にインドネシアを訪問して本県での就労をPRする現地セミナーを開催するなど、外国人介護人材の有望な送出国との関係構築に取り組んでいます。
- ・「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発や介護フェア等の開催による介護の魅力発信を行うとともに、介護職員の賃金改善に充てる介護職員等処遇改善加算の取得支援等により、介護人材の定着促進に取り組んでいます。
- ・介護サービスの一層の充実を図るため、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、介護職員の負担軽減や介護現場における生産性向上に資する介護ロボットや、介護ソフト、タブレット端末などのICTの導入促進、みえ介護生産性向上支援センターによる業務改善の相談対応等に取り組んでいます。

③ 認知症になっても希望を持てる社会づくり

- ・チームオレンジの構築が進んでいない市町があることから、市町への実態調査等をふまえ、オレンジ・チューター派遣回数を増加させるとともに、研修会の開催、ハンドブックの活用等により構築を支援しています。また、市町や企業と協力し、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」を養成するとともに、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう、人材育成のための研修を行っています。
- ・認知症について早期から適切な診断や対応ができるよう、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業の実施や早期発見につながる認知症ITスクリーニングの活用地域の拡大に向け、未実施の市町へ働きかけを行うことで、医療と介護の連携を図っています。

・認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェの県内の設置数が増えるよう、好事例の横展開などにより、市町の取組を支援しています。 ・「三重県認知症希望大使」を任命し、県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力をいただくことにより、認知症の理解促進に取り組んでいます。 ・認知症の人やその家族からきめ細かく聞き取りを行い、実態を反映した認知症施策推進計画の策定に取り組んでいます。
④ 介護予防・生活支援サービスの充実 ・地域包括支援センターの機能強化や介護予防・自立支援の取組の推進に向け、センターの職員に対する研修を実施するとともに、地域包括ケアシステムアドバイザーを地域ケア会議に派遣しています。 ・市町ヒアリングにより市町の介護予防・重度化防止の現状や課題について把握し、地域の実情に応じた取組が効果的に進むよう支援しています。
⑤ 在宅医療・介護連携の推進 ・地域における在宅医療・介護連携体制のさらなる推進に向け、市町の好事例の共有やアドバイザーの派遣、人材育成研修、普及啓発等に取り組んでいます。 ・在宅医療サービス提供機関等に対するカスタマーハラスメントが問題となっていることから、従事者が安全・安心に働ける環境整備の支援に取り組んでいます。 ・訪問看護ステーションにおける運営安定化等の取組を推進するとともに、人材確保・資質向上を図るための研修会等に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数						①③④⑤	
—	158 人	135 人	65 人	62 人	—	59 人	—
178 人	96 人	69 人	42 人	—	—	—	—
県内の介護職員数						①	
—	33,370 人 (3年度)	34,455 人 (4年度)	35,540 人 (5年度)	36,625 人 (6年度)	—	37,709 人 (7年度)	—
32,285 人 (2年度)	32,243 人 (3年度)	32,584 人 (4年度)	31,223 人 (5年度)	—	—	—	—
チームオレンジ整備市町数						②	
—	8 市町	15 市町	22 市町	29 市町	—	29 市町	—
4 市町	6 市町	11 市町	21 市町	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 介護施設サービスの充実 ・特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、認知症高齢者グループホーム・看護小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスの充実に市町を支援します。 ・施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が円滑に施設へ

入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行います。 ・訪問介護サービスが利用者へ安定的に提供されるよう、訪問介護事業所が実施する人材育成や経営改善に向けた取組等に対して支援します。 ・中山間・人口減少地域等における安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図るため、通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)を支援するとともに、地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、居宅介護支援事業所における業務負担軽減や経営改善等の取組を支援します。
② 介護人材の確保 ・介護人材を確保するため、県内全てのハローワークと県福祉人材センターが連携した無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、中高年齢層や介護未経験者等の多様な人材の参入促進に取り組みます。 ・「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発や介護フェア等の開催による介護の魅力発信を行うとともに、介護職員の賃金改善に充てる介護職員等処遇改善加算の取得支援等により、介護人材の定着促進に取り組みます。 ・特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設等と就労を希望する特定技能外国人を対象としたマッチング支援および受入・定着支援を引き続き行うとともに、外国人介護人材の有望な送出国との関係構築に向けて、本県での就労をPRする現地セミナーの開催等により引き続き取り組みます。 ・インドネシア保健省との間で令和6年7月に締結したMOUに基づき、インドネシア介護人材のマッチング支援を行うとともに、インドネシア医療福祉大学の学生に対し県内介護施設等でのインターンシップを実施します。 ・介護職員の負担軽減や介護現場における生産性向上に資する介護ロボットや、介護ソフト、タブレット端末などのICTの導入促進、みえ介護生産性向上支援センターによる業務改善の相談対応等に取り組みます。
③ 認知症になっても希望を持てる社会づくり ・チームオレンジの構築が進んでいない市町があることから、市町への実態調査等をふまえ、オレンジ・チューター派遣回数を増加させるとともに、研修会の開催、ハンドブックの活用等により構築を支援します。また、市町や企業と協力し、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」を養成するとともに、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう、人材育成のための研修を行います。 ・認知症について早期から適切な診断や対応ができるよう、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業の実施や早期発見につながる認知症ITスクリーニングの活用地域の拡大に向け、未実施の市町へ働きかけを行うことで、事業の広域展開を進めるとともに、病診連携や医療・介護連携を推進します。 ・認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェの県内の設置数が増えるよう、好事例の横展開などにより、市町の取組を引き続き支援します。 ・「三重県認知症希望大使」に、県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力をいただくことにより、認知症の理解促進に取り組みます。 ・認知症の人やその家族からきめ細かく聞き取りを行い、実態を反映した認知症施策推進計画の推進に取り組みます。
④ 介護予防・生活支援サービスの充実 ・地域包括支援センターの機能強化や介護予防・自立支援の取組の推進に向け、センターの職員に対する研修を実施するとともに、地域包括ケアシステムアドバイザーを地域ケア会議に派遣します。 ・市町ヒアリングにより市町の介護予防・重度化防止の現状や課題について把握し、地域の実情に応じた取組が効果的に進むよう支援します。
⑤ 在宅医療・介護連携の推進 ・地域における在宅医療・介護連携体制のさらなる推進に向け、市町の好事例の共有やアドバイザーの派遣、人材育成研修、普及啓発等に取り組みます。 ・在宅医療サービス提供機関等に対するカスタマーハラスメントが問題となっていることから、従

事者が安全・安心に働ける環境整備の支援に取り組みます。

・訪問看護ステーションにおける運営安定化等の取組を推進するとともに、人材確保・資質向上を図るための研修会等に取り組みます。

施策 2-4 健康づくりの推進

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、県民一人ひとりが望ましい生活習慣を身につけるとともに、企業の健康経営®(※)が促進される社会環境づくりが進んでいます。また、県民の皆さんが難病にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進

- ・「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、県民の健康づくりを社会全体で進めるための取組を総合的かつ計画的に推進しています。
- ・産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開する会議体「三重とこわか食環境イニシアチブ」を立ち上げ、参画事業者を募集するとともに、健康に関心の薄い人を含む幅広い層に対してアプローチできるよう啓発を実施しています。また、事業者交流会の開催等により、食環境づくりに取り組む事業者同士の連携を促進しています。
- ・企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を図るとともに、取組を充実するため、企業等に対して、マイレージ特典協力店およびマイレージ取組事業所としての参画をより一層働きかけています。また、フレイル予防にもつながる健康づくりの取組を推進するため、市町の取組を横展開するとともに、フレイル予防にも精通したアドバイザーを市町に派遣しています。
- ・「三重とこわか県民健康会議」を通じて、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図っています。また、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定企業の拡大に取り組んでいます。加えて、「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援や、「三重とこわか健康経営大賞」として特に優れた健康経営を実践している企業の表彰に取り組むとともに、企業間の情報交換等の場を設定することで取組の横展開を図っています。
- ・県民の健康的な食生活の実現に向けて、関係団体等との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発を行っています。また、働く世代の健康づくりの取組を推進するため、健康経営を実践する企業等との連携を図っています。
- ・糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町においてかかりつけ医等と連携した受診勧奨や保健指導の取組が促進されるよう、保健・医療関係者の人材の育成等を行っています。また、関係機関・団体、市町等との連携により、生活習慣病予防の啓発を行っています。
- ・受動喫煙防止対策について、引き続き、事業者等からの相談に対応するとともに、「たばこの煙の無いお店」への登録等を事業者へ促すため、「三重県健康づくり応援サイト」等を活用した啓発に取り組んでいます。

② 歯科保健対策の推進

- ・「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。特に、医療的ケア児等の支援に係る医科歯科連携の推進や歯科受診が困難な人に対する在宅歯科保健医療のさらなる充実を図っています。

・フッ化物洗口の実施施設数の拡大に向けて、教育委員会と連携し、市町訪問や会議等において実践事例を紹介するとともに、関係機関・団体等と連携して、専門的助言や技術的支援を行うなど、引き続き関係者の理解を深めています。
③ 難病対策の推進 ・難病医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、地域の医療機関等の連携により、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制や相談支援体制の充実を図っています。 ・難病患者やその家族の療養生活におけるQOLの向上を図るため、難病相談支援センターの周知に取り組むとともに、ハローワーク等と連携し、就労支援、生活・療養相談を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
健康寿命						①	
—	男性 78.9 歳 女性 81.2 歳 (3 年)	男性 79.1 歳 女性 81.3 歳 (4 年)	男性 79.2 歳 女性 81.3 歳 (5 年)	男性 79.3 歳 女性 81.4 歳 (6 年)	—	男性 79.5 歳 女性 81.4 歳 (7 年)	—
男性 78.8 歳 女性 81.2 歳 (2 年)	男性 79.0 歳 女性 81.3 歳 (3 年)	男性 78.8 歳 女性 81.3 歳 (4 年)	男性 78.7 歳 女性 81.2 歳 (5 年)	—	—	—	—
三重とこわか健康マイレージ事業への参加者数						①	
—	6,000 人	7,000 人	8,000 人	9,000 人	—	10,000 人	—
5,240 人	7,036 人	8,073 人	9,118 人	—	—	—	—
永久歯列が完成する時期でむし歯のない者の割合						②	
—	69.7%	71.4%	73.2%	74.9%	—	76.7%	—
67.9%	71.3%	68.6%	70.9%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進 ・「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、県民の健康づくりを社会全体で進めるための取組を総合的かつ計画的に推進します。 ・産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開する会議体「三重とこわか食環境イニシアチブ」の参画事業者をさらに募集するとともに、参加事業者同士の連携・協働を促進し、好事例の創出と県内への横展開を図ります。 ・企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を図るとともに、取組を充実するため、企業等に対して、マイレージ特典協力店およびマイレージ取組事業所としての参画をより一層働きかけます。また、フレイル予防にもつながる健康づくりの取組を推進するため、市町の取組を横展開するとともに、フレイル予防にも精通したアドバイザーを市町に派遣します。 ・「三重とこわか県民健康会議」を通じて、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図ります。また、企業における健康経営の取組を促進

するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定企業の拡大に取り組みます。加えて、「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援や、「三重とこわか健康経営大賞」として特に優れた健康経営を実践している企業の表彰に取り組むとともに、企業間の情報交換等の場を設定することで取組の横展開を図ります。

- ・県民の健康的な食生活の実現に向けて、関係団体等との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発を行います。また、働く世代の健康づくりの取組を推進するため、健康経営を実践する企業等との連携を図ります。
- ・糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町においてかかりつけ医等と連携した受診勧奨や保健指導の取組が促進されるよう、保健・医療関係者の人材の育成等を行います。また、関係機関・団体、市町等との連携により、生活習慣病予防の啓発を行います。
- ・受動喫煙防止対策について、引き続き、事業者等からの相談に対応するとともに、「たばこの煙の無いお店」への登録等を事業者へ促すため、「三重県健康づくり応援サイト」等を活用した啓発に取り組みます。

② 歯科保健対策の推進

- ・「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。特に、医療的ケア児等の支援に係る医科歯科連携の推進や歯科受診が困難な人に対する在宅歯科保健医療のさらなる充実を図ります。
- ・フッ化物洗口の実施施設数の拡大に向けて、教育委員会と連携し、引き続き、市町訪問や会議等において実践事例を紹介するとともに、関係機関・団体等と連携して、専門的助言や技術的支援を行うなど、引き続き関係者の理解を深めていきます。
- ・歯科疾患予防やオーラルフレイル予防に向けて、先進県の調査を行うとともに、検討会を設置します。また、歯周病検診について、地域分析や地域間比較等が可能となるよう、歯科健康診査票の統一化に向けて、市町への周知・働きかけ等を行います。

③ 難病対策の推進

- ・難病医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、地域の医療機関等の連携により、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制や相談支援体制の充実を図ります。
- ・難病患者やその家族の療養生活におけるQOLの向上を図るため、難病相談支援センターの周知に取り組むとともに、ハローワーク等と連携し、就労支援、生活・療養相談を行います。

施策 3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局：警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が深刻な情勢にあるため、情報発信力を強化し、ターゲティング広告やだましの手口を題材にした演劇等、被害に遭いやすい層に対する直接的で訴求力のある注意喚起を実施し、警戒心・抵抗力の向上を図っています。また、金融機関、コンビニエンスストア事業者と連携し、「声掛け支援シート」の活用や声掛け訓練等の水際対策に取り組むほか、事業者による被害阻止の好事例を積極的に広報するなどし、県民の皆さんに犯罪抑止への関わりを実感してもらえるように努めています。
- ・犯罪実行者募集情報により犯罪の実行者が生まれることを防ぐため、各種媒体による広報啓発、少年をアルバイト感覚で加担させないための非行防止教室、サイバー防犯ボランティアと連携したサイバーパトロール等を通じた警告・注意喚起活動に取り組んでいます。
- ・増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、必要性の高い場所への街頭防犯カメラの整備を進めるほか、市町と連携し、防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及促進など犯罪防止に向けた取組を推進しています。
- ・学生の防犯ボランティアへの参加を促進するため、講習会を開催するなど、防犯ボランティア活動の活性化等に取り組んでいます。
- ・第44回全国豊かな海づくり大会の開催に伴い、警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となったテロ対策に取り組めます。
- ・新たに安全・安心まちづくり地域リーダーを13名養成し、今後、フォローアップ講座を開催します。また、「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組めました。安全で安心な地域づくりを推進するため、令和5年度から運用を開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」では、令和7年度(9月末現在)は新たに357事業者を登録しました(登録事業者:累計785事業者)。
- ・匿名・流動型犯罪グループによる強盗等事件が全国的に多発している情勢を踏まえ、犯罪の防止・抑止を目的とした防犯カメラ設置に対して補助を行う市町を支援するため、防犯カメラ設置事業補助制度により、6市町に補助を行いました。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・社会情勢の変化に立ち後れることなく、サイバー空間における脅威に的確に対処するため、引き続き、職員の育成を推進するとともに、情報通信技術に係る解析環境を一層高度化するなど、対処能力の向上を図っています。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、防犯カメラ画像等の分析を行う高度AI画像分析システムを拡充し、捜査支援分析力の強化を一層推進しています。

③ 警察活動を支える基盤の強化

・地域の治安維持、災害警備活動の拠点となる警察施設の適正な維持管理を図るため、老朽化した警察署、交番及び駐在所の建て替えと長寿命化を計画的に進めています。

④ 犯罪被害者等支援の充実

・犯罪被害者等に対して、警察本部に配置したカウンセラーによる精神的回復への支援をさらに推進するとともに、犯罪被害者支援制度を効果的に運用して、経済的負担の軽減などに取り組んでいます。

・性犯罪被害者相談電話（＃8103）を幅広く周知するため、広報キャラクター「ハートくん」を活用した動画やエコバッグ、クリアファイル等の啓発物品を製作するほか、デジタルサイネージによる広報など、幅広い啓発活動を実施し、犯罪被害者等支援の充実を図っています。

・犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金を給付（3件、85万円（9月末現在））したほか、ブロック別会議（6回開催予定）や支援従事者向け研修会等の開催（2回開催予定、第1回39名参加）を通じた関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成、総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備等に取り組んでいます。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、各種イベントの機会を通じた広報啓発に取り組むとともに、「犯罪被害を考える県民の集い」を開催します（2月開催予定）。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
刑法犯認知件数						①②③	
—	6,900件 未満	6,300件 未満	5,800件 未満	5,400件 未満	—	5,000件 未満	—
7,410件	7,647件	9,955件	10,933 件	—	—	—	—
特殊詐欺認知件数						①②③	
—	107件未満	104件未満	101件未満	98件未満	—	95件未満	—
110件	142件	274件	367件	—	—	—	—
重要犯罪の検挙率						②③	
—	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	—	95%以上	—
89.7%	98.9%	77.6%	77.5%	—	—	—	—
犯罪被害者等支援従事者数(累計)						④	
—	257人	337人	417人	497人	—	577人	—
177人	264人	364人	475人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・特殊詐欺の被害が危機的な状況にあり、SNS型投資・ロマンス詐欺などのSNS等に起因する犯罪被害も依然として深刻な情勢にあるため、引き続き、ターゲティング広告やだましの手口を題材にした演劇等により、被害に遭いやすい層に対する直接的で訴求力のある注意喚起を実施します。
- ・増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、街頭防犯カメラの更新整備を進めるほか、市町と連携し、防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及促進など犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ・依然としてテロの脅威が継続している中、引き続き総合的な警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となったテロ対策に取り組みます。
- ・安全で安心な地域づくりを促進するため、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の登録事業者数の増加を図ります。また、引き続き、地域の自主防犯活動の活性化に向け、講座の実施やフォーラムの開催、SNS等を生かした広報活動により、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図ります。
- ・引き続き、犯罪の防止・抑止を目的とした防犯カメラ設置に対して補助を行う市町を支援していきます。
- ・令和8年度に計画期限を迎える「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム 第3弾」を改定します。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間における脅威に的確に対処するため、引き続き職員の育成を推進するとともに、犯罪立証のためのデジタル・フォレンジック環境の一層の高度化に向けて、捜査員が電磁的記録の解析を効率的に行うことができる処理能力の高い機材を整備するほか、犯罪に悪用される暗号資産の取引追跡支援ツールを導入し、電磁的記録を犯罪捜査に効果的に活用することで、各種犯罪の検挙活動を強化します。
- ・深刻な被害が生じている特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺を検挙するため、だまされた振り作戦をはじめ、現場設定型捜査に必要な装備資機材を整備するほか、犯行車両等を発見・捕捉するための車両捜査支援システムの増強・維持を図るなど、犯罪の早期検挙に向けた取組を推進します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・令和7年度に引き続き、伊賀警察署及び科学捜査研究所棟の庁舎整備を推進するほか、施設の老朽化や狭隘化の状況、県民の利便性を踏まえ、警察庁舎の適正な維持管理を図ります。
- ・老朽化した交番・駐在所についても、計画的な建て替え、長寿命化に取り組みます。
- ・県内の外国人住民数や外国人が関係する事件・事故等の増加によって、警察活動における通訳・翻訳の運用機会が増加していることから、通訳人を養成するなど、通訳体制の強化に取り組みます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・専門性の高いアドバイザーから事例等への助言(スーパービジョン)を受けるなど、警察本部に配置したカウンセラーの知識向上を図ります。
- ・総合的な支援体制を整備するため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、支援従事者向け研修会等の開催を通して、支援従事者の増加と資質の向上を図ります。
- ・県民の皆さんの犯罪被害者等への一層の理解促進を図るため、犯罪被害を考える週間をはじめ、さまざまな機会を通じて広報啓発に取り組みます。
- ・見舞金・助成金の周知に努め、犯罪被害者等への適切な支援に取り組みます。
- ・令和8年度に計画期限を迎える「三重県犯罪被害者等支援計画(第二期)」を改定します。

施策 3-2 交通安全対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

- ・四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動を通じて、交通安全意識や交通マナーの向上に取り組んでいます。令和7年9月には県内の交通事故死者数の増加に歯止めをかけるため、「交通死亡事故多発警報」を発令し、市町、警察及び関係機関等と連携して集中的な交通事故防止対策を推進しました。また、交通事故抑止対策の更なる推進に向け、「第12次三重県交通安全計画」の策定に向けて検討を進めています。
- ・県内の交通事故実態をふまえ、課題となっている自転車事故や高齢者の歩行中の事故等を減少させるため、テレビCMやWEB広告等を活用した広報・啓発を展開しています。また、自転車利用に係る交通事故の防止や自転車ヘルメットの着用促進を図るため、「三重県自転車安全利用条例(仮称)」の制定に向けて検討に着手しました。
- ・三重県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しています。また、高齢者事故防止対策として、加齢に伴う自身の健康状態の変化を理解し、安全運転意識の向上につなげるとともに、運転に不安を覚えられ方には安全運転サポート車等に関する情報提供を行っています。

② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

- ・飲酒運転根絶について幅広く県民の皆さんへ周知するため、啓発動画をコンビニ等のデジタルサイネージで配信するなどの啓発に取り組むとともに、関係機関・団体と連携しながら飲酒運転防止教育に取り組んでいます。また、「第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」の策定に向けて検討を進めています。
- ・飲酒運転違反者に対しては、アルコール依存症受診に関する通知・勧告に加え、再勧告により、受診促進を図り、再発防止の強化に努めています。

③ 安全かつ快適な交通環境の整備

- ・令和10年3月で信号灯器の白熱電球の生産が終了となることから、計画的にLED灯器への更新を進めています。また、信号制御機、信号柱等の交通安全施設等は、中長期的な計画に基づき適正な維持管理に努めるとともに、引き続き交通実態に即した交通規制の見直しを進めています。

④ 道路交通秩序の維持

- ・地域の実情に応じた多角的かつ高度な分析に基づいた効果的な交通指導取締りを推進しています。特に、飲酒運転や生活道路等における横断歩行者妨害違反、速度違反等の重大な交通事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた取締りを推進しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
交通事故死者数						①	
—	60 人	58 人以下	56 人以下	55 人以下	—	53 人以下	—
62 人	60 人	66 人	46 人	—	—	—	—
飲酒運転事故件数						②	
—	25 件	23 件以下	21 件以下	18 件以下	—	16 件以下	—
28 件	42 件	32 件	41 件	—	—	—	—
横断歩道の平均停止率						④	
—	50.0%	60%以上	70%以上	80%以上	—	85%以上	—
45.8%	56.7%	57.9%	63.4%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方	
基本事業名	
・令和8年度以降に残された課題と対応	
① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進 ・令和7年の交通事故死者数は 41 人(9月末現在)と前年同期より9人増加しており、交通事故実態などをふまえた対策を推進する必要があります。「第 12 次三重県交通安全計画」を策定し、四季の交通安全運動を中心とした広報・啓発を関係機関・団体と連携して推進します。 ・交通事故死者数に占める割合が高い高齢者の事故を防止するため、啓発活動を強化するとともに、「三重県自転車安全利用条例(仮称)」の制定に向け、検討を進めます。 ・三重県交通安全研修センターにおいて、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供するなど、年齢に応じた交通安全教育に取り組むとともに、「安全運転サポート車」や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を図ります。 ・外国人が当事者となる交通事故の防止を図るため、外国語による交通安全啓発動画等により基本的な交通ルールや交通マナーの周知を図ります。	
② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 ・令和7年の飲酒運転事故件数は 30 件(8月末現在)と前年同期より4件増加しており、飲酒運転根絶に向けた取組を一層強化する必要があります。「第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」を策定し、幅広く県民の皆さんへ「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」ことを周知するため、さまざまな広報媒体等を活用した啓発に取り組むとともに、関係機関・団体と連携しながら飲酒運転防止教育に取り組みます。 ・飲酒運転防止の相談窓口において、違反者や家族に助言・指導を行うとともに、違反者にはアルコール依存症に関する受診を促すことにより、再発防止を図ります。また、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備に向けて関係機関と連携した取組を進めていきます。	
③ 安全かつ快適な交通環境の整備 ・令和 10 年3月で信号灯器の白熱電球の生産が終了となることから、計画的に LED 灯器への更新を進めます。また、信号制御機、信号柱等の交通安全施設等は、中長期的な計画に基づき適正な維持管理に努めるとともに、引き続き交通実態に即した交通規制の見直しを進めます。	

④ 道路交通秩序の維持

・交通事故抑止を図るため、交通事故の発生実態等の分析に基づいた効果的な交通指導取締りを推進します。特に、飲酒運転や生活道路等における横断歩行者妨害違反や速度違反等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置き、顕示効果の高い活動を推進します。

施策 3-3 消費生活の安全確保

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- 令和7年3月に策定した「三重県消費者施策基本計画」に基づき、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発等に取り組んでいます。
- 県立高校や大学等に講師を派遣し、生徒・学生が直接、消費者トラブルへの対処法等を学ぶ「青少年消費生活講座」を実施しています。また、若年者を対象に、ラジオパーソナリティによる高校訪問(6校)や、若年者に認知度の高い出演者による啓発動画をSNSで発信するなど、若年者が消費者被害に遭うことがないように注意喚起等を行います。
- SNS 広告等を通じた消費者トラブル防止に向け、県内各地域で「消費生活出前講座」を開催しています。地域での高齢者等を対象とした啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」へ情報提供を行うとともに、研修会を開催しています。今後は、新規の地域リーダーを養成するとともに、学生が消費者教育の担い手となる「学生消費者リーダー」を養成します。
- スマートフォンを利用した通信販売トラブルなどの高齢者等を中心とした消費者トラブル被害防止に向け、ホームページによる注意喚起を実施しています。また、牛乳配達事業者と連携した啓発チラシの配付等も実施します。
- 県民の皆さんに人や社会、地域、環境に配慮した消費活動であるエシカル消費への理解を深めていただくとともに、行動変容につなげるきっかけとしていただけるよう、消費者月間記念講演会の開催(5月 約200名参加)や、イベント等において啓発チラシの配布を行うなど情報提供を行っています。また、「みえ環境フェア」(12月)に出展するとともに、エシカル消費啓発CMをSNS上で発信します。
- エシカル消費について、関係部署が連携しながら取組を進めていけるよう、新たに「エシカル消費推進庁内連絡会議」を設置し、庁内の総合的かつ横断的な取組体制を整備しました。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- 県消費生活センターにおいて、784件(8月末現在)の消費生活相談に対応し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等により、解決・救済につなげています。また、市町の相談担当者からの相談(市町ホットライン)に対して助言を行っています。
- 国民生活センターが主催する研修会等に県の消費生活相談員を派遣するとともに、県・市町の相談員等を対象とした勉強会を毎月1回開催し、相談員の資質向上を図っています。また、「三重県消費生活相談員人材バンク」の活用を促し、市町の相談員の確保を支援しています。
- 令和8年度に、国の消費生活情報ネットワークシステムが刷新されることから、相談体制のDX化に向け、情報システム機器を更新しました。
- 「特定商取引に関する法律」に基づき1件の指導を行うとともに、事業者面談を17件行っています。また、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づいた適正な表示がなされるよう、1件の指導を行うとともに事前相談を6件、調査を3件行っています(8月末現在)。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合						①②	
—	79.3%	80.3%	81.3%	82.3%	—	83.3%	—
78.3%	75.7%	85.6%	83.8%	—	—	—	—
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合						②	
—	92.0%以上	92.0%以上	92.0%以上	92.0%以上	—	92.0%以上	—
88.9%	93.5%	95.6%	90.9%	—	—	—	—
講習等の実施学校数(累計)						①	
—	47校	78校	109校	139校	—	170校	—
15校	36校	69校	97校	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方	
基本事業名	
・令和8年度以降に残された課題と対応	
① 自主的かつ合理的な消費活動への支援 ・民法の成年年齢の引下げをふまえ、若年者向けの消費者教育・啓発の強化を図る必要があるため、県教育委員会等との連携をより密接に行い、「青少年消費生活講座」を開催するとともに、若年者の参画を得るなど当事者意識を持てるような手法を活用したラジオでの情報提供やSNS上で動画を発信するなどの啓発に取り組みます。また、「学生消費者リーダー」の養成を進めます。 ・市町における高齢者等の見守り体制の充実に向けた取組を支援する必要があるため、「消費者啓発地域リーダー」の新規養成を進めます。既存の地域リーダーに対してフォローアップ研修の開催やタイムリーな情報提供を実施するとともに、スマートフォンの普及などデジタル社会の進展に伴う決済手段や取引環境の多様化、複雑化に起因する消費者トラブル防止に向けた「消費生活出前講座」等を県内各地で開催します。 ・エシカル消費について、県民の皆さんの認知度や関心をさらに高めていくため、「エシカル消費推進庁内連絡会議」を通じて、関係部署が連携し、イベント等におけるエシカル商品の紹介やSNS、県ホームページ等を活用した啓発に取り組みます。 ・社会問題となっているカスタマーハラスメントを防止するため、消費者が事業者に対して適切な消費行動をとることができるよう教育・啓発を実施します。 ② 消費者被害の救済、適正な取引の確保 ・県内どこに住んでいても質の高い相談支援を受けられるよう、市町を含めた相談対応能力の向上に取り組む必要があるため、国民生活センターの研修等の活用、弁護士等の専門家を講師に招いた勉強会の開催により相談員の資質向上を図るとともに、顧問弁護士による法律相談を実施します。 ・SNSにおけるトラブルなど高度な専門相談に対応できる相談員の育成を図るとともに、市町の相談体制の強化に向けた支援を行います。 ・適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者を監視・指導するとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。	

施策 3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

安全で安心な食品が供給されるよう、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程における監視指導等、関係者の意識の向上の取組、積極的な情報発信等が行われています。

医薬品等を安心して使用できるよう、その品質が高い水準で維持されているとともに、必要な量が安定して供給されています。また、若年層の献血が進むことで、血液製剤が将来にわたり安定して供給されています。

「人と動物が安全・快適に共生できる社会」が実現するよう、ペットに関する防災対策をはじめ、動物愛護管理に係る取組が、さまざまな主体との連携により進められています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

- ・食品による健康被害の防止等のため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、引き続き監視指導を実施しています。特に、食中毒発生リスクの高い食品を取扱う施設に対しては、予防啓発も含め重点的に実施しています。また、食肉の安全を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施しています。
- ・食品等事業者が、改正食品衛生法に基づく新たな制度に円滑に対応できるよう助言・指導を行っています。今後もさまざまな機会を通じて制度の周知を図り、HACCPシステムへの理解を深めるとともに、施設監視や申請手続きの際に合わせて各施設の状況に応じた助言・指導を行うなど、食品等事業者団体とも連携し、事業者の理解がより深まるよう支援を行っています。
- ・食の安全を確保し、消費者の食品の選択に資するため、食品表示法に基づき、引き続き食品表示の適正化のための監視指導を実施しています。
- ・「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めています。また、食に対する県民の信頼確保を図るため、食品関連事業者におけるコンプライアンスの徹底を図るとともに、消費者等への食の安全に関する正確でわかりやすい情報提供に取り組んでいます。
- ・米穀、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等が適正に生産・販売および使用されるよう、生産者や販売事業者に対する監視・指導に取り組んでいます。また、県内卸売市場における公正な取引の実施や生鮮食料品の衛生管理の徹底に向け、監視・指導を行うとともに、市場の安定的な業務運営に向け、情報提供や助言などを行っています。
- ・生活衛生営業施設等における衛生を確保するため、施設の監視指導等を行うとともに、三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図っています。また、普通公衆浴場が実施する施設・設備の整備を支援しています。

② 医薬品等の安全な製造・供給の確保

- ・医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理の向上を図るとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組んでいます。
- ・安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発や県内高等学校等への献血バスの配車の促進に取り組むとともに、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供を行いやすい環境づくりを推進しています。

③ 人と動物の共生環境づくり

・「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、終生飼養等の普及啓発や市町と連携して災害時における同行避難等のペットに関する防災対策を推進しています。

・令和4年度、5年度に引き続き令和6年度も犬・猫の殺処分数はゼロとなりましたが、引き続き、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、犬・猫の譲渡事業やクラウドファンディング等を活用した、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術、子猫の育成等の殺処分ゼロの継続に向けた取組を進めています。

④ 薬物乱用防止対策の推進

・薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、薬物乱用防止に総合的に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
HACCP に沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合						①	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
100%	100%	100%	100%	—	—	—	—
県内で献血を行った 10 代の人数						②	
—	2,000 人	2,100 人	2,200 人	2,300 人	—	2,400 人	—
1,839 人	1,776 人	1,889 人	1,690 人	—	—	—	—
ペットに関する防災対策を行っている人の割合						③	
—	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	—	64.0%	—
44.9%	50.2%	48.1%	61.2%	—	—	—	—
薬物乱用防止に関する講習会等を実施した県内小学校の数						④	
—	160 校	160 校	160 校	160 校	—	160 校	—
135 校	180 校	196 校	220 校	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

・食品による健康被害の防止等のため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、引き続き、監視指導を実施します。特に、食中毒発生リスクの高い食品を取扱う施設に対しては、予防啓発も含め重点的に実施します。また、食肉の安全を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施します。

・食品等事業者が、改正食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理を維持・向上できるよう、施設監視や申請手続きの際に助言・指導を行います。また、食品等事業者団体とも連携し、事業者がHACCPシステムへの理解をさらに深め、衛生管理を継続できるよう各施設の状況に応じた支援を行います。

・食の安全を確保し、消費者の食品の選択に資するため、食品表示法に基づき、引き続き、食品

表示の適正化のための監視指導を実施します。

- ・「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。また、食に対する県民の信頼確保を図るため、食品関連事業者におけるコンプライアンスの徹底を図るとともに、消費者等への食の安全に関する正確でわかりやすい情報提供に取り組みます。
- ・米穀、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等が適正に生産・販売および使用されるよう、生産者や販売事業者に対する監視・指導に取り組みます。また、県内卸売市場における公正な取引の実施や生鮮食料品の衛生管理の徹底に向け、監視・指導を行うとともに、市場の安定的な業務運営に向け、情報提供や助言などを行います。
- ・生活衛生営業施設等における衛生を確保するため、施設の監視指導等を行うとともに、三重県生活衛生営業指導センターと連携して関係団体が行う地域支援の取組の充実を図ります。また、普通公衆浴場が実施する施設・設備の整備を支援します。

② 医薬品等の安全な製造・供給の確保

- ・医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理の向上を図るとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組みます。
- ・安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発や県内高等学校等への献血バスの配車の促進に取り組むとともに、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供を行いやすい環境づくりを推進していきます。

③ 人と動物の共生環境づくり

- ・「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、終生飼養等の普及啓発や市町と連携して災害時における同行避難等のペットに関する防災対策を推進します。
- ・令和4年度、5年度に引き続き令和6年度も犬・猫の殺処分数はゼロとなりましたが、引き続き、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、犬・猫の譲渡事業やクラウドファンディング等を活用した、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術、子猫の育成等の殺処分数ゼロの継続に向けた取組を進めます。

④ 薬物乱用防止対策の推進

- ・薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、薬物乱用防止に総合的に取り組みます。

施策 4-1 脱炭素社会の実現

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出削減目標を達成するため、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等さまざまな主体と連携し、温室効果ガスの排出削減に向けた取組等を進めています。
- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスの社会実装を目的とする「みえデコ活」として、省エネ家電の普及事業や、市町等と連携した家庭や事業者向けの自家消費型太陽光発電設備等の導入支援や情報発信を実施しています。令和7年度は、幅広い世代が楽しく学習できるデジタルコンテンツを新たに提供します(みえデコ活パートナー(累計):753 事業所(8月末現在))。
- ・産業・業務部門の温室効果ガスの削減のため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗や脱炭素への取組状況等について個別にヒアリング調査等を実施しています。また、県内の中小企業に脱炭素経営に係るアドバイザーを派遣するなど、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定などを支援しています(2社支援予定)。
- ・県内市町の実効的な地域脱炭素の取組へとつなげていくため、県、市町で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」において、脱炭素に関する支援策、先進事例等の紹介、意見交換等を行っています(第1回:6月2日開催、第2回:12月開催予定)。
- ・県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減のため、津庁舎、桑名庁舎及び斎宮歴史博物館へP・PA(電力販売契約)を活用した太陽光発電設備の導入を進めるとともに、松阪庁舎へ電気自動車の導入に併せてソーラーカーポートを整備し、ゼロカーボンドライブを推進します。
- ・「三重県脱炭素社会推進本部」において、情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進しています(第1回:8月20日開催、第2回:1月開催予定)。

② 気候変動適応の取組の促進

- ・県民の皆さんや事業者等の気候変動適応の取組を促進するため、三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による気候変動やその影響について情報収集や分析、情報発信を行います。また、県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえていただくため、定期的に情報誌を作成し発信しています(情報誌 8月発行)。
- ・地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方气象台と連携して三重県気候講演会を開催します(12月～2月開催予定)。

③ 環境教育・環境学習の推進

- ・地球温暖化等の環境問題を自分ごととしてとらえ、自ら行動する人づくりに向けて、県環境学習情報センターにおいて、学校等の見学や、子どもから大人までが体験や工作等を通じて環境や自然に対する意識を高め、地域の活動につなげるための環境講座、出前講座を開催しています。また、環境学習地域リーダー養成講座を開催し、広く環境に関する知識を身につけた地域で環境学習の推進を担える人材を育成しています(参加者 9,374 人(8月末現在))。さらに、

県環境学習情報センターの展示の更新、デジタルコンテンツ等を活用した設備の新設に向けた基本設計を進めています。
④ 事業者による環境配慮の促進 ・大規模な太陽光発電の開発事業等、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境に与える負荷をできるだけ回避・低減し、環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して指導を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO ₂)						①②③④	
—	23,146 千 t-CO ₂ (2年度)	22,376 千 t-CO ₂ (3年度)	21,606 千 t-CO ₂ (4年度)	20,836 千 t-CO ₂ (5年度)	—	20,066 千 t-CO ₂ (6年度)	—
23,916 千 t-CO ₂ (元年度)	23,117 千 t-CO ₂ (2年度)	23,760 千 t-CO ₂ (3年度)	22,819 千 t-CO ₂ (4年度)	—	—	—	—
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数 (累計)						①	
—	60 事業所	525 事業所	620 事業所	785 事業所	—	800 事業所	—
19 事業所	521 事業所	554 事業所	771 事業所	—	—	—	—
環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)						③	
—	15,000 人	30,000 人	90,000 人	120,000 人	—	150,000 人	—
—	30,493 人	62,757 人	98,636 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 気候変動の緩和の取組の促進 ・「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、温室効果ガス排出削減の一層の取組強化が必要です。 ・みえデコ活パートナーと連携し、令和7年度に制作するデジタルコンテンツを活用したイベントの開催や情報発信を実施するなど、「みえデコ活」を推進し、次世代自動車や自家消費型太陽光発電設備等の社会実装を進めます。 ・将来を担う子どもたちに、最新技術であるペロブスカイト太陽電池にふれる機会を創出し、今後の利用拡大に向けて、県環境学習情報センターの目玉展示の一つとして、ペロブスカイト太陽電池を用いた体験型展示を行います。 ・温室効果ガス排出量の多い産業・業務部門における取組を一層進める必要があることから、地球温暖化対策計画書制度の対象となる各事業所にヒアリング調査を実施し、取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供、助言を行うことで、事業者の自主的な取組を一層促進します。また、脱炭素経営の一層の促進を図るため、企業からの幅広いニーズに対応し、脱炭素経営に取り組む意欲がある企業等への支援を進めていきます。 ・県自らも温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があるため、県有施設へ PPA を活用したモデル事業を引き続き実施するとともに、全庁的な横展開を図ります。また、ソーラー

カーポートと電気自動車を導入し、ゼロカーボンドライブを推進します。 ・「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内で情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進します。
② 気候変動適応の取組の促進 ・気候変動による自然災害や農林水産業等への影響を回避・軽減する適応の取組を進めるため、引き続き、三重県気候変動適応センターと連携し、気候変動やその影響について、情報の収集や分析、情報発信を行うとともに、県内の気候変動の影響に関する情報を取りまとめた情報誌を作成し、広く県民の皆さん等に提供することで、それぞれの主体における気候変動適応の取組を促進します。 ・気候変動の影響や適応に関する県民の理解を深めるため、三重県気候変動適応センターや市町等と連携し、ホームページやラジオ等を活用した熱中症の予防に関する周知を行います。
③ 環境教育・環境学習の推進 ・環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、引き続き、県環境学習情報センター等において、四日市公害の歴史等をふまえつつ、気候変動など近年の課題も含めて、知識だけでなく、体験を通じて、環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組みます。また、県環境学習情報センターの展示の更新、デジタルコンテンツ等を活用した設備の新設を進めるとともに、三重県誕生 150 周年と併せて、将来を担う子どもたちに、楽しみながら環境について学べる啓発イベントを開催します。
④ 事業者による環境配慮の促進 ・環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して適切な指導を行います。なお、太陽光発電設備の設置に関して、三重県環境影響評価条例に基づく対象事業の規模要件の見直しを進めていきます。

施策 4-2 循環型社会の構築

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

- ・市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリや SNS を活用して情報発信するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に資する普及啓発を行っています。
- ・「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の自主的な取組を促進しています(1,336 事業所(8 月末現在))。
- ・持続可能なごみ処理体制の確保に向け、市町と協議のもと、ごみ処理広域化・集約化の調査・検討を行っています。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・排出事業者や処理業者による産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、温室効果ガスの排出削減等が積極的に進められるよう、設備機器の設置や研究開発に係る支援を行っています(補助件数8件/年(8 月末現在))。
- ・循環関連産業の振興を図るため、セミナー等を通じた人材育成、DX推進、新規事業支援に取り組んでいます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・排出事業者責任の徹底に向け、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理に取り組んでいます。
- ・災害時に発生する廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の強化を図るため、市町や関係団体と連携し、図上訓練や市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、現場対応力を高める人材育成に取り組んでいます。
- ・不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、ドローンの活用や他県との合同路上監視等を行うとともに、通報協定締結事業者との街頭啓発等によるスマホ 110 番等の利用を促進しています。また、建設系廃棄物対策として、「法令周知マンガ」を活用した研修会の開催等、排出事業者等の意識向上に資する取組を進めています。
- ・過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行った4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、安全・安心を確保するため、モニタリング等を実施しています。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

- ・プラスチックの資源循環の一層の促進に向け、再生材の利用者である製造業者等が求める品質・量とリサイクラー等が供給する再生材の実態把握及び課題抽出等を行い、事業者間の連携拡大につながる取組を進めています。
- ・マイクロプラスチックの原因ともなる散乱ごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用した「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施するなど、さまざまな主体と連携した取組を進めています。
- ・食品ロスの削減と生活困窮者支援につながる三重県食品提供システム「みえ～る」の参加企業・団体の拡大に取り組んでいます(登録 106 事業所、提供 30,447kg(8月末現在))。また、

市町や食品関連事業者と連携し、食品ロスの削減に向けた啓発を実施するとともに、新たにフードドライブに取り組んでいます。
・将来、排出量が顕著に増加し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれのある使用済み太陽光パネルについて、リサイクル関連事業の将来の収益予測等を実施し、実現可能性の高い事業モデルの検討を進めるとともに、関係事業者との意見交換の場を通じ、高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入の促進に取り組んでいます。
⑤ 人材育成とICTの活用
・みえ産廃申請案内チャットボットや電子申請窓口の運用を行い、手続きのDXを推進しています。
・事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、セミナー等を開催します。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
廃プラスチック類の再生利用率						①②④	
—	63% (3年度)	65% (4年度)	67% (5年度)	70% (6年度)	—	73% (7年度)	—
61.3% (2年度)	60.6% (3年度)	59.7% (4年度)	64.0% (5年度)	—	—	—	—
カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)						④	
—	100 事業者	150 事業者	250 事業者	320 事業者	—	350 事業者	—
61 事業者	148 事業者	210 事業者	283 事業者	—	—	—	—
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率						③	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
92%	100%	100%	100%	—	—	—	—
建設系廃棄物の不法投案件数						③	
—	10 件以下	10 件以下	10 件以下	10 件以下	—	10 件以下	—
12 件	11 件	8 件	5 件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名
・令和8年度以降に残された課題と対応
① パートナリシップで取り組む「3R+R」
・県民や事業者の「3R+R」に関する意識をさらに高めるため、行動変容につながる映像コンテンツを作成し、市町や関係団体とも連携しながらSNS等を活用して情報発信していきます。
・事業者による自主的な取組を一層促進するため、さまざまな機会を通じて優良な取組などの情報発信を行い「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の更なる普及に取り組めます。
・持続可能なごみ処理体制の確保に向け、市町と協議を行い、中長期的なごみ処理広域化・集約化の計画策定を進めます。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するとともに、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資するため、産業廃棄物税を財源とした補助制度を継続的に見直しつつ、設備機器の設置等を促進します。
- ・資源の循環利用等により地域における経済の好循環を生み出すよう、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進による循環関連産業の振興に向けた取組を進めます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・排出事業者責任の徹底に向け、排出事業者による優良認定処理業者の活用や、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を一層促進します。ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。
- ・災害廃棄物処理体制の強化を図るため、南海トラフ地震等の大規模災害を想定した県内市町や隣県との広域訓練や仮置場候補地のデジタルマッピングを行うとともに、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定に向けた調査を実施します。
- ・産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たないことから、多様な手段により効果的に広報を行うことで、スマホ 110 番等の利用を促進し、不法投棄等の早期発見・早期是正を図るとともに、ドローン、監視カメラ等を活用した効率的・効果的な監視・指導を行います。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、引き続き、排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。
- ・行政代執行を終了した4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、引き続き水質モニタリング等の実施や地元自治会等とのコミュニケーションにより、安全・安心の確保に取り組みます。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

- ・県内の製造業者が必要とする再生プラスチックの質と量の安定的な供給に向け、高度なりサイクル技術を活用した製品原材料への適用可能性の検証や、動静脈が連携した再生プラスチックの供給体制の自立・拡大を図ります。
- ・マイクロプラスチックの原因ともなる散乱ごみ対策を継続的に進めていくため、県民の皆さんや事業者・団体等のさまざまな主体と連携して身近に取り組める環境美化活動に取り組むとともに、効率的かつ効果的な散乱ごみの発生抑制につなげられるようICTを活用して発生源の把握に取り組みます。
- ・食品ロスのさらなる削減に向け、生活困窮者支援にもつながる三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加団体の拡大と併せて、学校教育で利用できる啓発教材の作成による普及啓発や県内でのフードドライブの展開による県民意識の醸成に取り組みます。
- ・プラスチック資源循環、海洋ごみ、食品ロス等のさまざまな課題の同時解決に向けて、集客施設等においてナッジ理論やICTを活用した散乱ごみ対策に取り組むなど、県民の意識向上と行動変容に資する取組を進めます。
- ・将来、多量に排出されることが見込まれる使用済み太陽光パネルの資源循環を促進するため、排出量見込や再生資源の潜在的需要量、収益性のある事業モデル等について、関連事業者と情報を共有し、循環的利用に係る体制構築を促します。

⑤ 人材育成とICTの活用

- ・動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、事業者自らが新たな取組を進められるようセミナー等を開催します。

施策 4-3 自然環境の保全と活用

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

生物多様性をはじめとする豊かな自然環境を維持するため、県内各地域で県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による自然環境保全活動が持続的に展開されています。また、自然とのふれあいを通じて、自然環境保全意識の醸成につなげられるよう、より多くの県民の皆さんが自然体験施設等を利用しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の取組

① 貴重な生態系と生物多様性の保全

- ・さまざまな主体による自主的な生物多様性保全活動の取組が展開されるよう、自然環境保全団体による県内の希少野生動植物種の保全活動への専門家の派遣や、専門的な知識や必要な情報の提供、講演等のイベントを通じた生物多様性をはじめとする身近な自然環境の重要性に関する普及啓発活動(2回)に取り組んでいます。
- ・貴重な生態系や生物多様性保全の基礎資料となるレッドデータブックの改訂を進めるとともに、希少野生動植物種等の生息状況調査やデータ整理に取り組んでいます。また、専門家やNPO、市町等と連携して、ギフチョウやマメナシなど希少野生動植物種の保全活動(14回)に取り組んでいます。
- ・ツキノワグマの目撃情報が急増していることから、県内における生息状況を把握するため、生息分布域や生息数調査を行っています。また、県民の安全・安心を確保するため、クマAI検知カメラによる出没通報システムの効果検証と緩衝帯のモデル整備に取り組んでいます。
- ・大規模開発による自然環境への影響の軽減に向け、太陽光発電施設や風力発電施設を設置しようとする事業者等に対して、三重県自然環境保全条例をはじめとする関係法令に基づいた適切な指導、助言を行っています。

② 自然とのふれあいの促進

- ・東海自然歩道や伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園における手すりや歩道を改修するなど、自然体験施設を安全で快適に利用できるよう、施設の点検を行うとともに、適切な維持管理に取り組んでいます。
- ・多くの人が自然環境保全への意識を高め、自然の魅力を体感できるよう、自然公園やユネスコエコパーク内の大杉谷登山歩道等における自然体験ツアー等の自然とふれあいイベント(7回)を開催するとともに、伊勢志摩国立公園において、市町及び自然体験事業者等と連携し、ガイドの育成やコンテンツのブラッシュアップに取り組んでいます。また、SNS等を通じ、自然景観や歴史・文化等の効果的な情報発信(35回)も行っています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数(累計)						①	
—	93 取組	95 取組	97 取組	99 取組	—	101 取組	—
91 取組	93 取組	95 取組	97 取組	—	—	—	—

自然体験施設等の利用者数						③	
—	1,106 千人 (3 年度)	1,143 千人 (4 年度)	1,180 千人 (5 年度)	1,217 千人 (6 年度)	—	1,254 千人 (7 年度)	—
1,070 千人 (2 年度)	1,052 千人 (3 年度)	1,148 千人 (4 年度)	1,160 千人 (5 年度)	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 貴重な生態系と生物多様性の保全

- ・生物多様性保全活動の取組数は増加したものの、保全活動の取組を持続的に広げていく必要があることから、「みえ生物多様性推進プラン(第4期)」に基づき、さまざまな主体による自主的な保全活動が展開されるよう、生物多様性を推進する活動団体と支援企業とのマッチング等に取り組めます。
- ・生態系や生物多様性を保全していくため、希少野生動植物種等についての調査やデータ整理を行います。また、専門家やNPO、市町等と連携して、希少野生動植物種の保全活動に引き続き取り組めます。
- ・ツキノワグマの個体数管理を行うためのモニタリングに必要な生息数等の調査を行います。また、人とツキノワグマの棲み分けを図り、県民の安全・安心を確保するため、緩衝帯の整備に取り組めます。
- ・自然地において、開発事業による生態系への影響が懸念されることから、引き続き、太陽光発電施設や風力発電施設等の大規模開発による自然環境への影響の軽減に向け、事業者等に対して、三重県自然環境保全条例をはじめとする関係法令に基づいた適切な指導、助言を行います。

② 自然とのふれあいの促進

- ・利用者が安全で快適に自然公園を楽しめる環境を提供するため、国立・国定公園や自然歩道、森林公園の施設の適切な維持管理に取り組めます。
- ・県民の皆さんの自然環境保全意識を醸成していくため、自然の魅力を体感できるイベントの開催、質の高い自然体験活動を促進するためのコンテンツのブラッシュアップに取り組むとともに、効果的な自然景観や歴史・文化等の魅力の発信を行います。また、伊勢志摩国立公園指定80周年を広く県民に周知するため、環境省や関係市町等と連携し、地域事業者の活動への支援やイベント等の開催等に取り組めます。

施策 4-4 生活環境の保全

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 大気・水環境等の保全

- ・良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視等により環境基準等の適合状況を確認しています。
- ・大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への立入検査を行い、排出基準等の遵守を確認するとともに、コンプライアンスを徹底するよう指導しています。
- ・大気・水環境保全に関する規制のあり方について、県内事業所における規制対象施設の稼働状況等を把握し、他自治体の規制内容を参考に検討を進めています。

② 生活排水処理施設の整備促進

- ・関係機関と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進しています。また、補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進しています。
- ・人口減少など社会情勢が著しく変化していることから、「生活排水処理アクションプログラム」(中間目標：令和7年度)の点検を行っています。
- ・浄化槽の適正管理を促進するため、法定検査の受検勧奨を行い、受検率向上に取り組んでいます。
- ・流域下水道では、「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づき未普及対策や地震対策、老朽化対策などの施設整備を進めています。
- ・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、汚水処理事業の持続可能な運営を図るため、亀山市、いなべ市、伊賀市において、汚水処理施設の統合に向け進めています。
- ・埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、国の要請により設置から30年が経過した口径2m以上の管路を対象とした全国特別重点調査を実施するとともに、県独自の取組として腐食する恐れが大きい管路の調査を実施し、状態に応じた必要な措置を進めています。

③ きれいで豊かな海の再生

- ・「きれいで豊かな海」の実現に向け、「第9次水質総量削減計画」に基づき、農林水産部、県土整備部等と連携し、県内の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、松阪市地先における干潟・浅場造成、県民の皆さんに向けた事業成果の情報発信等の取組について、進捗管理を行っています。

④ 海岸漂着物対策の推進

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」や「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、海岸管理者による海岸漂着物の回収・処理の取組を推進するとともに、一斉清掃への参加を広く呼びかけるなど、広域的な発生抑制対策を進めています。
- ・海岸漂着物対策については、さまざまな主体が連携して取り組む必要があることから、企業やボランティア団体による海洋ごみ対策の取組状況や自主的に取り組むうえでの課題を調査するとともに、海洋ごみの現状や県の取組状況について情報提供を行うことで、企業等による海洋ごみ対策の取組を促進しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
環境基準達成率						①	
—	94.3 %	95.2 %	96.2 %	97.1 %	—	98.1 %	—
90.5 %	89.5 %	89.5 %	92.4 %	—	—	—	—
生活排水処理施設の整備率						②	
—	89.3 %	90.3 %	91.3 %	92.3 %	—	93.1 %	—
88.2 %	89.0 %	89.6 %	90.0 %	—	—	—	—
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数						③	
—	4 取組	5 取組	6 取組	7 取組	—	7 取組	—
3 取組	6 取組	6 取組	6 取組	—	—	—	—
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数						④	
—	18,500 人	19,500 人	21,000 人	22,500 人	—	24,000 人	—
17,496 人	23,252 人	24,203 人	25,087 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方	
基本事業名	
・令和8年度以降に残された課題と対応	
① 大気・水環境等の保全 ・大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、令和7年度も光化学スモッグ予報を発令している状況であり、今後も常時監視を継続し、大気汚染物質の濃度が上昇した際には予報等の発令による注意喚起を行います。 ・河川や海域における環境基準達成率は、近年改善傾向にありますが、適合状況を確認するため常時監視を継続して実施します。 ・大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への立入検査を行い、排出基準等の遵守を確認するとともに、コンプライアンスを徹底するよう指導します。	
② 生活排水処理施設の整備促進 ・生活排水処理施設の整備は着実に進んでいますが、令和6年度末の整備率は全国平均の93.7%と比較すると90.0%と低い状況です。補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進し、整備率の向上に努めます。また、人口減少など社会情勢が著しく変化していることから、「生活排水処理アクションプログラム」(中間目標:令和7年度)の点検結果をふまえて見直しを行います。 ・引き続き、浄化槽の適正管理を促進するため、法定検査の受検勧奨を行い、受検率向上に取り組めます。 ・「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づき、市町による公共下水道の整備に合わせた施設の建設を進めるとともに、将来にわたる流域下水道の機能発揮と施設の損傷に起因する事故防止を図るため老朽化対策、地震対策などの着実な実施により、安定した事業の継続に努めます。 ・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」で市町が目標設定した汚水処理施設の統廃合が円滑に進むよう、引き続き、助言等を行っていきます。	

③ きれいで豊かな海の再生

- ・良好な水質と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、総合的な水環境改善に取り組む必要があることから、引き続き、関係機関との連携を強化し、流域下水処理場における栄養塩類管理運転、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、藻場・干潟及び浅場の保全・再生に関する取組等の進捗管理を行います。
- ・国において第10次水質総量削減のあり方について審議されていることから、国や隣接県との情報共有を行いながら、次期計画の策定に向けた準備を進めていきます。

④ 海岸漂着物対策の推進

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」や「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、回収処理・発生抑制対策に継続して取り組みます。
- ・海岸漂着物対策については、さまざまな主体が連携して取り組む必要があることから、企業と連携して環境学習・野外学習等のイベントを開催するなど、企業活力を活用した海洋ごみ対策に取り組みます。

施策5-1 持続可能な観光地づくり

(主担当部局：観光部)

施策の目標

(めざす姿)

魅力ある地域資源を生かした観光コンテンツの提供や、質の高い宿泊施設等の受入れ環境整備など、旅行者のニーズに対応した受入れ体制が整備されることで、三重県を訪れた人びとが観光を満喫でき、観光客の満足度が向上するとともに、平均宿泊日数が増加しています。

また、地域住民をはじめ、地域全体で旅行者の受入れ機運を高め、三重県の持続可能な観光が推進されることで、三重県を訪れた旅行者がより深く観光コンテンツを体験でき、長期滞在が増加するなど、三重県の「拠点滞在型観光」のイメージが定着しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 拠点滞在型観光の推進

・歴史・文化や自然、食等の三重ならではの観光資源を生かした拠点滞在型観光をさらに推進するため、地域DMO等による滞在型の観光コンテンツの磨き上げや提供・販売体制の構築、プロモーション、地域ブランディングに向けた取組を支援しています(8団体)。また、ガストロノミーツーリズムの推進に向けて、意欲ある事業者や団体等と連携し、三重の食や食文化の魅力発信に取り組んでいます。

② DMO(観光地域づくり法人)等の支援

・全県DMOである(公社)三重県観光連盟が観光地経営の司令塔としての役割を担うことができるよう、インバウンド向けマーケティングや地域DMOへの支援のほか、データマーケティングや国内向けプロモーションを着実に実施するための基盤強化を図ります。

③ 受入環境の整備

・国内外の旅行者が快適に滞在できる環境を整えるため、宿泊施設の和洋室化やトイレの洋式化、バリアフリー化等の取組、熊野古道伊勢路沿線のトイレの環境整備を支援しています(採択件数:50件)。
・外国クルーズ船のさらなる誘致に向け、寄港地のPRや周遊促進、誘致・受入れ体制の強化に関係機関と連携して取り組んでいます。また、上質な宿泊施設の新規立地に向け、専門的な知見を有するアドバイザーを活用した誘致に取り組んでいます。
・誰もが三重の観光を楽しむことができるバリアフリー観光を推進するため、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、宿泊施設・観光施設に対するパーソナルバリアフリー基準による調査・アドバイスや「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得促進、旅行会社や交通事業者との連携強化等に取り組んでいます。

④ 観光人材の育成

・魅力的な観光産業の確立のため、経営課題の解決に向けたセミナーやコンサルティング等の実施を通じて、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着に向けた取組を支援しているほか、県内観光産業の魅力について情報発信に取り組んでいます(支援事業者数:延べ20者【令和7年9月30日現在】)。
・旅行者が快適に県内を周遊できる環境を整えるため、観光ガイド人材の確保・育成に向けた養成プログラムを実施しているほか、旅行会社や宿泊施設等とのマッチング会の実施など活躍機会の創出に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の評価
観光客満足度						①②③④	
—	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	—	95.0%	—
93.5%	94.4%	95.7%	95.8%	—	—	—	—
県内の平均宿泊日数						①②③④	
—	1.19泊	1.23泊	1.26泊	1.30泊	—	1.33泊	—
1.20泊	1.23泊	1.23泊	1.21泊	—	—	—	—
リピート意向率						①②③④	
—	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	—	95.0%	—
92.6%	93.2%	93.3%	95.1%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 拠点滞在型観光の推進 ・歴史・文化、食、自然（癒し）等の三重ならではの観光資源を生かして、県全体のブランディングやストーリー性のある高付加価値商品の造成に取り組み、旅行者の滞在・周遊性を高めるとともに、ガストロノミーツーリズムを推進します。
② DMO（観光地域づくり法人）等の支援 ・全県DMOである（公社）三重県観光連盟が観光地経営の司令塔として、地域DMOを支援する等の役割を担うことができるよう、引き続き基盤強化を図ります。
③ 受入環境の整備 ・国内外の旅行者が安全・安心かつ快適に観光を楽しめるよう、多言語案内表示の充実や観光防災・危機対応に係る施設改修など観光インフラの整備を支援します。 ・高付加価値旅行者のニーズを満たす上質な宿泊施設の新規立地に向け、開発事業者の視察対応など誘致活動に取り組みます。 ・外国クルーズ船のさらなる誘致に向け、関係機関と連携しながら、クルーズ船に特化した商談会出展等に取り組むとともに、周遊促進や受入体制の強化を図ります。 ・バリアフリー観光を一層推進するため、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、「観光施設における心のバリアフリー認定」取得促進に取り組むとともに、旅行会社や交通事業者と連携し、旅行商品化に向けた取組を推進します。 ・インバウンドが災害時においても適切な行動がとれるよう、啓発の多言語化を図るとともに、観光地における災害が発生した場合の適切な対応や災害への備えを促進するため、宿泊施設や観光施設等を対象としたセミナーを開催します。
④ 観光人材の育成 ・観光事業者が抱える生産性の低さや人材不足の課題解決に向け、個別コンサルティング等を通じて、生産性向上や人材確保の取組を引き続き支援するほか、人手・人材不足等により生産性向上等に取り組める環境にない事業者への対応として、収益や経営に直結する業務に集中できる環境を整えることで、生産性向上等の取組が促進されるよう支援します。 ・高付加価値旅行者の多様なニーズに対応できる観光ガイド人材の確保・育成に向け、養成プログラムの実施や活躍機会の創出に取り組みます。

施策5-2 戦略的な観光誘客

(主担当部局：観光部)

施策の目標

(めざす姿)

国内外の多くの旅行者が観光の目的地として三重県を選び、県内の観光消費額が増加しています。また、旅行者データや観光統計に基づく観光マーケティング・マネジメントを行い、旅行ニーズに合わせた戦略的な観光プロモーションを展開することで、三重県ファンが増加するとともに、国内外から三重県への来訪や宿泊が増加しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 観光マーケティングの推進

- ・データに基づいた観光マーケティングを推進するため、旅行者の属性や出発地、県内での立ち寄り場所等のデータ取得・収集や観光客実態調査、県内宿泊事業者に対するインバウンド受入状況調査等に取り組んでいます。
- ・地域におけるデータを分析・活用する能力向上を支援するため、市町・DMO・観光協会を対象に、データに基づいた観光マーケティングに関する研修を実施しています(開催回数:2回、延べ参加団体数:15者【令和7年9月30日現在】)。

② 観光プロモーションの強化

- ・首都圏等大都市圏からの誘客促進に向け、メディアや旅行事業者等を対象とした観光情報説明会やSNS、各種広告等さまざまな手段を組み合わせることにより、効果的に三重の魅力を発信し、本県の認知度向上に取り組んでいます(令和7年7月19日に観光情報説明会を開催201名参加、交通広告:JR東京駅、阪急大阪梅田駅の2か所)。
- ・大阪・関西万博を契機とした誘客促進に向け、交通事業者との連携による企画きっぷや万博と三重県をあわせて周遊できる旅行商品のプロモーション、万博来場者を本県来訪につなげるための観光キャンペーンに取り組んでいます(観光キャンペーン申込者数(三重県来訪者数):2,562人【令和7年9月30日現在】)。
- ・県内への誘客や周遊を促進するため、株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用し、県内市町や交通事業者等と連携したスタンプラリー等の取組を実施しています(スタンプラリー賞品応募者数:1,930人【令和7年9月30日現在】)。
- ・平日の観光需要喚起を図るため、体験コンテンツの利用促進や高速道路を利用した周遊促進に向け、平日を対象としたキャンペーン等を実施しています。また、県外からの教育旅行の誘致に向けた目的地としての魅力のPRに取り組んでいます(体験コンテンツ利用者数:5,093人、ドライブプラン利用件数:1,245件【令和7年9月30日現在】)。

③ インバウンドの誘客

- ・海外からの高付加価値旅行者の誘致を促進するため、奈良県、和歌山県等と連携し、紀伊半島のブランド化を図るとともに、商談会への参加や旅行会社、メディアを対象としたファムトリップの実施等に取り組んでいます。また、引き続きフランスにレップ(営業代理人)を設置し、旅行会社との連携強化を通じて、福利厚生旅行の誘致に向けたプロモーションを実施しています。
- ・海外からの企業の報奨旅行・研修視察旅行の増加につなげるため、三重県産業観光推進協議会によるプロモーション等の活動を支援しています。また、MICE誘致促進補助金の対象に海外企業の会議と報奨旅行を追加するとともに、レップの設置や商談会参加等を通じて、引き続きMICE誘致に取り組んでいます。
- ・ゴールデンルート等を周遊する旅行者や大阪・関西万博への来訪者を県内に誘客するため、海外OTAや検索サイトを活用した広告配信をはじめとした情報発信や、県内の宿泊施設及び体験コンテンツの海外OTAへの登録・活用を促進するとともに、EXPO2025関西観光推進協議

会と連携した取組等を実施しています。また、中部圏の近隣自治体と連携した広域でのプロモーションに取り組んでいます。

- ・効果的なインバウンド誘客の取組を進めるため、官民連携組織である(公社)三重県観光連盟が取り組むインバウンド向けプロモーションを支援しています。
- ・観光誘客に重点的に取り組む市場において、本県の認知度や関心の向上を図るため、観光・物産・食が一体となったプロモーションに取り組んでいます。
- ・より効果的なインバウンド誘客に向けた計画の策定に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
観光消費額						①②③	
—	4, 950 億円	5, 250 億円	5, 560 億円	6, 000 億円	—	6, 500 億円	—
3, 562 億円	4, 269 億円	4, 882 億円	5, 236 億円	—		—	
県内の延べ宿泊者数						①②③	
—	766 万人	812 万人	860 万人	946 万人	—	1, 041 万人	—
518 万人	688 万人	734 万人	837 万人	—		—	
県内の外国人延べ宿泊者数						①②③	
—	34. 6 万人	36. 7 万人	38. 9 万人	42. 0 万人	—	45. 4 万人	—
1. 7 万人	4. 9 万人	20. 1 万人	24. 1 万人	—		—	

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 観光マーケティングの推進

- ・インバウンドに係る行動実態や県内宿泊施設の受入れ状況等の調査を実施するとともに、データに基づいた次期三重県観光振興基本計画を策定します。
- ・地域におけるデータ分析・活用を支援するため、「三重県観光統計データ」サイトにおいて、取得・収集した国内外の観光客等の観光データを市町・DMO・観光協会が活用しやすい形で提供します。

② 観光プロモーションの強化

- ・首都圏等の大都市圏からの誘客促進に向け、SNS やテレビ等のメディアを通じた情報発信、観光情報説明会など、多様な手段を活用することにより、効果的に三重の魅力を発信するとともに、次期式年遷宮を契機として、お伊勢参り等への関心を高めてもらうためのプロモーションに取り組めます。
- ・県内への誘客・周遊を促進するため、株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用し、県内市町や交通事業者等と連携したプロモーションを実施します。また、県外からの教育旅行の誘致に向けた目的地としての魅力のPR等に取り組めます。

③ インバウンドの誘客

- ・本県の認知度向上を図るため、インバウンドが関心を寄せる体験コンテンツ等を紹介する動画等の作成や、トップインフルエンサーの発信力、航空事業者が有する媒体等を活用した情報発

信等に取り組みます。

- ・インバウンド誘客に重点的に取り組む市場における本県の認知度向上を図るため、観光・食・物産が一体となったプロモーションを行うとともに、現地旅行会社、首都圏のメディア、ランドオペレーターを対象としたセミナー・商談会、ファムトリップ等による BtoB プロモーションを実施し、ツアーの造成および流通拡大等を図ります。
- ・首都圏、関西圏およびゴールデンルートからの誘客を図るため、鉄道事業者と連携したプロモーションを実施することで「大都市とセットで訪問できる観光地」の定着を図るとともに、引き続き海外 OTA および検索サイトを活用した情報発信に取り組みます。
- ・高付加価値旅行者の誘客を図るため、重点的に取り組む市場におけるプロモーションや、引き続き欧州におけるレップの設置、フランス企業等の福利厚生旅行の誘致に取り組みます。
- ・県内経済への波及効果が高い国際会議をはじめとする MICE や海外企業による研修・視察旅行の誘致に取り組みます。

施策5-3 三重の魅力発信

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

県産品の販路拡大や観光誘客の促進などにつなげるため、大都市圏等における県内市町、関係団体、民間事業者、三重ファン等と連携した面的な情報発信やイベント実施等による戦略的なプロモーション活動が進んでいます。また、産業・地域経済の活性化につなげるため、付加価値の高い商品・サービスの創出に取り組むとともに、業種を超えた多様な連携による販売促進の取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 戦略的なプロモーション活動の展開

・三重の魅力を効果的に発信するため、県内5地域等で地域別懇談会を開催(1回:9月末現在、年2回予定)するとともに、包括連携協定を締結した企業との連携により、国内の大型商業施設において、「食」、「観光」、「物産」などの三重の魅力を総合的に発信する三重県フェアを開催(7回:9月末現在、年間9回予定)するなど、「三重県プロモーション推進方針」に基づき、関係機関等との連携を強化しながら取組を進めています。

② 首都圏における魅力発信

・首都圏営業拠点「三重テラス」において、季節の企画など様々な取組を実施した結果、上半期(8月末現在)の来館者数が205,124人、前年度同期比116%となるなど、多くの方々に三重の魅力を感じていただいています。

・令和5年度から開始した「三重テラス第3ステージ運営方針」に基づき、三重の魅力発信の拠点機能のさらなる強化や、関係者が「つながる」ことの促進をめざし、物販・飲食業務の運営やコミュニティ形成に取り組んでいます。例えば、コミュニティ形成のプロジェクト「三重テラス部活動」は、14部が活動し、首都圏在住者と三重県の各地域や人とのつながりも創出されています(三重ファンコミュニティが実施したイベント・プロジェクト件数22件:8月末現在)。

③ 関西圏における魅力発信

・梅田地下街やマスコミキャラバンなどで三重県の旬の情報を発信するとともに、鉄道等と連携した三重県フェア(観光物産展)やホテル・飲食店等での三重県食材イベント、商業施設での観光PRなどを実施したほか、万博出展に関連した魅力発信冊子を作成・配布し、関西圏における県産品等の販路拡大や観光誘客に取り組んでいます。

・令和7年4月13日から10月13日まで開催された大阪・関西万博において、関西パビリオン内に三重県ブースを出展するとともに、会場内2箇所で開催の催事を開催し、期間中合わせて約71万人の来場者(三重県ブース来場者:約63万人、県主催催事入場者:約8万人)に本県の魅力をPRするとともに、本県への誘客促進に取り組みしました。

・大阪・関西万博を契機に国内外の旅行者や関西圏居住者が大阪に集まる好機を捉え、大阪府内計6会場に期間限定の情報発信拠点「三重テラス in 大阪」を設置し、集中的なプロモーションを行いました。

④ 県産品の高付加価値化と販売促進

・伝統産業・地場産業においては、消費者の生活スタイルやニーズの多様化などに対応するため、専門家による連続講座の実施により商品・サービスの開発を支援しています(講座3回、現地訪問1回、7事業者参加)。また、伝統産業の原材料確保や商品試作などの取組への補助を行っています(採択5事業者)。

・食の国内販路開拓に向け、バイヤーとの商談会の開催(10月予定)や大規模見本市への出展(3月予定)支援に取り組んでいます。また、特徴ある優れた県産品を「みえの食セレクション」として選定するとともに、大型商業施設等と連携して販路拡大の機会を創出します。

・海外販路開拓については、貿易アドバイザーで構成する「みえの食レップ」において、輸出に取り組む県内事業者からの貿易実務相談対応や海外向け商談会(3回開催予定)を実施します。また、三重県フェアをタイ及び台湾で開催するとともに、新たな輸出先国開拓に向けてテストマーケティングを実施します。

⑤ 新たな価値創出につなげる人材育成

- ・食関連産業等の持続的な発展を支援するため、みえ食の“人財”育成プラットフォームと連携し、食品衛生研修(13 回開催予定)の開催に加え、産学コラボ商品開発(2件取組中)を支援しています。また、食品事業者の人材確保に向け、学生との交流会を実施します(1月予定)。
- ・伝統産業の振興や継承を目的に令和6年度に創設した「三重県伝統工芸士」の認定を引き続き行うとともに、大阪・関西万博の機会等を捉え工芸士による伝統産業の魅力発信に取り組んでいます。
- ・事業者の商談力向上を図るため、商談力向上研修(9月)を実施しました。
- ・ガストロノミーの視点で三重の食を発信できる人材を育成するため、美食の街サン・セバスチャン(スペイン)にて、現地のトップシェフと県内の料理人との交流(11月、3者参加予定)を行うとともに、県内料理人を対象としたガストロノミー講座(1月予定)を開催します。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の評価
首都圏・関西圏における観光旅行先としての三重県への訪問意向および三重県産品の購入意向の割合						①②③	
—	66.0%	68.0%	70.0%	72.0%	—	74.0%	—
65.6%	67.6%	68.0%	71.9%	—	—	—	—
三重テラスにおける魅力発信件数(累計)						②	
—	218 件	378 件	573 件	798 件	—	1,058 件	—
92 件	300 件	501 件	760 件	—	—	—	—
伝統産業および食関連産業における消費者ニーズに対応した付加価値の高い商品・サービスの開発数(累計)						④	
—	38 件	60 件	84 件	110 件	—	138 件	—
18 件	39 件	64 件	93 件	—	—	—	—
新商品や魅力あるサービスの開発など、新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数(累計)						⑤	
—	535 人	840 人	1,170 人	1,525 人	—	1,905 人	—
255 人	536 人	847 人	1,186 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方	
基本事業名	
・令和8年度以降に残された課題と対応	
① 戦略的なプロモーション活動の展開	
・三重県誕生150周年の好機や、大阪・関西万博における取組の成果を生かし、三重の情報発信、県産品の販路拡大、観光誘客の促進を柱とした一体的なプロモーション活動を、市町等関係機関と連携しながら、大都市圏において展開します。	

② 首都圏における魅力発信 ・首都圏営業拠点「三重テラス」において、三重の魅力発信の拠点機能のさらなる強化をめざし、物販・飲食・イベントの各機能を組み合わせた全館一体となった魅力発信を行います。あわせて、コミュニティマネージャーが中心となってコワーキングの利用促進や、イベント参加者等に対し三重ファンのコミュニティ形成につながる様々な仕掛けに取り組み、交流を促進します。 ・令和8年度は、「三重テラス第3ステージ」(令和5年度～9年度)の4年目となることから、第3ステージ終了後の方向性を検討するため、成果や課題をふまえ、運営に係る総括評価を行います。
③ 関西圏における魅力発信 ・関西圏において本県の認知度を高め、県産品等の販路拡大や本県への誘客促進につなげるため、「三重県の情報発信」「県産品等の販路拡大」「観光誘客の促進」「関西圏ネットワークの充実」「移住促進、企業誘致」を活動の柱として、三重の魅力発信を行います。
④ 県産品の高付加価値化と販売促進 ・伝統産業・地場産業においては、消費者の生活スタイルやニーズの多様化などに対応するため、専門家の指導により商品・サービスの開発を支援します。 ・食の国内販路開拓に向け、バイヤーとの商談会の開催、大規模見本市への出展支援等を実施するほか、「みえの食セレクション」選定によるプロモーションや販路拡大支援に取り組みます。 ・また、海外販路開拓については、貿易実務に関する相談窓口を設置するとともに、海外向け商談会や海外でのフェア開催、新たな輸出先国の開拓を進めます。
⑤ 新たな価値創出につなげる人材育成 ・食関連産業等の持続的な発展につなげるため、みえ食の“人財”育成プラットフォーム等と連携し、研修メニューの充実や事業者間及び産学の人材交流促進等に取り組みます。 ・「三重県伝統工芸士」制度を運用し、伝統産業の振興や伝統工芸品の次世代への継承を促進します。また、伝統産業の後継者確保に向けた取組を実施します。 ・国内外への販路拡大に取り組む人材育成のため、消費者ニーズを踏まえた商談スキル向上のための研修会を実施します。 ・食による本県への誘客促進のため、ガストロノミーの視点で三重の食を発信できる料理人を育成する研修会を開催するとともに、県内シェフの連携促進に向け交流を促します。

施策 6-1 農業の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

米・麦・大豆のほか、野菜、柑橘、茶といった園芸品目、さらには牛肉や豚肉、鶏肉、卵といった畜産物など、県産農畜産物の安定的な供給が進み、県民の皆さんの「食」における多様な需要に対応しています。また、新規就農者はもとより、従事者の確保が図られながら、担い手による大規模経営が拡大するとともに、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が営まれるよう、県産農畜産物の生産性の向上や農業経営の発展による収入の確保および働きやすい労働環境の整備が進んでいます。さらに、農業の持続性が確保された地域の拡大を図るため、農地の集積・集約化に向けた生産基盤の整備が進んでいます。加えて、県産農畜産物について、消費者に魅力が発信され、国内外における取扱い先が拡大しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 需要に応じた農産物の供給と研究開発

- ・水田農業では、米の増産を促すとともに、麦・大豆の湿害・防除対策や作期分散等による単収向上、米粉用米の作付推進など生産拡大に取り組んでいます。また、夏季の高温に強い県産ブランド米「結びの神」の生産拡大のほか、スクミリングガイ(ジャンボタニシ)について被害を予測する技術や生産者の適期防除を支援するアプリの研究開発に取り組んでいます。さらに、県産米の消費拡大に向け、PRイベントの開催や海外への輸出促進に取り組んでいます。
- ・野菜では、なばな等露地野菜について作業の省力化や軽労化を進めるため、播種等の機械化や、簡素な出荷・販売規格の導入実証に取り組んでいます。また、イチゴ新品種「うた乃」の高品質安定生産のための栽培マニュアル作成を進めるとともに、首都圏等でのプロモーションに取り組んでいます。
- ・果樹では、柑橘で防風ネットによる日焼け果防止対策等の高品質化技術の実証に取り組んでいます。また、柑橘のアジア経済圏を対象とした輸出拡大に向け、国外輸送時に生じる果実の傷み等の原因究明と軽減に向けた対策を検討しています。
- ・伊勢茶では、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を通じた需要喚起のほか、150 店舗以上の飲食店と連携した伊勢茶メニューキャンペーンの実施、観光事業者と連携した伊勢茶産地への誘客戦略の構築など需要の創出に取り組んでいます。また、持続可能な産地づくりに向けた産地構造改革を9地区で進めるとともに、茶加工ラインの機能改良や被覆栽培の導入など生産体系の改良に取り組む農業者を支援しています。さらに、伊勢茶ブランドの価値向上をめざし、令和8年度に開催される関西茶業振興大会三重県大会に向け、品評会出品予定茶園に対し、品質向上に資する資材の導入支援や巡回指導に取り組んでいます。
- ・花き花木では、学校等での花育の推進、展覧会・品評会等への出展・出品や市町が行う花とみどりの活用に関する取組への支援など消費拡大に取り組んでいます。また、出荷における共通規格台車の導入実証や共同集荷拠点の整備を支援するなど輸送の効率化を進めています。
- ・海外原料に依存している化学肥料の低減を図るため、畜産農家が供給する堆肥や農業集落排水汚泥等の国内資源を活用した肥料の生産・利用拡大を推進しています。
- ・化学肥料・化学合成農薬の低減等の取組を行う生産者に対して、取組面積に応じた支援(35件、721ha)を行っています。また、県内6地区において化学肥料・化学合成農薬の低減と省力化を両立する栽培体系への転換に向けた実証を進めるとともに、県内3市の有機農業を推進する取組を支援しています。

② 需要に応じた畜産物の供給と研究開発

- ・収益力の向上をめざす高収益型畜産連携体を育成するとともに、施設整備等を支援しています。また、繁殖雌牛の更新の推進や、畜産研究所による高品質受精卵の供給により、和牛子牛の供給体制の強化を図っています。
- ・輸出事業者と協力して県産ブランド和牛の歴史や食文化、調理方法を伝えるPRイベントの開催等により、新たな輸出ルートの構築に取り組む事業者を支援しています。
- ・飼料用トウモロコシの栽培・給餌実証やエコフィードの利用促進により、濃厚飼料の50%以上を自給するモデル農家(1戸)の育成を進めています。
- ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱に備え、飼養衛生管理基準の遵守・徹底を進め、また豚熱では農家自らが豚熱ワクチンの適切な接種を行うよう指導しています。

③ 農業の担い手の確保・育成

- ・新規就農者の確保・定着に向け、就業・就職フェアの開催(1回)やWebサイトでの情報発信(1回)、大都市での相談会(2回)、普及センターでの相談対応(180件)等により就農意欲の醸成を図るとともに、関係機関と連携した技術や経営に関する助言の実施や国事業の活用による経営確立の支援(98名)など、就農準備から定着、発展までの各ステージに応じたきめ細かなサポートに取り組んでいます。また、受け入れ先となる農業法人等に対する労働環境の整備に取り組んでいます。
- ・多様な人材を農業に呼び込むため、新たな独立・自営就農者等を対象にまとまった農地の確保(9カ所)を支援することで参入を後押しするとともに、収益確保に向けた販売戦略の策定支援などに取り組んでいます。
- ・組織経営による農業経営体の確保・育成に向け、法人化や事業承継等の支援に専門家派遣を活用して取り組むとともに、農業経営の合併・統合、第三者承継等のモデル事例(1件)の構築を進めるなど、農業経営の集約化に取り組んでいます。
- ・持続可能な農業構造の確立に向け、県の推進チームが市町および関係者と連携して地域計画の実現に向けた地域の話し合いを促進し、担い手への農地集積を進めるとともに、担い手と小規模な兼業農家や高齢農家等が共生する地域営農体制の構築に取り組んでいます。
- ・地域農業の継続に向け、担い手が不在の地域における小規模農業者による効率的な営農継続のモデルづくりの支援や、単日短時間の働き方(ワンデイワーク)に関する手順書の周知(県Webサイト)による労働力確保の支援など、家族農業経営の向上に取り組んでいます。

④ 強い農業のための基盤づくり

- ・担い手への農地集積・集約化等による生産コストの削減や高収益作物への転換を進めるため、ほ場整備(10地区)やパイプラインの整備(13地区)に取り組むとともに、農業用施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定(6地区)、機能保全対策工事(18地区)に取り組んでいます。

⑤ 農業等による県民等への価値提供

- ・県産農林水産物の販売チャンネルの拡大に向け、航空業界や流通事業者、飲食業などさまざまな事業者と連携し、関西圏をはじめとした都市圏での「三重県フェア」の開催や、効率的な方法で輸送を行う流通モデルの構築に取り組んでいます。
- ・これまであまり利用されていない県産農林水産物の利用拡大に向け、県内高等学校(3校)及び食関連事業者(4者)と連携し、高校生や事業者のアイデアを生かした新商品・メニュー開発に取り組んでいます。
- ・地産地消及び食育の推進に向け、「みえ地物一番の日」キャンペーンなどを通じた地場産品の普及啓発等に取り組むとともに、第5次三重県食育推進計画の策定を進めています。
- ・学校給食における地域の食材活用に向け、栄養教諭や学校給食会等をメンバーとした検討会を開催(3回)し、学校給食用の加工食品の開発や、農林水産業への理解を深めるための食育資料の作成に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
農業産出等額						①②	
—	1,162 億円 (3年度)	1,171 億円 (4年度)	1,180 億円 (5年度)	1,189 億円 (6年度)		1,198 億円 (7年度)	—
1,153 億円 (2年度)	1,171 億円 (3年度)	1,188 億円 (4年度)	1,328 億円 (5年度)	—	—	—	
認定農業者のうち、年間所得が 500 万円以上の経営体の割合						③	
—	35%	37%	38%	40%		42%	—
30.2%	27.5%	32.5%	35.8%	—	—	—	
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率						④	
—	51.7%	55.2%	58.7%	62.2%		65.7%	—
48.3%	51.7%	55.2%	58.8%	—	—	—	
県産農畜産物の新たな取引件数(累計)						⑤	
—	40 件	55 件	70 件	85 件		100 件	—
26 件	49 件	64 件	74 件	—	—	—	

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 需要に応じた農産物の供給と研究開発 ・本県農業が持続的に発展できるよう、懇話会の開催を通じて将来の農業施策の方向性について検討を進めます。 ・水田農業の振興に向け、米の消費動向をふまえた増産の実現と水田の有効活用を図る必要があることから、麦・大豆等の単収の向上など生産拡大に向けた取組を進めるとともに、県産米の消費拡大に向けたPRや輸出を含めた販売促進に取り組みます。特に稲作については、農作業の省力化、低コスト化に向けた節水型乾田直播や再生二期作栽培等の新たな生産技術の実証や夏季の高温に耐性のある県産ブランド米「結びの神」の生産拡大に取り組みます。 ・野菜の振興に向け、生産の拡大には、省力化・軽労化を進める必要があることから、生産体系の機械化や農作業の分業化を促進します。また、省力化に伴い見直された出荷・販売規格が需要先に定着するよう、流通・販売事業者と連携して認知度向上に取り組みます。 ・果樹の振興に向け、生産性向上や販売促進を図る必要があることから、柑橘の日焼け果防止対策やスマート農業技術の導入による生産性の向上、タイを中心とするアジア経済圏に向けた輸出拡大への支援等により販売促進を図ります。また、柑橘の国外輸送時における果実の傷み等による損失の軽減に向けた原因究明および対策の検証を行います。 ・伊勢茶の振興に向け、生産の持続性や品質を高める必要があることから、産地の構造改革を進めるとともに、茶加工ラインの機能向上や改植、被覆栽培の導入などの取組を支援します。また、伊勢茶のさらなる消費拡大を図る必要があることから、マイボトルキャンペーンの定着化と飲食店での伊勢茶メニュー提供の促進、伊勢茶産地への観光誘客など、新たな需要の創出に取り組みます。さらに、令和8年度に開催される関西茶業振興大会三重県大会を通じて伊勢茶ブランドの価値向上に取り組みます。 ・花き花木の振興に向け、消費拡大や物流の効率化を図る必要があることから、花育活動やみえ

花フェスタ等イベントの開催および展覧会等への出展、市町が行う花とみどりの普及拡大への支援などに取り組むとともに、効率的な花き輸送体制の構築に向けた共同集荷拠点の整備を進めます。

- ・肥料原料の海外依存度の低減を図るため、畜産農家が供給する堆肥や農業集落排水汚泥等の国内資源を活用した肥料の生産・利用拡大を推進します。また、燃油高騰への対応として、国の施策を有効に活用しながら、省エネ対策に取り組む施設園芸農家を支援します。
- ・持続可能な農業生産の拡大に向け、有機農業等の環境に配慮した農業の推進が必要なことから、化学肥料・化学合成農薬の低減と省力化を両立する栽培体系への転換を進めるとともに、市町の有機農業推進に向けた取組を支援します。
- ・農業の構造転換や収益力強化に向け、地域農業の基幹となる施設の機能強化が必要なことから、穀物乾燥調製施設や野菜の共同出荷場、伊勢茶の加工施設等の整備を支援します。

② 需要に応じた畜産物の供給と研究開発

- ・畜産経営の持続的発展に向け、畜産経営体の収益力強化が必要なことから、高収益型畜産連携体の育成・支援に取り組むとともに、効率化、省力化を図るための施設整備や機械導入を進めます。また、畜産物の生産体制強化に向け、需要の高い雌の和牛子牛の安定した確保が必要なことから、県内での供給体制強化を進めます。
- ・県産畜産物の輸出の促進を図る必要があることから、県産ブランド和牛の海外販売拠点となる現地商社等と連携し、現地ユーザーを対象としたPRイベント等を開催することにより、県産ブランド和牛の歴史や高級部位以外の食材としての魅力を含め、現地の食文化に合う調理方法等の情報提供を行い、新たな輸出ルートの構築に繋がります。
- ・畜産経営を今後も安定して維持していくため、飼料の安定供給を図る必要があることから、飼料用トウモロコシやエコフィードの利用促進等、飼料自給体制の構築に取り組みます。
- ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱をはじめとする家畜伝染病の発生とまん延の防止を図る必要があることから、生産者における飼養衛生管理基準の遵守・徹底など防疫対策の推進や発生時に備えた防疫資材の充実に取り組みます。また、野生イノシシの豚熱感染状況調査や捕獲強化および経口ワクチン散布等に取り組みます。

③ 農業の担い手の確保・育成

- ・持続可能な農業の実現に向け、新規就農者の確保が必要であることから、積極的な情報発信や就農相談に取り組むとともに、就農者の定着に向け、営農における各ステージでのきめ細かなサポートや、受け入れ先となる農業法人等における働きやすい労働環境の整備に取り組みます。
- ・多様な人材を農業に呼び込む必要があることから、新たな独立・自営就農者等を対象にまとまった農地の確保を後押しすることで参入を促すとともに、早期の経営確立が可能となるよう、収益確保に向けた販売戦略の策定等を支援します。
- ・農業労働力の確保に向け、多様な人材が農業に参画する必要があることから、年齢や性別、国籍等を問わず、農業での活躍が可能となるよう、農業現場における環境整備を支援します。
- ・農業経営の集約化を図るため、担い手の経営規模を拡大し、より効率的な経営を実現していく必要があることから、経営の法人化を進めるとともに、単独では継続が困難と見込まれる法人の合併や事業承継の促進に取り組みます。
- ・力強い農業構造への転換を図るため、担い手への農地の集積・集約化を加速させる必要があることから、市町および関係者と連携して地域計画の実現に向けた地域の話し合いを促進するとともに、一定のまとまった農地を効率的に集約して担い手に受け渡す手法を確立するための実証などに取り組みます。また、地域農業の継続を図る必要があることから、担い手と小規模な兼業農家や高齢農家等の家族農業が共生する地域営農体制の確立に取り組みます。

④ 強い農業のための基盤づくり

- ・効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、担い手への農地集積・集約化による生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進する必要があることから、スマート農業をより一層推進する農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備を進めます。また、あわせて農業水利施設の適切な機能発揮に向けた保全管理に取り組みます。

⑤ 農業等による県民等への価値提供

- ・持続的な食料システムの確立に向け、県産農林水産物の価値向上を図る必要があることから、農林漁業者や食品企業等の多様な関係者の参画による地域連携推進支援コンソーシアムを設置し、マッチング交流会や研修会、専門部会等を開催することにより、異業種連携による新たな食品ビジネスの創出や県内外への魅力発信に取り組みます。
- ・農林水産資源の有効活用に向けた課題を解決するため、農林漁業者とその他の関係者の協調による共同実証や研究開発、販路開拓等の取組を支援するとともに、引き続き、県内高校等と連携し、低利用食材を活用した新商品開発やプロモーションに取り組みます。
- ・地域で生産された農林水産物の消費拡大に向け、地産地消や販売チャンネルのさらなる拡大が必要であることから、引き続き、市町や関係団体、小売店、飲食業、従業員食堂を有する企業等と連携し、食育の推進や「みえ地物一番の日」キャンペーン、効率的な方法で輸送を行う流通モデルの構築に取り組みます。また、県産農林水産物の適正な価格形成に対する県民の理解醸成を図るため、消費者を対象とした普及啓発活動を実施します。
- ・学校給食への地場産物の活用を促進するため、生産者と栄養教諭等の課題を共有し、両者の連携体制を確立することで、地場産物の安定供給に向けた新たな連携モデルを構築します。また、引き続き、学校給食用の加工食品の開発や農林水産業への理解を深めるための食育資料の作成に取り組みます。

施策 6-2 林業の振興と森林づくり

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

公益的機能を重視した環境林においては、森林環境譲与税等を活用した公的な主体による適正な森林管理が実行されています。また、持続的な木材生産のための生産林においては、カーボンニュートラルにつながる「植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のため、生産性向上や林業人材の確保・育成が進んでいます。さらに、県民の目にふれやすい公共施設の木造化を進めるとともに、住宅、身のまわりの生活用品など、さまざまな場面において県産材の利用を進めるため、県民の皆さんが県産材の良さや木材利用の意義を理解しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の取組

① 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

- ・森林由来のJ-クレジットの活用が促進されるよう、県行造林をモデルにした効率的な認証取得の実証や効果的なクレジット販売手法の検証、林業 DX による省力化のための機器・ソフトウェア等の導入支援に取り組んでいます。
- ・森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税等を活用した森林整備を促進するため、「みえ森林経営管理支援センター」を設置し、市町への巡回指導や職員向けの研修会の開催など、市町の取組支援を進めています。
- ・「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等による災害緩衝林の整備(25箇所)に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備(12市町)やライフライン沿いの事前伐採(14市町)等に取り組む市町への支援、ニホンジカによる食害等を受けた植栽地における支援に取り組んでいます。

② 「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進

- ・森林経営計画に基づく、再造林や間伐、路網整備、施業の集約化等の支援を行うとともに、成長が早く花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木の増産に向けた種子の生産体制の強化に取り組んでいます。
- ・林業のスマート化に向け、スマート技術に精通する技能者を育成するとともに、「みえスマート林業推進協議会」を通じたスマート技術の現場実装に取り組んでいます。
- ・県産材を利用した木造非住宅建築物の設計支援(2件)や木材調達への支援(1件)を行うとともに、県内の建築士や行政職員を対象とした木造建築物等の設計に係る研修会の開催により、建築物の木造・木質化の提案や設計が行える技術者の育成に取り組んでいます。
- ・木づかいに積極的な事業者に対する「木づかい宣言」事業者登録制度への参画に向けた働きかけや、登録事業者と連携した魅力ある新たな県産木製品のPRの実施等に取り組んでいます。

③ 林業・木材産業を担う人材の育成

- ・首都圏等での就業相談対応(3回)や林業就業セミナーの開催のほか、県内における林業体験ツアー、県内の高校生を対象とした林業経営体との就業相談会の開催等、新規就業者の確保に向けた取組を進めています。
- ・「みえ森林・林業アカデミー」において、主に既就業者を対象とした専門的な知識や実践的な技術が学べる講座や、市町向けの講座(11回)等を開催しています。

④ みんなで支える森林づくりの推進

- ・みえ森と緑の県民税市町交付金の活用を通じて、市町において地域の実情に応じた森林づくりの取組が行われるよう支援を行っています。
- ・企業・NPO・教育関係者・行政等で構成する「三重の森づくりネットワーク」会員による交流会

(6月)や、県民が森林や木にふれられる森林フェスタの開催(10月)など、県民の森づくり活動の促進に向けた取組を展開しています。

・子ども・企業向けの森林教育に関する講座等を開催するとともに、「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じて、森林教育の出前授業(10回)や、学校・地域での活動支援、森林教育の指導者養成に取り組んでいます。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
公益的機能増進森林整備面積(累計)						①	
—	7,700ha	10,900ha	14,780ha	18,660ha	—	22,540ha	—
5,258ha	7,518ha	9,783ha	11,752ha	—	—	—	—
県産材素材生産量						②	
—	410 千m ³	415 千m ³	418 千m ³	421 千m ³	—	424 千m ³	—
398 千m ³	450 千m ³	452 千m ³	431 千m ³	—	—	—	—
公共施設の木造化率						②	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
—	100%	100%	100%	—	—	—	—
木づかい宣言事業者数(累計)						②④	
—	32 者	40 者	48 者	60 者	—	68 者	—
30 者	38 者	43 者	57 者	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

- ・森林における環境保全や癒しなどの森林の多面的な機能に価値を見出す「森業」の推進に向け、先進的な取組や地域資源を活用したベンチャー等に関するセミナー等の開催に取り組むとともに、森林空間を活用した事業構築のスタートアップや市町とのマッチング支援に取り組めます。
- ・森林由来J-クレジットを県内に展開していくため、推進条例の制定に向け検討するとともに、クレジット創出時や販売時における技術面及び費用面の負担を軽減する必要があることから、クレジット創出に必要な森林情報基盤(平均樹高、地位)の整備や林業 DX ツールの導入、専門家による相談対応等に取り組めます。
- ・市町における森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した間伐等の取組については、市町によって進捗状況に差が生じていることから、「みえ森林経営管理支援センター」のアドバイザーによる市町のニーズに合わせた人的・技術的な支援を行うとともに、航空レーザ測量成果等を活用した効率的な森林境界明確化の促進に取り組めます。
- ・台風や局地的な豪雨等による災害が発生しているほか、流木発生危険がある流域は未だ多く存在していることから、「みえ森と緑の県民税」を活用し、災害緩衝林の整備、流域の防災機能強化を図る森林整備やライフライン沿いの事前伐採、森林を早期に再生するための植栽等の推進に取り組めます。

② 「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進

- ・森林資源の循環利用による持続的な林業経営とさまざまな需要に対応した素材生産量の増大が必要なことから、省力・低コスト造林や路網整備等生産性の向上に向けた支援を行い、主伐・再造林を促進します。あわせて、成長が早く花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木生産に必要な種子の増産体制の強化に取り組みます。
- ・林業の競争力強化や成長産業化には林業のスマート化を一層進める必要があることから、先導的な役割を果たす技能者の育成や「みえスマート林業推進協議会」での情報共有を通じて、スマート技術の現場実装の加速化を図ります。
- ・「みえ木材利用方針」に基づく県産材の利用促進を図るため、木造非住宅建築物の設計や木材コーディネーターを活用した木材調達への支援に取り組むとともに、建築物の木造・木質化の提案や設計が行える技術者の育成、安定した木材供給を行うためのサプライチェーンの構築に取り組めます。
- ・日常生活や事業活動の幅広い場面での県産材の利用を促進するため、事業者に対し「木づかい宣言」事業者登録制度への参画に向けた働きかけを行うとともに、魅力ある県産材を使った身の回りの日用品等の情報発信に取り組めます。

③ 林業・木材産業を担う人材の育成

- ・林業従事者は30年前に比べ1/3まで減少していることから、多様な労働力の確保に向け、首都圏等での就業相談対応や林業就業セミナーの開催のほか、林業体験ツアーやインターンシップ、高校生向けの就業相談会の開催、異業種の受入体制整備等に取り組めます。
- ・森林・林業・木材産業の人材育成に向け、「みえ森林・林業アカデミー」を中心に「公益社団法人みえ林業総合支援機構」とも連携しながら、既就業者を対象とした体系的な研修等を実施します。

④ みんなで支える森林づくりの推進

- ・県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、引き続き、市町がみえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、創意工夫した森林づくりの取組が行われるよう支援します。
- ・県民の森を育む意識の醸成や森づくり活動への参画をさらに進めるため、森林を身近なものとして感じ、学べるイベントの開催や、森づくりに関係する方々のネットワークの拡大に取り組むなど、さまざまな主体による「三重の森づくり運動」を展開します。
- ・「みえ森林教育ビジョン」に基づき、子どもから大人まで一貫した森林教育を進めるため、「みえ森づくりサポートセンター」を通じた活動支援、指導者の養成に取り組むとともに、子どもや企業向けなどの講座、森林教育シンポジウムの開催等を通じて、森林づくりや木づかいを支える人づくりに取り組めます。

施策 6-3 水産業の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

県産水産物の安定供給につなげるため、気候変動に対応した養殖品種の改良や管理技術の開発、科学的知見に基づいた水産資源の適切な管理、新規就業者の定着が進んでいます。また、漁村の活力が高まり、持続的な水産業が行われるよう、漁港施設の耐震・耐津波対策をはじめとする生産基盤の整備が進んでいます。加えて、県産水産物について、消費者に魅力が発信されるよう、国内外における取扱い先が拡大しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

- 急速に進む海洋環境の変化に対応するため、これまでの新品種や養殖技術の開発成果をふまえ、遺伝情報を活用した高水温に強い品種(アオサ、アコヤガイ、マハタ)の開発・探索、三倍体マガキの養殖技術や種苗生産技術の開発等に取り組んでいます。また、魚病被害の軽減等が期待できる「深い水深層」において浮沈式いけすを用いた魚類養殖の実証に取り組んでいます。
- 高水温環境における魚病被害の抑制や飼料費の削減を図るため、一定期間餌を与えない「無給餌飼育」の技術開発に取り組んでいます。また、魚類養殖業の生産コストを軽減し、経営改善を図る必要があるため、養殖期間が短く、付加価値が高いマサバの養殖技術の開発に取り組んでいます。
- 黒のり生産量の回復が喫緊の課題となっていることから、引き続き、生長が速く短期間で収穫できる品種の作出、漁場の栄養塩類情報や「色落ちアラート」の配信、肥料を散布して不足する栄養を供給する技術の開発、漁業者が行う食害の防止対策への支援に取り組んでいます。
- 水産資源の維持及び増大に向け、沿岸水産資源10魚種について、漁獲量やサイズ、出漁回数に基づく資源評価を行い、その評価結果を漁業者へフィードバックするとともに、漁業者が取り組む資源管理を支援しています。また、伊勢湾の重要資源であるアサリ、ハマグリ、の種苗生産技術の開発に取り組むとともに、海女漁業が高水温化などの環境変化に対応して存続できるよう、サザエおよびサガラメ(海藻)の種苗生産や放流・移植等の技術開発に取り組んでいます。
- 「第44回全国豊かな海づくり大会」の令和7年秋季の開催に向け、関係組織、団体と連携して県民の気運醸成を図るため、5月に南伊勢町において「豊かな海づくりフェスタ」を開催するとともに、県内各市町で実施されるイベント等でのPR(23回)、大会開催記念リレー放流(16回)に取り組んでいます。

② 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

- 地域の漁業関係者が運営する漁師塾への支援(1件)、就業フェア(3件)やオンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」での情報発信に取り組んでいます。また、円滑な就業・定着につなげるため、受け皿となる漁業経営体に対して、専門家の派遣や機械・設備の導入支援による漁業現場における労働環境の改善等に取り組んでいます。

③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

- 生産・流通の拠点となる錦漁港及び波切漁港における耐震・耐津波対策(L=50m)に取り組むとともに、老朽化した施設の長寿命化対策を計画的に進めています。
- 藻場・干潟の造成(藻場6工区、浅場1工区)に取り組むとともに、漁業者を中心とする活動組織(藻場25組織、干潟4組織)が行う藻場・干潟の保全活動を支援しています。
- 内水面漁業協同組合等が行う、遊漁者の確保に向けた取組(20件)、カワウやブラックバス等による被害の軽減対策(20件)、ヨシ帯の保全などの環境保全活動(6組織)を支援しています。

④ 豊かな県産水産物の魅力発信と販路拡大

- ・県産水産物の販路拡大に向け、大都市圏の量販店等における県産水産物フェアの開催(5～3月)に取り組むとともに、県内事業者が行う商品の開発・改良、商談、情報発信を支援しています。
- ・海外への販路拡大に向け、マレーシアに現地アドバイザーを設置し、現地のニーズに合わせた商品改良へのアドバイスや商談機会の創出に取り組んでいます。
- ・海女漁業や真珠養殖業の魅力発信に向け、県内外で開催されるイベント等を活用して、海女漁業の伝統や文化、環境に配慮した真珠養殖業のPRに取り組んでいます(3件)。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
海面養殖業産出額						①	
—	16, 200 百万円 (3年)	17, 539 百万円 (4年)	18, 879 百万円 (5年)	20, 218 百万円 (6年)	—	21, 558 百万円 (7年)	—
14, 860 百万円 (2年)	15, 567 百万円 (3年)	17, 647 百万円 (4年)	20, 859 百万円 (5年)	—		—	
資源評価対象種の漁獲量						①	
—	2, 682t (3年)	2, 768 t (4年)	2, 854 t (5年)	2, 940 t (6年)	—	3, 026 t (7年)	—
2, 596 t (2年)	2, 309t (3年)	2, 181 t (4年)	2, 316 t (5年)	—		—	
新規漁業就業者数						②	
—	48 人	50 人	52 人	54 人	—	56 人	—
40 人	36 人	30 人	44 人	—		—	
耐震・耐津波対策を実施した拠点漁港の施設整備延長(累計)						③	
—	670m	720m	770m	820m	—	870m	—
620m	670m	720m	770m	—		—	
新たな水産物の輸取出引件数(累計)						④	
—	23 件	26 件	29 件	32 件	—	35 件	—
20 件	23 件	26 件	29 件	—		—	

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

- ・令和8年度以降に残された課題と対応

① 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

- ・全国豊かな海づくり大会を契機とした水産振興を図るため、豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会における提言も踏まえ、「美し海 水産ビジョン(仮称)」の策定に向けた検討を進めます。

- ・高水温化により養殖水産物のへい死や生育不良が深刻化しているため、これまでの新品種や養殖技術の開発成果をふまえ、引き続き、遺伝情報を活用した高水温に強い品種(アオサ、アコヤガイ、マハタ)の開発・探索、三倍体マガキの養殖技術や種苗生産技術の開発等に取り組めます。また、魚病被害の軽減や高成長が期待できる「深い水深層」において浮沈式いけすを用いた魚類養殖の実証に取り組めます。
- ・高水温環境における魚病被害の抑制や飼料費の削減を図るため、一定期間餌を与えない「無給餌飼育」の技術開発に引き続き取り組めます。また、魚類養殖業の生産コストを軽減し、経営改善を図る必要があるため、養殖期間が短く、付加価値が高い養殖マサバのブランド化を進めるとともに、高水温に強い新たな魚種としてカハワギ類の導入の検討を進めます。
- ・黒のりについて海洋環境の変化に伴い、生育不良や食害による生産量の減少が問題となっていることから、引き続き、生長が早く短期間で収穫できる品種の作出、漁場の栄養塩類情報や「色落ちアラート」の配信、漁業者が行う食害の防止対策への支援に取り組めます。
- ・黒潮大蛇行終息後の海洋環境に対応した水産資源の維持・増大のため、引き続き、沿岸水産資源の資源評価と評価結果のフィードバック及び漁業者が実施する資源管理への支援に取り組むとともに、アサリ、ハマグリ、サザエや、藻場回復の促進のためのサガラメ等の種苗生産、放流・移植等の技術開発を通じて、沿岸水産資源の増大を図ります。

② 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

- ・新規漁業就業者数は昨年度と比べて増加したものの、多様な担い手の更なる就業・定着を促進するため、漁師塾への支援、漁業就業フェアやオンラインでの情報発信等の取組を継続するとともに、空き家改修などの漁協等が行う新規就業者等の受入体制の整備や、漁業現場の労働環境を改善するための機械・設備の導入を支援します。

③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

- ・南海トラフ地震発生時の緊迫度が増す中、災害に強い水産基盤を構築するため、引き続き、漁港の耐震・耐津波対策及び老朽化した施設の長寿命化対策を計画的に進めます。
- ・沿岸の開発や海洋環境の変化により、水産生物の生育場として重要な藻場・干潟が減少していることから、引き続き、藻場・干潟の造成に取り組むとともに、漁業者を中心とする活動組織が行う藻場・干潟の保全活動を支援します。
- ・海業の推進に向け、漁業者や市町等からの相談に対応するとともに、海業に取り組む地区における計画策定や既存施設の改修等ソフト・ハードを一体的に支援します。
- ・カワウ・外来魚による食害や遊漁料収入の停滞といった課題に対応するため、引き続き、内水面漁業協同組合等が行う、新たな層の遊漁者確保に向けた取組、カワウやブラックバス等による被害の軽減対策、ヨシ帯の保全などの環境保全活動を支援するとともに、漁協間連携など新たな取組を創出します。

④ 豊かな県産水産物の魅力発信と販路拡大

- ・国内需要の縮小や関税措置など、輸出をめぐる情勢の変化により、輸出先国の多角化が必要であることから、経済成長の著しいベトナムをターゲット国とし、現地バイヤーの訪問と産地招聘からなる双方向型の商談機会の創出に取り組むとともに、現地バイヤーと県内事業者間における県産水産物の積極的活用について記した覚書の締結を支援します。また、引き続き、マレーシアに現地アドバイザーを設置し、商談機会の創出等に取り組めます。
- ・地域の重要な地場産業であるとともに地域観光にも貢献している海女漁業や真珠養殖業の世界農業遺産登録に向け、引き続き、海女漁業の伝統や文化、環境に配慮した真珠養殖業のPRイベント等を通じた機運醸成を図りながら、それぞれ申請手続きを進めます。

施策 6-4 農山漁村の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

多くの人が住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じる心豊かで安心できる、持続性のある農山漁村づくりを進めるため、農山漁村の有する地域資源の保全・活用により、多様な雇用機会と所得が確保されるとともに、安心して暮らせる生活環境の整備が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 人や産業が元気な農山漁村づくり

- ・農山漁村の所得・雇用機会を確保するため、地域資源を活用したビジネスを展開できる人材を育成する起業家養成講座(全6回、受講生13名)の開催や、次世代を担う人材の確保に向け、教育機関での出前講座を実施するとともに、情報誌「三重の里いなか旅のススめ 2025」(約5,000部)を発行し、地域資源を活用した新事業や新商品の魅力発信や、ビジネスを始めたい方への有益な情報提供に取り組んでいます。
- ・農山漁村への来訪者の拡大・滞在期間の延長を図るため、観光ニーズ等調査に基づく戦略に応じた体験プログラムの造成およびモニターツアーを行うとともに、企業研修向けの滞在プログラムの実証、自然を生かした周遊ルートの認知度向上に取り組んでいます。

② 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農山漁村における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成に向けた共同活動(801組織)、中山間地域等における持続的な農業生産活動(228集落)を支援しています。
- ・農業インフラの適切な維持管理に向け、施設管理情報のデータベース化による管理労力の省力化に取り組んでいます。

③ 安全・安心な農村づくり

- ・農業用ため池の決壊による被害や豪雨等による農村地域の湛水被害を未然に防止するため、老朽化した農業用ため池の改修(29地区)および機能低下した排水機場の耐震化・長寿命化(25地区)に取り組んでいます。
- ・豪雨による災害の被害軽減に向け、農業用ため池の低水位管理等、関係機関と連携した流域治水の推進に取り組んでいます。

④ 獣害対策の推進

- ・被害防止に向けて、市町等が行う侵入防止柵の整備(7市町)や捕獲活動(24市町)に対する支援に取り組むとともに、市町による捕獲が難しい奥山や生息密度の高い地域等において、県が主体となりイノシシやニホンジカの捕獲を進めています。
- ・地域の獣害対策を担う人材を育成するために、市町職員を対象にした指導者育成講座(2回)や集落ぐるみでの取組を進めるための集落実践者育成講座(2回)を実施しています。
- ・狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験を3回実施しました(免許取得者 延べ353名)。
- ・ツキノワグマの出没が急増するなか、人身被害の防止に向け、関係機関と連携し、パトロールや出没時の緊急銃猟を想定した対応訓練の実施等に取り組んでいます。また、人とクマとの棲み分けを図り、ツキノワグマによる被害を防止するため、「三重県ツキノワグマ管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)」の策定に向け取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度	8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の評価
農山漁村における所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数(累計)						①	
—	57 取組	74 取組	91 取組	108 取組	—	125 取組	—
40 取組	58 取組	75 取組	92 取組	—	—	—	—
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積						③	
—	4, 169ha	4, 414ha	5, 123ha	5, 161ha	—	5, 775ha	—
3, 996ha	4, 169ha	4, 727ha	5, 123ha	—	—	—	—
野生鳥獣による農林水産業被害金額						④	
—	310 百万円 (3 年度)	304 百万円 (4 年度)	296 百万円 (5 年度)	290 百万円 (6 年度)	—	284 百万円 (7 年度)	—
316 百万円 (2 年度)	255 百万円 (3 年度)	247 百万円 (4 年度)	288 百万円 (5 年度)	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 人や産業が元気な農山漁村づくり ・持続性のある農山漁村づくりを進めるためには、人材の定着に向けた所得と雇用機会の確保が必要であることから、引き続き、農山漁村の多様な資源を活用したビジネスを展開できる人材の育成に取り組めます。 ・農山漁村への来訪者の拡大を図るため、農泊地域への需要の創出・拡大に向けた満足度の高い体験プログラムの開発や企業との連携等を支援するとともに、地域の魅力発信や情報提供に継続して取り組めます。 ② 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮 ・人口減少や高齢化による集落機能の低下により、農山漁村における地域資源の維持・保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続が困難になっていることから、活動組織間の連携やさまざまな主体の参画促進など、活動組織の体制強化に取り組むとともに、引き続き、活動に取り組む集落を支援します。 ・農業インフラの適切な維持管理による担い手の確保や負担軽減を図る必要があることから、引き続き、施設管理情報のデータベース化による管理労力の省力化に取り組めます。 ③ 安全・安心な農村づくり ・集中豪雨等の自然災害が一層激甚化・頻発化している中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあることから、農村の安全・安心の確保に向け、引き続き、農業用ため池、排水機場等の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策に取り組むとともに、ICT活用による管理体制の強化等のソフト対策を一体的に進めます。 ・防災・減災機能の維持・強化に向け、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を一層推進します。 ④ 獣害対策の推進 ・野生鳥獣による農林水産業被害金額は目標を達成していますが、地域によっては依然として被害がみられることから、引き続き、侵入防止柵の整備などの被害対策、計画的な捕獲等による生息管理、獣害対策を担う人材育成等の体制づくりに取り組めます。また、野生鳥獣と車両との衝突などの生活被害に対し、関係部局や関係機関と連携しながら被害対策を進めます。

・「三重県ツキノワグマ管理計画」に基づき、ツキノワグマによる人身被害の防止に向け、引き続き、鳥獣保護管理員によるパトロールに取り組むとともに、市町が実施する緊急銃猟に係る取組やパトロール等に対して支援します。

施策7-1 中小企業・小規模企業の振興

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

中小企業・小規模企業の事業継続や雇用確保など経営基盤を強化するため、経営課題の解決に向けた道筋となる計画に基づき、生産性の向上や販路開拓、業態転換等をはじめ、事業承継や創業など新陳代謝を促す取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 中小企業・小規模企業の経営支援

- ・企業の経営力強化につなげるため、商工団体と連携しながら、「三重県版経営向上計画」の策定支援を進めるとともに、計画の質的向上につなげるため、計画の作成を支援する商工団体の経営指導員等の資質向上を図る研修会等を実施しています(認定件数220件:9月末現在)。
- ・エネルギー価格等高騰に対応するため、生産性向上等に取り組む県内の中小企業・小規模企業を生産性向上・業態転換支援補助事業により支援しました(採択件数 第1期 103件、第2期 109件 合計 212件)。
- ・中小企業・小規模企業の人材不足に対応するため、三重県プロフェッショナル人材戦略拠点において、専門人材と企業のマッチングを支援しています。また、副業・兼業人材の活用を促進するため、補助事業により支援しています(交付決定件数25件:9月末現在)。さらに、副業・兼業人材活用に関する理解促進のためのセミナーを県内5地域で開催します。
- ・中小企業・小規模企業のBCP策定を促進するため、中小企業基盤整備機構と連携し、策定を支援するセミナーを開催しました。また、BCP策定の必要性への理解を深めるため、自然災害時の被害シミュレーション講座及びBCPを用いて災害訓練を行う講座を開催します。(12月予定)
- ・中小企業・小規模企業の適正取引・価格転嫁を促進するため、事業者が自社の製品・サービスの強み等に気づき、自ら価格転嫁に取り組む後押しとなるよう、製品等を専門家が評価分析し、フィードバックする事業を実施しています。また、「適正取引・価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を採択した関係機関・団体と連携し、取引適正化の機運を醸成するためのフォーラムを開催します。
- ・中小企業・小規模企業をとりまく経済社会環境が変化する中、中小企業・小規模企業の現状と課題、これまでの施策の効果等を把握するため、事業者や商工団体等のヒアリング等を実施しながら、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の見直しを視野に入れ、検証を進めています。

② 資金調達の円滑化

- ・金融機関から融資を受けている中小企業・小規模企業が、順調に返済を行いつつ事業を発展的に継続できるよう、三重県信用保証協会に配置した13名のコーディネーターを中心に、金融機関、商工団体などの関係機関と連携し、事業者の実情に応じた収益力向上や、価格交渉に必要となる管理会計手法の習得・活用など、経営改善に向けた取組を伴走型で支援しています(支援先企業数96者:8月末現在)。
- ・中小企業・小規模企業が省力化や生産性向上などに取り組むことで、成長・発展につなげていくため、設備投資や創業など、前向きな事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう支援するとともに、特に経営資源が脆弱な小規模企業向けの資金を設けて支援しています。また、米国関税措置をふまえ、令和7年7月から新たな融資枠を設けて支援しています(設備投資関連資金の融資件数250件、創業・再挑戦アシスト資金の融資件数214件、がんばる小規模企業支援資金の融資件数103件、リフレッシュ資金(米国関税措置等)の融資件数8件:9月末現在)。

③ 事業承継の円滑化

・「三重県事業承継支援方針」に基づき、「三重県事業承継ネットワーク」を構成する、国、商工団体、金融機関等と連携し、事業者が早期に事業承継の準備に着手できるよう「事業承継診断」を促進するなど、事業承継の各段階におけるさまざまな支援を実施しています(事業承継診断件数:575件:5月末現在)。

また、事業承継の早期着手の重要性を啓発するため、11月に「事業承継推進セミナー」を開催します。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)						①	
—	7,600 件	8,340 件	8,760 件	9,550 件		9,910 件	—
6,726 件	7,924 件	8,732 件	9,194 件	—	—	—	—
県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)						①	
—	2,200 件	2,900 件	3,600 件	4,300 件		5,000 件	—
1,495 件	1,929 件	2,368 件	2,783 件	—	—	—	—
県中小企業融資制度における創業関連資金および設備資金の利用件数(累計)						②	
—	580 件	1,450 件	2,800 件	4,200 件		4,990 件	—
—	1,093 件	2,319 件	3,418 件	—	—	—	—
事業承継診断件数(累計)						③	
—	17,100 件	19,950 件	22,800 件	28,400 件		31,400 件	—
14,254 件	18,425 件	21,760 件	25,461 件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 中小企業・小規模企業の経営支援

- ・中小企業・小規模企業の持続的な発展・成長に向けて、「三重県版経営向上計画」の策定を促進するため、三重県産業支援センターや商工会・商工会議所等と連携し、伴走型で支援します。
- ・中小企業・小規模企業の人材不足に対応するため、プロフェッショナル人材戦略拠点による専門人材とのマッチング支援や、副業・兼業人材の活用を促進します。また、中小企業・小規模企業における副業・兼業人材の活用への理解促進のため、副業・兼業人材の活用ニーズの掘り起こしを行うとともに、セミナーを実施します。
- ・中小企業・小規模企業の災害時における事業継続力の強化をめざし、中小企業・小規模企業のBCP策定を支援するセミナー等を開催するとともに、BCP策定の促進に向けて商工会・商工会議所との連携を強化します。
- ・米国関税措置や物価高騰等の影響を受ける中小企業・小規模企業が適切な価格転嫁を行い、賃上げのための原資が確保できるよう、フォーラムやセミナー等を開催し取引適正化の機運を

醸成します。

- ・地域の経済、雇用を支える重要な存在である中小企業・小規模企業のなかでも、経営資源の乏しい小規模企業について、置かれている現状や課題、これまでの支援の効果などを調査・分析し、より効果的な支援策の構築につなげていきます。あわせて、調査結果もふまえて「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の見直しを視野に入れた検証、検討を進めます。

② 資金調達の円滑化

- ・金融機関から融資を受けている中小企業・小規模企業が、順調に返済を行いつつ事業を発展的に継続できるよう、三重県信用保証協会に配置したコーディネーターを中心に、金融機関、商工団体などの関係機関と連携し、経営改善に向けた取組を事業者の実情に応じて伴走型で支援します。
- ・物価高騰や労働力不足等が続く中、中小企業・小規模企業が省力化や生産性向上などに取り組むことで、成長・発展につなげていくため、設備投資や創業など前向きな事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう支援するとともに、経営基盤が脆弱であることが多い小規模企業を対象に生産性向上等の取組を後押しします。

③ 事業承継の円滑化

- ・中小企業・小規模企業経営者の高齢化が進む中、後継者難による廃業を防ぐため、プラットフォームである「事業承継ネットワーク」の運営支援を行い、各構成機関と連携して早期かつ計画的な事業承継の準備や円滑な事業承継の実施などの支援を行います。

施策7-2 ものづくり産業の振興

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

社会経済情勢の変化に的確に対応し、競争力や事業継続力を維持するため、自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとするものづくり企業における新たな製品開発や事業化が進んでいます。また、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、革新的なエネルギー高度利用技術の促進が図られているとともに、新エネルギーの導入促進や、環境に配慮した効果的なエネルギー利用が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 成長産業育成・業態転換の促進

- ・自動車の電動化をふまえた自動車産業の新分野進出等の取組を支援するため、大手自動車メーカー等出身のアドバイザーによる個別相談や伴走支援等(9月末現在 28社)を実施しています。また、異業種からのEV事業参入など、EV化による新たな産業集積の実現可能性を調査しています。
- ・成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金により、次世代技術の先行的な開発や高付加価値製品の試作・開発等を支援するとともに(8件採択)、大手自動車部品メーカーでの技術展示会(20社出展)や大規模展示会への三重県ブース出展(8社出展)により、販路開拓の取組を支援しています。
- ・自動車産業におけるカーボンニュートラルの実現に向け、一般社団法人日本自動車部品工業会(部工会)との連携協定に基づき、カーボンニュートラルに関する普及啓発や、県内の部工会会員企業4社及び高等教育機関2校との産学官連携による次世代人材育成の取組を進めています。

② 経営基盤の強化・人材育成の推進

- ・工業研究所が保有する設備や知見を活用し、県内ものづくり企業の様々な技術的課題等の解決に引き続き取り組んでいます。
- ・工業研究所の技術支援機能の配置・強化や津高等技術学校との一体整備における要件等を整理した建替え再整備基本計画に基づき、施設の基本設計を進めています。

③ 四日市コンビナートの競争力強化

- ・四日市市や四日市港管理組合等と連携し、四日市コンビナートの競争力強化に向けたカーボンニュートラル化の取組を推進するとともに、次世代エネルギーとされる水素・アンモニアの導入促進を図るため、コンビナート企業間の連携による検討・調査等を進めています。
- ・水素・アンモニア等の拠点化やインフラ設備にかかる検討を加速させるため、コンビナート企業(17社)の本社と県・四日市市との間で、「四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定」を締結しました。
- ・水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用やサプライチェーン構築等をめざした技術開発、実証事業、FS(事業可能性)検討等を支援することで、コンビナート企業をはじめとする県内企業等のカーボンニュートラル化に向けた取組を促進しています。
- ・コンビナート企業が抱える技術・人材面等の課題解決を支援するため、カーボンニュートラルやデジタル等の視点も含めた、プラント運営・技術人材の育成に取り組んでいます。

④ 新エネルギーの導入促進

- ・「三重県新エネルギービジョン」に基づき、地域との共生が図られることを前提とした新エネルギーの導入促進に取り組んでいます。特に太陽光発電について、発電事業者に適正な維持管

理を促すため、「太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改訂作業を進めています。また、洋上風力発電に関して大水深における導入可能性について調査するとともに、市町合同勉強会を開催し、必要な情報の収集・提供に取り組んでいます。

⑤ ライフイノベーションの推進

・県内ヘルスケア産業の振興に向けて、医工連携人材育成講座の開催(17社23名参加)、医療・介護現場における試作品等の実証支援(4件採択)、大手医療機器メーカー等出身のアドバイザーによる個別相談や伴走支援(9月末現在12社)、大手医療機器メーカーでの技術展示会(2月開催予定)や大規模展示会への三重県ブース出展(2回、各3社、5社出展)等を通じて、現場ニーズの把握をするとともに、販路開拓などの課題に県内企業が対応できるよう支援しています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数(累計)						①②④⑤	
—	20件	30件	41件	53件	—	66件	—
11件	20件	30件	41件	—	—	—	—
四日市コンビナートの競争力強化に向けて産学官が連携して取り組んだ件数(累計)						③	
—	8件	8件	15件	15件	—	15件	—
4件	9件	15件	15件	—	—	—	—
新エネルギーの導入量						④	
—	73.0万世帯	86.0万世帯 (4年度)	88.7万世帯 (5年度)	91.3万世帯 (6年度)	—	94.0万世帯 (7年度)	—
76.4万世帯 (2年度)	83.1万世帯 (3年度)	90.4万世帯 (4年度)	92.5万世帯 (5年度)	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 成長産業育成・業態転換の促進

- ・自動車の電動化等の影響を受ける県内自動車関連企業の事業継続・競争力強化を図るため、次世代自動車の構造研究を通じた企業の技術提案力の向上、EV事業や今後成長が期待される分野への新規参入や販路開拓、新製品の試作・開発補助、軽量化等に関する技術講座などの支援を行います。
- ・カーボンニュートラルの実現に向け、部工会と連携し、普及啓発や次世代カーボンニュートラル人材育成に取り組めます。

② 経営基盤の強化・人材育成の推進

- ・県内ものづくり中小企業の新製品開発、技術課題解決などを支援するため、工業研究所による技術支援や共同研究、業種を越えた製造業の研究会活動などに取り組めます。
- ・工業研究所の技術支援機能の配置・強化や津高等技術学校との一体整備における要件等を整理した建替え再整備基本計画に基づき、施設の基本・実施設計を行うとともに、建替え再整備に向けた各種調査等を実施します。

③ 四日市コンビナートの競争力強化

- ・県や四日市市、コンビナート企業等の官民一体で令和4年度に策定した、四日市コンビナートのCN化・競争力強化をめざす将来ビジョン(グランドデザイン)の実現に向けて、水素・アンモニアの導入等の具体的取組が進むよう、引き続き、四日市市、四日市港管理組合、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議等と連携し、各種調査、FS(事業可能性)検討、実証事業などを進めていきます。
- ・コンビナート企業 17 社の本社と県・四日市市との間で締結した「四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定」を基に、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化、競争力の強化や素材・製品の高付加価値化に向けた検討や取組の加速化を図ります。

④ 新エネルギーの導入促進

- ・カーボンニュートラル社会の実現に向けて、地域と共生し、環境や住民生活に十分配慮された新エネルギーの導入が図られるよう取り組みます。
- ・洋上風力発電について、地域において十分な議論がなされるための取組を支援していくとともに、県内サプライチェーン構築に向け、関連企業や有識者等で構成する研究会を開催して、県内企業の関連産業への参入を促進します。
- ・ペロブスカイト太陽電池の地域共生型の小・中規模用途の開発に向けて、工業研究所や高等教育機関等の産学官連携による技術開発や課題抽出に取り組みます。

⑤ ライフイノベーションの推進

- ・企業、研究機関等のヘルスケア分野への参入や事業拡大に向けて、必要な知識・ノウハウを情報提供する機会を設けるとともに、製品・技術・サービスの開発や市場開拓を支援するため、医療・福祉現場が抱えるニーズと企業、研究機関等が持つシーズとのコーディネートや、医療・福祉機器メーカー等との商談機会の提供、医療・介護現場等における試作品等の実証支援に取り組みます。

施策7-3 企業誘致の推進と県内再投資の促進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

付加価値の高い製品・サービスを提供する成長性のある企業が多様集積する、脱炭素社会に対応した強靱で高度な産業構造への転換を進め、豊かな暮らしにつながる魅力ある雇用の場を数多く創出するため、産業用地の確保や規制合理化など活発な事業活動を支える操業環境の整備と、国内外の企業による県内への継続的な投資を促進します。

四日市港においては、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や背後圏産業の発展を支えるため、港湾地域の面的・効率的な脱炭素化に向けた取組を促進します。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 付加価値創出に向けた企業誘致

- ・成長性のある企業の新規立地や県内再投資を図るため、半導体をはじめとするグリーン・デジタルや食関連など成長産業分野への投資、マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化につながる投資を呼び込むための誘致活動を行っています（9月末現在の立地の状況 19件、294億円）。
 - ・また、多様で魅力ある雇用の場の創出を図るため、情報通信産業や外資系企業の誘致、南部地域における地域資源を活用した産業への投資、スタートアップ企業をはじめとする事務所機能の新設・移転等の投資を呼び込むための誘致活動を行っています（9月末現在の立地の状況 情報通信産業1件、事務所機能の新設・移転2件）。
 - ・地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業に取り組む事業者の投資を支援しています（9月末現在の承認件数 4件）。
 - ・三重県の操業環境等（産業用地、インフラ整備状況、ワンストップサービス、食、観光）の優位性を総合的に発信するため、日本貿易振興機構（JETRO）等と連携し、令和8年2月に大阪でセミナーを開催します。
 - ・半導体関連産業の集積を促進するため、本県の強みや課題を洗い出し、地域ごとの企業誘致の方向性や人材育成の在り方について、有識者の意見も聞きながら、「みえ半導体産業振興方針（仮称）」の策定を進めています。
- また、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」と一体となって、学生やUIターン向け就職説明会（11月：三重県、1月：東京都）等の人材確保の取組、商談会等の県内半導体関連企業の販路拡大の取組を進めていきます。

② 操業しやすい環境づくり

- ・企業の新規立地に必要となる産業用地を確保するため、市町や民間企業が実施する産業用地整備にかかる手続きの円滑化を支援します。また、喫緊の産業用地需要に対応するため、未利用地や未利用工場の情報収集に取り組むとともに、企業が新たに取得する用地にある不要な建物撤去の費用を支援します。
- ・企業による操業環境の向上に向けた取組を支援するため、市町や関係機関と連携し、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化等に取り組んでいます（9月末時点の取組実績 3社）。

③ 四日市港の機能充実と活用

- ・四日市港におけるカーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向け、引き続き「四日市港港湾脱炭素化推進計画」に基づく取組を進めるとともに、脱炭素化を進める港湾としての魅力向上や競争力のある港湾の形成等を図るため、事業者と連携しながら、国が運用する CNP 認証（コンテナターミナル）の取得に向けた協議を進めています。
- ・四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流・防災面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁（W81）や石原・塩浜地区における海岸保全施設の整備など、四日市港管

理組合が行う港湾施設の整備、海岸保全施設の防災・減災対策や老朽化対策などの物流・防災機能強化を促進しています。

・四日市地区における新たな利活用の一環として、四日市地区の防災緑地や運河周辺において、「BAURA DAY」(9月に開催)や、「BAURAMミーティング」(10月開催予定)を開催するなど、港の資源を活用した賑わいづくりを促進しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
企業による設備投資額(累計)						①	
—	580 億円	1,160 億円	1,740 億円	2,320 億円	—	2,900 億円	—
—	828 億円	1,343 億円	2,205 億円	—	—	—	—
企業による設備投資件数(累計)						①	
—	30 件	60 件	90 件	120 件	—	150 件	—
—	45 件	71 件	100 件	—	—	—	—
操業環境の改善に向けた取組件数(累計)						③	
—	7 件	14 件	21 件	28 件	—	35 件	—
—	7 件	14 件	23 件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名
・令和8年度以降に残された課題と対応
① 付加価値創出に向けた企業誘致
・補助制度等を活用し、付加価値の高い成長性のある企業の投資や、多様で魅力ある雇用の場を創出する企業の投資を呼び込むための誘致活動に取り組みます。
・成長意欲のある中堅企業の投資や、新たな成長産業である生成 AI 向けのデータセンターの投資を呼び込むための誘致活動に積極的に取り組みます。
・半導体産業の振興に向けて、大学や高専と連携して高度人材の育成や、半導体関連企業の誘致活動及び商談会等による産業基盤強化に取り組みます。
② 操業しやすい環境づくり
・企業の大型投資案件等に対応するため、市町や民間事業者と連携して、新たな産業用地の整備に向けた情報収集や意見交換に取り組みます。
また、引き続き、企業が新たに取得する用地にある不要な建物撤去の費用を支援します。
・企業が行う省人化や工数削減等の操業環境の向上に向けて、市町や関係機関と連携し、操業に関する規制の合理化等に取り組みます。
③ 四日市港の機能充実と活用
・四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流・防災面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)や石原・塩浜地区における海岸保全施設の整備をはじめとした港湾施設・海岸保全施設の機能強化、CNP 形成に資する港湾地域の面的・効率的な脱炭素化を促進します。
・四日市地区の賑わい創出のため、同地区の文化や景観等の港の資源を生かしながら、新たな利活用を促進します。

施策7-4 国際展開の推進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

県内の中小企業・小規模企業の輸出拡大や海外の生産拠点の設置が進むとともに、海外での展示会・商談会への積極的な参加や、越境 EC(電子商取引)の活用に向けた取組が進んでいます。また、県が行う国際交流によって相手国・地域との関係を維持・強化するとともに、国際的な視野を持ち地域で活躍できる人材育成が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 中小企業の海外ビジネス展開の促進

- ・海外展開に取り組む県内中小企業等の裾野を広げるため、支援機関の取組や海外ビジネスの留意点等について紹介を行うセミナーを開催しました(35 企業・団体、46 人参加)。
- ・県内中小企業等が行う海外展開に向けた企業との商談会や展示会、越境EC(電子商取引)等の販路拡大の取組について、海外ビジネス展開支援補助金による支援を行っています(補助金の採択企業数 32 社:9月末時点)。
- ・県内中小企業等のアセアン地域でのビジネスの展開を促進するために、タイ・バンコクに設置した「三重県アセアンビジネスサポートオフィス(MISA)」により、各企業の取組段階に応じた支援を行っています(支援事例:現地の商習慣の助言、販路開拓候補先の企業とのマッチング支援)。
- ・令和7年5月に知事ミッションとして、民間事業者とともにインドネシアを訪問し、現地に進出している県内中小企業や政府機関と現地の投資環境などについて意見交換を行いました。

② 国際交流の推進

- ・姉妹・友好提携先との交流について、大阪・関西万博で開催されたパラオ共和国ナショナルデー式典や中国の河南ウィーク開幕式に出席するなどの交流を行いました。また、サンパウロ州を含むブラジルとは、三重県内のブラジル人学校の生徒を万博会場に招待し、三重県ブース等の視察や意見交換を行いました。今後、ブラジル三重県人文化援護協会と連携し、サンパウロ州の若者を三重県に招聘する交流事業を予定しています。
- ・県が有するネットワークを活用しながら、若者を対象に、国際交流の機会を提供することで、国際的な視野を持ち地域で活躍するグローバル人材の育成につながる取組を進めています(取組10件実施:9月末現在)。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県が国際展開の支援・関与を行った県内中小企業数(累計)						①	
—	20 社	40 社	60 社	80 社		100 社	—
—	21 社	49 社	77 社	—	—	—	—

国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数(累計)						②	
—	15 件	30 件	45 件	60 件	—	75 件	—
—	18 件	33 件	48 件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 中小企業の海外ビジネス展開の促進

- ・海外展開に取り組む県内中小企業等の裾野を広げるため、支援機関の取組紹介や専門家による講演等を行うセミナーの開催に加え、日本貿易振興機構（JETRO）等と連携しながら海外市場の状況に関する情報提供や相談対応を行います。
- ・県内中小企業等の海外ビジネス展開を促進するため、海外での展示会・商談会、越境EC（電子商取引）等を行う県内中小企業等の取組や、米国による関税引き上げの影響を受ける県内中小企業等が行う新たな販路開拓への取組を補助金により支援します。
- ・成長著しいアジアをはじめとした海外市場獲得のため、これまで構築してきた海外政府・自治体等とのネットワークや「三重県アセアンビジネスサポートオフィス（MISA）」を活用し、ビジネスマッチングを開催するなど県内中小企業等の現地サポートに取り組めます。

② 国際交流の推進

- ・姉妹・友好提携先をはじめとする海外の国・地域との関係を維持・発展させるため、令和7年度の大阪・関西万博の機会をとらえた交流等の実績もふまえ、一層の交流の推進に向けて取り組めます。また、令和8年度には、姉妹・友好提携締結から中国河南省は40周年、パラオ共和国は30周年の節目を迎えることから、さらなる関係の強化に取り組めます。
- ・県内で活躍するグローバル人材の育成に継続的に取り組む必要があることから、外務省、JICA等の関係機関、姉妹・友好提携先など、県が有するネットワークを活用し、海外からの訪日研修やクルーズ船寄港等の機会をとらえて、県内の若者に国際交流の機会を提供します。

施策8-1 若者の就労支援・県内定着促進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

地域が一体となって若者の人材確保や育成に取り組む機運が醸成され、就職支援協定締結大学と連携した県内企業への情報発信やインターンシップ、就職説明会の開催など、若者に対して企業の情報発信や魅力を感じる機会の提供が進むことで、県内で働きたいという意欲のある若者が増加し、県内企業への就労、定着につながっています。

また、中小企業の生産性向上や競争力強化を図るため、産業・就業構造の変化やデジタル化の進展に対応し、企業や地域のニーズに合ったスキルを身につけた若年人材が育成・確保されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 若者等の就労支援

- ・県内就職を促進するため、就職支援協定締結大学と連携し、学生向け U・I ターン就職説明会や保護者会において県内企業情報や就職支援情報等の発信(7回:9月末現在)を行っています。また、ポータルサイトなど多様なメディアの活用により就職支援情報等を発信しています。
- ・求職者それぞれのニーズに沿った就労支援を行うため、「おしごと広場みえ」において、就職相談(受付件数 369 件:9月末現在)やセミナーなど総合的な就労支援サービスをワンストップで提供しています。また、オンラインによる合同企業説明会を開催(5回開催、33 社、延べ387 人参加:9月末現在)しています。
- ・県外在住の若年女性求職者等の U・I ターン就職を促進するため、「三重で楽しみ、働く魅力」を PR するセミナーを県外で開催しています(26 人参加:9月末現在)。また、県外在住の転職希望者の県内就職促進に向けて、SNS を活用した情報発信や転職相談等を行うとともに、転職活動の進め方や三重県企業の探し方等を伝えるセミナーを実施します(3回開催予定)。
- ・県内企業の採用力向上を図るため、県内企業が行うインターンシップや採用活動に対して、セミナーの開催や専門家による伴走的な支援(人材採用・採用広告に関するアドバイス9社各1回:9月末現在)を行っています。

② 人材の育成・確保支援

- ・人口減少による県内中小企業・小規模企業の労働力不足の解消や、半導体関係分野などの成長産業における人材の育成、確保に向けて、産業政策と一体となった雇用を創造するプロジェクトに取り組んでいます。
- ・津高等技術学校において、学卒者等を対象に、産業界のニーズを踏まえた職業訓練(普通課程入校者数34人)を行うとともに、県内企業による技術者の技術向上を図るための在職者訓練を実施しています(受講者数119人:8月末現在)。また、離転職者等を対象に県内の専修学校等の民間教育訓練機関に委託して、デジタル、介護、保育等の分野に関する職業訓練を実施しています(入校者数238人:8月末現在)。

③ 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進

- ・大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成する学生奨学金返還支援事業について、申請者がより活用しやすくなるよう令和6年度に見直した要件のもと募集定員を 150 名へ拡大して募集を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合						①③	
—	45.5%	46.6%	47.7%	48.8%	—	50.0%	—
43.5% (2年度)	43.5%	42.7%	41.7%	—		—	
「おしごと広場みえ」新規登録者で就職した人のうち、県内就職した人の割合						①③	
—	63.4%	64.2%	65.0%	65.8%	—	66.6%	—
62.6%	65.4%	64.9%	65.3%	—		—	
職業訓練を実施する津高等技術学校への入校者および受講者数(年間)						②	
—	530名	550名	570名	580名	—	590名	—
516名	559名	512名	455名	—		—	

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 若者等の就労支援 ・県内企業の情報が十分に届いていないという状況を踏まえ、県が運用する就職情報サイトの改修及び多くの学生が利用する民間求人サイトとの連携を進めることで、県内企業情報・就職支援情報の掲載内容の充実を図り、情報発信力を強化します。また、特に U ターン就職が見込める中京圏・関西圏の就職支援協定締結大学に通う学生やその保護者を対象に、大学関係者と連携した情報提供を一層強化するとともに、有効な支援策を検討するため、学生や保護者のニーズを直接把握していきます。 ・求職者それぞれのニーズに沿った就労支援を行うため、引き続き「おしごと広場みえ」でのワンストップで総合的な就労支援サービスの提供に取り組みます。また、学生の就職環境を取り巻く変化に対応するため、引き続きオンライン合同企業説明会等、就職活動のオンライン化に対応した事業を推進します。 ・県外在住の若年女性求職者等の U・I ターン就職を促進するため、県内外の女性求職者等を対象に、「三重で楽しみ、働く魅力」を PR します。また、転職希望者の県内就職を促進するため、転職支援セミナーや転職相談を実施するとともに、就職支援情報の発信等に取り組みます。 ・県内企業の採用力向上を図るため、セミナー開催や個別相談、専門家派遣といった伴走支援を行います。 ② 人材の育成・確保支援 ・県内中小企業・小規模企業における労働力不足の解消、成長産業分野における必要な人材の育成・確保といった課題の解決に向け、関係機関等と連携しながら、雇用を創造するプロジェクトに取り組みます。 ・県内産業の担い手となる人材を育成するため、津高等技術学校において、学卒者等を対象とした職業訓練を実施するとともに、離転職者や在職者を対象とした職業訓練を実施することにより早期就職や技術向上を支援します。あわせて民間の職業能力開発校への支援を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。 ③ 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進 ・県内外の高等教育機関を卒業した学生等の県内定着を図るため、拡大した募集定員等のもと

学生奨学金返還支援事業を実施するとともに、支援の拡充に向けて、企業に対し奨学金返還支援(代理返還)制度の導入を働きかけます。

施策8-2 多様で柔軟な働き方の推進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

働く意欲のある全ての人が、やりがいを持っていきいきと働くことができる社会にするため、県内企業における労働環境の整備や、テレワークなど多様で柔軟な勤務形態の導入が進んでいます。

女性や高齢者、外国人などの多様な人材が自らの適性や能力に応じた職業を選択できるよう、安心して就労できる職場環境づくりが進むとともに、必要なスキルアップや労働相談などの支援が行き届いています。

障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用に対する企業や県民の理解が深まり、働く意欲のある障がい者が希望に応じて柔軟に働くことのできる職場環境づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 多様な働き方の推進

- ・誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進めるとともに、アドバイザー派遣(9社)等により県内企業への働き方改革の普及を図っています(登録企業380社(令和7年10月に新たに185社登録))。また、働き方改革推進奨励金により、中小企業の働きやすい職場環境づくりを後押ししています。
- ・出産・育児、介護など誰もが個別の事情に応じて柔軟に働き続けられる職場づくりにつなげるため、短時間正社員制度等の導入を検討する企業にアドバイザーを派遣(3社)し、モデル事例を創出することによって、多様な働き方の導入・活用を促進しています。
- ・カスタマーハラスメントの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳を守るため、条例の制定に向けた検討を進めるとともに、事業者向け相談窓口の設置(7月開設)、セミナーの開催(1回目:8月開催60名、2回目:12月開催予定)、アドバイザー派遣(4社:9月末現在)等を実施し、県内企業におけるカスタマーハラスメント防止対策の取組を支援しています。

② 多様な人材の就労支援

- ・正規雇用化や再就職を希望する女性を対象に、一人ひとりのニーズに応じて、コミュニケーションスキルなどに係るスキルアップ研修を実施(延べ232名参加:9月末現在)するとともに、様々な不安要素を抱える女性の就職相談に対応しています。また、正規雇用化した女性の成功事例などを紹介する県内企業向けセミナーを開催しました(10月開催)。
- ・高齢者が生涯にわたって活躍できる職場環境づくりを推進するため、企業向けに高齢者雇用の実践事例を紹介するセミナー等を開催しています。(参加企業42社:9月末現在)。また、高齢者が能力や経験を生かして働けるよう、早期再就職を希望する求職者を対象にセミナー等を開催しています(参加者112名:9月末現在)。
- ・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めるため、企業に対し、外国人採用のポイントを紹介するセミナー等を開催しています。(参加企業57社:9月末現在)。また、留学生を含む外国人労働者の県内就職を促進するため、就業体験やオンライン合同企業説明会等を開催しています(就業体験27名、オンライン合同企業説明会148名など参加者合計238名:9月末現在)。
- ・高度外国人材の採用をめざす県内中小企業を支援するため、新たにインドネシアでの合同面接会を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出しました。(インドネシア:参加企業4社、参加者225名)。また、ベトナムにおいて令和8年3月開催予定の合同面接会に向けて、参加企業の募集を行っています。
- ・三重県労働相談室において、関係機関と連携しながら、労働者・使用者双方に対して労働に関

する相談を行っています(相談件数:496件:9月末現在)。

- ・就職氷河期世代等相談窓口「マイチャレ三重」において、相談(受付件数 254 件:9月末現在)から就職、定着までの切れ目ない支援を行うとともに、就労体験、訓練の受入先となる企業等の開拓に取り組んでいます。また、SNS を活用し、支援対象者やその家族に対する各種支援などの情報発信に取り組んでいます。

③ 障がい者の雇用支援

- ・三重労働局と連携し、企業訪問(75 社:9月末現在)や、大型商業施設でのイベント等の開催(参加者数 1,051 名:9月末現在)などにより、障がい者の就労に対する理解促進と雇用の拡大を図っています。
- ・法定雇用率未達成企業等の雇用拡大に向けて、業務の切り出しや受入れ環境整備などの助言を行うアドバイザーの派遣を行っています(派遣企業 16 社:9月末現在)。
- ・障がい者雇用に意欲のある企業を対象として、短時間雇用やテレワークなど多様で柔軟な働き方の促進に向けたアドバイザーを企業へ派遣しています。(派遣企業 18 社:9月末現在)。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合							①
—	87.3%	88.5%	89.7%	90.9%	—	92.1%	—
86.1%	87.4%	88.7%	89.7%	—	—	—	—
就職支援セミナー等を受講した求職者や企業の満足度							②
—	90.4%	91.4%	92.4%	93.4%	—	94.4%	—
89.4%	93.8%	92.6%	95.3%	—	—	—	—
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合							③
—	58.2%	59.6%	60.9%	62.2%	—	63.6%	—
56.9%	59.1%	61.9%	57.6%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 多様な働き方の推進

- ・働き方改革の推進により、誰もが働きやすい職場環境づくりや企業の人材確保につなげるため、アドバイザー派遣や奨励金制度等により県内企業への支援を行います。また、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度の受付期間延長や愛称導入により登録企業を拡大し、企業の優れた取組を表彰等することで横展開を図っていきます。
- ・カスタマーハラスメントの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳を守るため、「三重県カスタマーハラスメント防止条例(仮称)」や指針を制定し、その内容を広く周知するとともに、相談窓口やアドバイザーの派遣等により県内企業におけるカスタマーハラスメント防止対策にかかる取組を支援します。

② 多様な人材の就労支援

- ・女性の正規雇用化や再就職を促進するため、引き続きスキルアップ研修や、正規雇用化した女性の成功事例などを紹介する県内企業向けセミナーを開催するとともに、様々な不安要素を抱える女性に対して、女性専用相談窓口での対応を行います。

- ・高齢者が生涯にわたって活躍ができるよう継続雇用制度の導入など職場環境づくりを促進するとともに、高齢者がその能力や経験を生かせるよう、ハローワークと連携して、求職者の再就職に向けたセミナーや就職面接会を実施します。
- ・国内外から高度外国人材を呼び込み、県内企業の人材確保につなげるため、県内企業からの雇用ニーズが高いベトナム及びインドネシアの大学生等を対象に合同面接会を現地で開催するとともに、県内就職を希望する留学生等を対象に県内企業への見学会や就業体験等を実施します。
- ・県内企業では、外国人雇用に関する基本的な知識・ノウハウの不足、外国人従業員に対する日本語教育などが課題となっています。このため、県内企業向けに外国人材の採用方法や在留資格に関する相談窓口を新たに設けるとともに、外国人従業員を対象に e ラーニング等を活用した効果的な日本語教育のプログラムを検討します。
- ・就職氷河期世代の就労支援のため、三重労働局など関係機関と連携し、相談から就職・定着まで切れ目のない就労支援サービスを提供するとともに、多様なチャネルを活用しながら就職支援情報を発信します。

③ 障がい者の雇用支援

- ・三重労働局と連携して引き続き、障がい者雇用に対する企業や県民の理解促進、企業訪問・委託訓練の実施などによる障がい者の雇用拡大に取り組みます。
- ・障がい者雇用の拡大に向けて、働く意欲のある障がい者と企業との意見交換の実施や、法定雇用率未達成企業に対する業務の切り出し及び受入れ環境整備へのアドバイザーによる助言など、伴走支援に取り組みます。加えて、令和8年7月に法定雇用率が2.7%に引き上げられることから、新たに引上げの影響等を把握する調査を実施するとともに、法定雇用率未達成企業が、自社の一員として障がい者が活躍する具体的なイメージを持てるよう、テレワークや短時間雇用により障がい者が生き生きと働いている企業と意見交換をする機会を創出します。

施策 9-1 市町との連携による地域活性化

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

県内各地域が自立・持続可能で魅力と活力ある地域として発展できるよう、市町との連携により各地域の特性に応じた資源の活用や地域課題の解決に向けた取組が進展し、地域活性化や定住促進、地域コミュニティづくりなど地域における活力の維持につながっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 市町との連携・協働による地域づくり

- ・県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用して設置している「人口が減っても住み続けられる地域コミュニティのしくみ検討会議」等において、市町担当職員と、地域の自治組織等の仕組みや先進事例についての勉強会を開催するなど、市町と連携した取組を進めています。
- ・若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすため、若者が自治会や地域づくり団体等にインターンとして参加する機会を提供し、現場で直接、地域づくり活動の経験を積んでもらうとともに、受入団体と双方で今後の地域コミュニティのあり方についての意見交換を行っています。
- ・市町との勉強会の開催や市町訪問による情報提供などを通して、市町の地方創生に係る取組を支援しています。

② 市町行財政運営の支援

- ・市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を行えるよう、市町からの相談に応じ、情報収集や助言を積極的に行うとともに、国の法改正・制度改革等があった場合には速やかな情報提供に努めています。また、公共施設マネジメント、地方自治体における資金調達、財政運営等をテーマに「市町と県との勉強会」を開催するなど、市町に対し適切な支援を行っています。

③ 木曽岬干拓地等の利活用の推進

- ・伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用の方向性に基づく今後の利用策を検討するなど、土地利用計画の策定に向けた取組を進めるとともに、大仏山地域については、散策路を適切に維持管理し利用促進に取り組んでいます。
- ・宮川の流量回復については、同時放流の試行による運用ルールの検証を通じて、粟生頭首工直下の安定的な流量確保に取り組んでいます。あわせて、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間においては、利水者など関係者や流域市町との意見交換を継続するとともに、関係部局で検討を進め、より良い流況に向けて取り組んでいます。

④ 過疎地域等における地域づくり

- ・過疎地域等において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う身近な生活課題を解決するための取組や、地域の特色を生かした活性化の取組を支援しています。また、集落の維持・活性化に取り組む集落支援員のスキルアップ研修を実施します。
- ・令和7年8月に策定した「三重県過疎地域持続的発展方針」に基づき、次期「三重県過疎地域持続的発展計画」の策定を進めています。「紀伊地域半島振興計画」については、半島振興法の改正・延長に伴い改定を進めています。
- ・「三重県離島振興計画」に沿って、離島航路の維持・改善を図るため、離島航路運営費に対する支援を行っています。

・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着を支援するため、隊員をサポートする中間支援組織の機能強化を図りながら、市町の課題整理や効果的な制度運用に向けた助言、隊員間のつながりづくりのための交流会の開催やサポート人材の育成、定住に向けた相談窓口の設置に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数						①	
—	20 取組	20 取組	20 取組	20 取組	—	20 取組	—
19 取組	20 取組	20 取組	20 取組	—	—	—	—
木曽岬干拓地の利活用の推進に向けた取組						③	
—	土地利用 の可能性 の調査	可能性の ある土地 利用の用 途に関する 具体的 な調査	都市的土 地利用の 方向性の 提示	都市的土 地利用の 方向性に 基づく利 用策の検 討	—	都市的土 地利用計 画の策定	—
—	土地利用 の可能性 の調査	可能性の ある土地 利用の用 途に関する 具体的 な調査	都市的土 地利用の 方向性の 提示	—	—	—	—
地域おこし協力隊による創業または新たな地域活性化の取組件数(累計)						④	
—	9 件	19 件	29 件	39 件	—	50 件	—
—	9 件	19 件	30 件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 市町との連携・協働による地域づくり

・人口減少や高齢化が進む中、住民が主体となった持続可能な地域コミュニティづくりをより多くの地域に広げるため、県と市町の連携を一層強化して、地域コミュニティの活性化に若者の力を活用するなど、地域における課題の解決に向けた取組を進め、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進します。

・引き続き、国の地方創生 2.0 基本構想等をふまえて、市町の地方創生に係る取組を支援します。

② 市町行財政運営の支援

・人口減少の進行に伴い、市町が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準を維持・向上していくためには、今後も安定的な行財政運営を継続的に行うことが必要です。市町が安定的な行財政運営を継続的に行うことができるよう、地方行財政制度の適正な運用に加え、行財政運営の改善につながる取組についても、「市町と県との勉強会」を開催するなど、必要な支援を行います。

③ 木曾岬干拓地等の利活用の推進

- ・伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画を策定するとともに、農業体験広場の暫定利用等を進めます。大仏山地域については、引き続き散策路等を適切に維持管理し利用促進に取り組みます。
- ・宮川の流量回復については、同時放流の試行と合わせて運用ルールの検証を継続することで、粟生頭首工直下の安定的な流量確保に取り組みます。あわせて、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間においては、利水者など関係者や流域市町との意見交換を継続するとともに、関係部局で検討を進め、より良い流況に向けて取り組みます。

④ 過疎地域等における地域づくり

- ・過疎地域等において、魅力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組を支援するなど、各種計画に基づき、地域活性化や定住促進などの取組を進めます。
- ・離島航路は、離島で生活するうえで必要不可欠な生活基盤であるとともに、観光客の離島へのアクセスとしてもなくてはならない交通手段であることから、離島航路事業者に対して支援を行い、航路の維持・改善や島民の生活基盤の安定並びに島外との交流促進等につなげます。
- ・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着の促進に向けて、隊員をサポートする中間支援組織とともに、市町と元隊員等が連携した支援体制づくりや、効果的な活動に向けた研修・勉強会を行うなど、募集・受入時、任期中、退任後の各段階での取組を強化します。

施策9-2 移住の促進

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

移住を考える人が一人でも多く三重県に移住し、安心して暮らし続けられるよう、人口流入の促進に向けた移住の取組が進んでいます。また、地域の活力向上につながるよう、移住された人と地域の人びととの交流が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

- ① きめ細かな相談対応や情報発信と持続可能な地域づくりにつながる移住の促進
 - ・移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じ、「仕事を変えずに移住」「自然環境や暮らしを重視して移住」「やりたいことの実現にむけて移住」「仕事を見つけて移住」の4つのモデルを設定し、それぞれにアプローチするプロモーションを組み合わせ実施しています。
 - ・県独自の移住フェアを名古屋、大阪に加え、新たに東京でも開催し、都市部の移住希望者に向けた、本県のさらなる認知度向上を図っています。(令和7年8月30日名古屋開催 115名参加)
 - ・Facebook グループ「日々三重」でつながった移住希望者に、県内地域での暮らし体験・交流会(全3回)に参加してもらい、移住後の暮らしのイメージづくりや、地域の方々との継続的な交流を図っています。
- ② 移住者を受け入れる態勢の充実
 - ・移住相談対応等のブラッシュアップを図るため、市町を対象に移住希望者のニーズおよび先進取組事例を共有する担当者会議や、移住相談・情報発信の手法を学ぶ研修会等を開催しています。
 - ・空き家バンクの利活用など、移住者の住まいの充実に取り組む市町の支援や、県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援を行っています。
 - ・移住者と地域をつなぐ人材の育成を目的に、県内各地域のフィールドにおいて、地域のキーパーソンから移住者のサポートに役立つ知識等を学ぶ「移住者と地域をつなぐ人づくり講座」(全6回)を9月から実施しています。
 - ・東京圏からの移住を促進するため、移住した人を対象に移住支援金を給付する移住支援事業の活用に向け制度の周知を行うほか、制度の要件緩和等を国へ要望しています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)						①	
—	3,031人	3,632人	4,263人	4,924人	—	5,615人	—
2,460人	3,037人	3,794人	4,640人	—	—	—	—
移住相談件数						①	
—	1,314件	1,334件	1,354件	1,394件	—	1,434件	—
1,294件	1,499件	1,635件	1,805件	—	—	—	—

移住者の受入れと地域づくりに取り組む人材の育成人数(累計)						②	
—	5人	10人	15人	20人	—	25人	—
0人	7人	12人	18人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① きめ細かな相談対応や情報発信と持続可能な地域づくりにつながる移住の促進

- ・移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じたプロモーションを実施するとともに、ターゲットを設定した移住セミナーや移住相談会を実施します。また、首都圏においては移住後の起業に関するニーズが高いため、県内起業家との交流イベントを新たに実施します。
- ・移住先の候補として本県の認知度を向上させるため、県独自の移住フェアを東京、名古屋、大阪で、市町や関係部局と連携して引き続き実施します。
- ・移住に際して、事前に地域を知ることが定住に向けても重要であることから、Facebook グループ「日々三重」を通じた暮らし体験会等において暮らしの魅力をPRしていきます。
- ・若者が気軽に相談できるよう、AIを活用した移住相談の仕組みを構築するとともに、よりきめ細かな相談対応を可能とする移住相談管理システムの導入を進めます。
- ・移住者数の増加に向けた実行計画となる「三重県移住促進計画(仮称)」を策定します。

② 移住者を受け入れる態勢の充実

- ・県全体の受入態勢の底上げを図るためには県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化が必要なことから、先進事例の共有を図る市町担当者会議や、移住相談・情報発信の手法を学ぶ研修会を実施します。また、移住のきっかけとなる「二地域居住」の促進に、市町と連携して取り組みます。
- ・移住希望者の関心が高い空き家バンクの充実や利活用などに取り組む市町への支援、県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援を行い、移住者の受入態勢を充実させます。
- ・移住者が安心して暮らし続けられるよう、移住者と地域をつなぐ人材を引き続き育成していくことで、移住希望者の不安軽減や、地域の受入態勢の充実を図ります。
- ・首都圏からの移住者が関西圏、中京圏に比べ少ない傾向にあることから、東京圏を対象とする移住支援事業について、さらなる要件緩和や制度周知により全国的に活用が進むよう国へ要望するとともに、本県としても制度の周知に努めます。

施策9-3 南部地域の活性化

(主担当部局：地域連携・交通部南部地域振興局)

施策の目標

(めざす姿)

南部地域に幸福感を持っていきいきと暮らす人びとが増え、地域外の人びとが南部地域に一層の魅力を感じ、地域の外からさらに活力が注入される好循環が続くよう、若者の人口流出をくい止め、定着に向けた働く場の確保や生活サービスの維持・確保など安心して暮らし続けることのできる地域づくりが進むとともに、南部地域への交流人口や関係人口が拡大し、さらにはこれらの人びとと地域との関係が深まっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 豊かに暮らし続けられる南部地域づくり

- ・南部地域を離れた学生や若者を対象として、地域住民等との交流を深めながら地域課題解決を行う取組や、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうツアーを実施しています。
- ・地域産業の活力向上に向けて、南部地域における副業、兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方の確立をめざすとともに、第一次産業の繁忙期の人手不足を補うため、スポットワークの利用促進に向けた実証事業に取り組んでいます。
- ・南部地域の市町、有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、各種取組にかかる情報の共有や課題解決に向けた検討・協議等を行うとともに、南部地域活性化基金により複数市町が連携した若者の定着・人口還流に向けた取組等を支援しています。

② 地域住民のチャレンジによる地域の活力向上

- ・地域活力の維持・向上のため、みかんや柿の収穫など農林水産業のお手伝いをきっかけにした地域との関係づくりに取り組むとともに、地域で活躍する人びとが地域や世代の垣根を超えて人的ネットワークを形成するための連続講座を開催しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
南部地域における若者の定住率							①
—	55.9%	55.9%	55.9%	55.9%	—	55.9%	—
55.9%	54.8%	52.9%	51.2%	—	—	—	—
地域住民等が主体となった地域への誇りにつながる新たな活動件数 (累計)							②
—	13件	39件	65件	104件	—	150件	—
—	18件	47件	80件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 豊かに暮らし続けられる南部地域づくり

- ・南部地域においては、若者世代の人口流出が大きな課題であることから、地域の声を把握しながら、若者が「住み続けたい」と思える地域づくりや地域への愛着・誇りの醸成に取り組めます。また、若者をはじめ人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続に取り組めます。
- ・第一次産業などの地域産業の活力向上のため、農林水産業を支える人材の確保や副業、兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方の促進に向けて取り組めます。
- ・南部地域の市町、有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、各種取組にかかる情報の共有や課題解決に向けた検討・協議等を行うとともに、南部地域活性化基金により複数市町が連携した取組を支援します。

② 地域住民のチャレンジによる地域の活力向上

- ・地域コミュニティ活動の担い手不足が課題であることから、南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出や、南部地域を内外から支える人づくり(地域づくり人材ネットワークの強化と関係人口の深化・拡大)に取り組めます。

施策9-4 東紀州地域の活性化

(主担当部局：地域連携・交通部南部地域振興局)

施策の目標

(めざす姿)

地域の活力を向上させるため、多くの人びとが熊野古道伊勢路を訪れ、豊かな自然や食など、東紀州地域ならではの資源に魅力を感じ、地域に滞在しながらさまざまなスポットで観光や体験型プログラム、食、地域産品などを楽しむための仕掛けづくりが進んでいます。

また、世界遺産の文化的価値が守られ、来訪者にも評価されるよう、熊野古道伊勢路の保全活動へ幅広い主体が参画し、十分な活動資金が確保された持続可能な体制が構築されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり

・登録DMOである一般社団法人東紀州地域振興公社が、東紀州地域の観光地域づくりの舵取り役としてさらに力を発揮し、地域が稼ぐ力を引き出すために必要な組織となるよう、運営基盤の確立に向けた取組を支援しています。

・地域の農林水産物を生かした製品のブランド化に向けて、東紀州地域の特産品の魅力をさらに磨き上げ、認知度向上につなげるため、第一次産業などの事業者に対して、商品やサービスの改良、販路拡大への支援を行っています。

・熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していくため、受入体制の充実やプロモーション等に取り組んでいます。

② 熊野古道の未来への継承と活用

・熊野古道伊勢路へのさらなる誘客を図るため、熊野古道伊勢路の誘客プロモーションや、インバウンドを含めた受入環境整備に取り組んでいます。

・県立熊野古道センター開館以後のインバウンド増加等の社会環境変化をふまえ、令和9年度を目途に、常設展示のリニューアルオープンができるよう取組を進めています。

・熊野古道伊勢路の保全については、地域の保全国体が中心となって取り組んでいます。保全国体会員の高齢化等による活動の担い手不足、参加者の固定化が課題となっているため、熊野古道協働会議における議論をふまえ、持続可能な保全体制の構築に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
東紀州地域における観光消費額の伸び率						①	
—	113	120	127	137	—	147 以上	—
100 (2年)	98	116	132	—	—	—	—
商談会等における新たな成約件数(累計)						①	
—	40 件	60 件	80 件	100 件	—	120 件	—
20 件	45 件	65 件	86 件	—	—	—	—

熊野古道伊勢路の来訪者数						②	
—	270 千人	320 千人	390 千人	410 千人	—	440 千人	—
246 千人	291 千人	305 千人	351 千人	—	—	—	—
熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数(累計)						②	
—	300 人	500 人	900 人	1,400 人	—	2,000 人	—
100 人	287 人	545 人	855 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり

- ・登録DMOである一般社団法人東紀州地域振興公社が、今後、東紀州地域の観光地域づくりの舵取り役としてさらに力を発揮し、地域が稼ぐ力を引き出すために必要な組織となるよう、運営基盤の確立に向けた取組を支援します。
- ・地域の農林水産物を生かした製品のブランド化に向けて、東紀州地域の特産品の魅力をさらに磨き上げ、認知度向上につなげるため、引き続き、第一次産業などの事業者に対して、商品やサービスの改良、販路拡大への支援を行います。
- ・熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していくため、引き続き、受入体制の充実や効果的なプロモーション等に取り組めます。

② 熊野古道の未来への継承と活用

- ・熊野古道伊勢路へのさらなる誘客を図るため、式年遷宮や世界遺産登録30周年も見据えた伊勢路の魅力発信の強化や、伊勢路の来訪とあわせた地域の観光施設等への誘客、統一感のある案内標識の整備促進等に取り組めます。
- ・県立熊野古道センターの常設展示について、令和8年度はコンテンツ制作等を実施し、令和9年度を目途にリニューアルオープンができるよう取組を進めます。
- ・新たな担い手の確保に向けて、次世代を担う子どもたちやその家族を対象に、保全体験や歴史・文化・自然を学習する機会の提供を行います。また、保全活動に必要な財源確保に向けて、新たな財源確保策の検討を進めるなど、持続可能な保全体制の構築に取り組めます。

施策 10-1 社会におけるDXの推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんや県内事業者等のDXに取り組もうとする機運が醸成されており、デジタルに関する知識やスキルを有した人材が増え、産業や暮らしなどさまざまな分野においてDXの取組が進んでいます。

また、革新的な技術やサービスの社会実装が進み、社会課題や地域課題の解決が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① さまざまな主体が取り組むDXの支援

・「みえDXセンター」において、県内外のDXをけん引する専門家や企業と連携した相談支援(相談件数17件:9月末現在)を行っています。あわせて、具体的な課題におけるDXの取組につながるよう、DXに取り組む機運を高めるためのセミナーやワークショップを開催します。また、より幅広い主体に活用していただけるよう、認知度の向上にも取り組みます。

・「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXの取組を推進しています。

・経営者の意識改革や業務担当者の知識・スキルの向上を目的とした研修や企業のDX導入支援を実施するなど、県内企業へのDX推進に取り組んでいます(セミナー参加者 390名:9月末現在)。また、プログラミング講座の実施など、女性デジタル人材の育成にも取り組んでいます。

② 革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出

・産学官金の88参画機関で構成される「みえスタートアップ支援プラットフォーム」では、スタートアップ等を対象に、交流会やビジネスプラン発表会、起業家教育などのイベントを開催しています(72名参加:9月末現在)。また、ワンストップ窓口を開設し、スタートアップなどからの事業アイデアや資金調達などに関する相談に対応しています(相談件数 21 件:9月末現在)。

・事業計画の磨き上げや事業共創の伴走支援を行うとともに、新製品等の試作品改良などに向けた経費支援に取り組んでいます(4社採択)。また、新たに県内で起業等の成長支援を行うインキュベーション施設の整備に必要な経費支援に取り組んでいます(2社採択)。これらの取組を通じて、県内の起業人材に対し成長段階に応じた支援を進めています。

・首都圏の事業共創施設と連携し、県の魅力や課題を発信することで、県外からの起業人材の流入に取り組んでいます。

③ 空の移動革命の促進

・「みえ空モビリティ地域実装研究会」を開催し、空飛ぶクルマの社会実装に関する国内外の動向を注視し、商用運航に向けた課題解決と具体的なビジネスモデルの検討を進めています。また、将来の商用運航を見据え、県内企業の参入可能性についても調査しています。

・空飛ぶクルマに対する理解促進を図るため、県民向けの啓発活動を実施します(1月ごろに志摩市で実施予定)。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
DXに取り組む県民の皆さんや県内事業者等への支援に対する貢献度						①	
—	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	—	90.0%以上	—
90.0%	91.2%	91.2%	93.5%	—	—	—	—
DXや革新的な技術・サービスを活用した先進的な取組を行う事業者等への支援件数(累計)						②③	
—	39 件	52 件	65 件	78 件	—	91 件	—
26 件	40 件	53 件	66 件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① さまざまな主体が取り組むDXの支援 ・さまざまな主体によるDXの取組を後押しする必要があることから、引き続き、「みえDXセンター」等において、DXの推進に向けた機運醸成を図ります。各主体によるDXの取組に対する相談に対して、適切な支援や、これまで寄せられた相談の課題解決に取り組むとともに、「みえDXセンター」の利用拡大に向け、積極的にPRを行います。 ・「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、各部局のDXの取組を支援するとともに、社会におけるデジタル技術の進展や、これまでの取組状況等をふまえ、令和9年度からの次期計画の策定を行います。 ・県内企業のDXに関する取組による生産性向上をさらに推し進めるため、今後活用が不可欠な生成AIの利用を含む、スキル別の人材育成や企業への導入支援を行うとともに、女性を対象としたデジタルスキル習得講座により女性デジタル人材の育成に取り組めます。 ② 革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出 ・「みえスタートアップ支援プラットフォーム」では、県外の多様なスタートアップの流入により県内での事業共創などがさらに活性化できるように、都市部の事業共創施設との連携を図りながら、地域資源を活用した県内インキュベーション施設などの実証フィールドへの誘引を進めます。 ・みえ発スタートアップの創出・成長を図るため、事業計画の磨き上げや試作品の検証など成長段階に応じた支援に取り組めます。 ③ 空の移動革命の促進 ・空飛ぶクルマの商用運航に向けて、民間企業の機体開発や国による法制度整備の情報共有を行うとともに、県内での商用運航に向けたビジネスモデルの実現に向けた支援など民間主導の取組を後押ししていきます。 ・大阪・関西万博では、空飛ぶクルマのデモ飛行等を通じて空飛ぶクルマの認知度が高まりつつあり、その後の社会実装へ向けて、さらなる理解の促進となるように、県民向けの啓発活動を実施します。

施策 10-2 行政サービスのDX推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

施策の目標

(めざす姿)

スマートフォン等の利用を通じた行政手続のデジタル化が進むとともに、県や市町等が保有するデータを活用した政策立案やサービスが創出されることにより、県民の皆さんの利便性が向上しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① デジタル技術を活用した県民サービスの推進

- ・行政手続デジタル化方針に基づき、国の動向を注視しながら、法令や条例等に基づく行政手続のデジタル化に取り組んでいます。
- ・県民の皆さんの利便性の向上と事務処理の効率化を図るため、行政手続の申請フォームや受付後の業務フロー等の改善を行うとともに、関係部局と連携して電子納付の拡充に取り組んでいます。
- ・データ活用方針に基づき、オープンデータの利用促進に取り組むとともに、データ活用基盤を活用した耐熱陶器製造工程の最適化等の実証実験に取り組んでいます(3テーマ)。

② 市町DXの促進

- ・市町DXを推進する人材の育成を支援するため、県職員向けの研修を市町職員にも開放するとともに、デジタル専門人材による市町の実情に合わせた課題解決やDX人材の育成等の支援に取り組んでいます。
- ・窓口対応の一層のデジタル化を推進するため、「書かない窓口」の導入市町の拡大に取り組むとともに、自治体情報システムの標準化に向けた移行作業が本格化することから、きめ細かな支援を行っています。
- ・県市町が連携し、スケールメリットを活かした費用節減や、調達事務の負荷軽減を図るため、共同調達の拡充に取り組んでいます。
- ・マイナンバーカードの利活用シーンの広がりをふまえ、引き続き県民の皆さんに安心してマイナンバーカードを利用いただけるよう、国と連携して市町をサポートするとともに、カードの利便性の向上に向けて、活用事例を市町へ情報提供しています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
デジタル化した県独自の行政手続の割合(年間受付件数100件以上の手続のうちデジタル化の効果が期待できる75手続を対象)						①	
—	76%	92%	100%	100%	—	100%	—
39%	76%	86.2%	100%	—	—	—	—
市町 DX の促進に向けた市町との連携による取組数(累計)						②	
—	17 取組	27 取組	37 取組	57 取組	—	67 取組	—
7 取組	18 取組	32 取組	47 取組	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① デジタル技術を活用した県民サービスの推進

- ・法令や条例等に基づく行政手続について、デジタル化が困難な手続を除き、令和8年度末までのデジタル化を進めていきます。また、申請窓口を利用される方の利便性向上に向け、デジタル技術を活用した窓口業務の改善に取り組みます。
- ・行政手続のサービス向上と事務処理の効率化をさらに進めるため、電子申請・届出システムの再構築に取り組むとともに、関係部局と連携して電子納付のサービス内容の改善を進めます。
- ・データ活用の推進に向け、引き続き、データ活用基盤を利用した課題解決に向けた実証実験を行います。

② 市町DXの促進

- ・市町DXを推進する人材の育成を継続して支援する必要があるため、引き続き、県職員向けの研修を市町職員にも開放するとともに、市町が抱える課題解決を図るため、デジタル専門人材から構成される「DXタスクフォース(仮称)」を新たに設置し、専門知識に基づく伴走支援を行います。
- ・行政サービスの利便性を高めるため、窓口対応のデジタル化を推進するフロントヤード改革に取り組む市町を支援するとともに、自治体情報システムの円滑な移行や移行後の安定運用をめざす市町に対して、きめ細かな支援を行います。
- ・県市町が連携し、スケールメリットを活かした費用節減や、調達事務の負荷軽減を図るため、引き続き共同調達の拡充に取り組みます。
- ・マイナンバーカードの利活用が広がる中、県民の皆さんに安心してカードを利用していただけるよう、国と連携して市町の取組を引き続きサポートしていきます。

施策 11-1 道路・港湾整備の推進

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

高規格道路では、東海環状自動車道の全線開通や、新宮紀宝道路の開通のほか、直轄国道でも中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

県管理道路では、磯部バイパスが完成するなど、地域間交流の促進や観光復興に向けた動きにつながるとともに、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保が進んでいます。

リニアによる交通革新や高速道路ネットワークの進展をふまえ、総合交通ターミナルの整備を賑わい・防災空間の創出とともに展開しています。

千葉県八街市の通学路の死傷事故をふまえた交通安全対策が全て完了するとともに、通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所も概成しています。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むとともに、AIを活用した交通観測体制の拡充により、県民の皆さんが安全で快適に道路を利用しています。

街並みに調和した景観や交通安全などの機能に応じた街路樹の剪定や花植え活動などにより、良好な空間が形成されるとともに、道路施設の脱炭素へ向けた持続的な管理も進んでいます。

港湾では、岸壁や航路等の着実な維持管理により安全な利用を確保するとともに、脱炭素化や船舶の大型化への対応、クルーズ船寄港誘致など港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 高規格道路および直轄国道の整備促進

・東海環状自動車道の全線開通に向けた県境トンネル工事の推進をはじめ、熊野道路のトンネル貫通や紀勢自動車(4車線化)の工事着手等、高規格道路や直轄国道の整備が進捗しています。

・令和4年度に新規事業化された鈴鹿亀山道路では、用地調査や橋梁予備設計等の調査、設計を進めています。また、名神名阪連絡道路は機能や役割等をふまえ、関係機関と連携して計画の具体化に向けた取組を進めています。

② 県管理道路の整備推進

・高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークや観光復興に向けたアクセス道路として、伊勢志摩連絡道路(国道167号(五知～白木)L=3.0km)等の整備を進めています。また、車両のすれ違いが困難な箇所の解消等の地域ニーズへの的確な対応に向けて、県管理道路の整備を進めています。

③ 交通拠点の機能強化

・近鉄四日市駅周辺において、分散しているバスの乗降場を集約し、交通結節機能の強化を図る、バスタ四日市の工事が進捗しています。

・津駅周辺道路空間において、調査や実験等で把握してきた特性や課題をふまえ、津駅周辺地区の目指す将来像を示した「津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)」が策定・公表されました。また、県道の道路空間の再編に向け、関係者と調整を進めています。

③ 交通安全対策の着実な推進 千葉県八街市の事故をふまえた合同点検に基づく交通安全対策については、令和5年度において、全て完了しました。引き続き、三重県道路交通環境安全推進連絡会議をふまえ、通学路交通安全プログラムに基づく安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、通学児童等歩行者の安全確保を図るため、スピード感を持って交通安全対策を進めています。
⑤ 適切な道路の維持管理 - 道路を安全、安心、快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等の道路施設の修繕や、剥離が進行する路面標示の引き直しを進めています。また、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、地下占用物連絡会議において、道路管理者と地下占用事業者が道路陥没を防ぐ取組の状況共有等を行っています。 - 交通安全上支障となる箇所の道路除草や雑草抑制対策を、地域の皆様の声を聴きながら重点的に進めています。 - 道路施設の利用および管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、交通観測体制のさらなる拡充を進めています。
⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進 - 街路樹が持つ良好な景観形成の機能が発揮されるよう、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動等を実施し、良好な道路空間の形成を進めています。 - 道路施設の脱炭素化へ向けた持続的な管理を実現するため、トンネル照明灯のLED化を計画的に進めています。
⑦ 県管理港湾の機能充実 - 地域の産業・経済を支えるため、港湾施設の老朽化対策、地震対策、荷役機能の強化を進めています。津松阪港新堀地区で岸壁改修(L=70.6m)が完了したほか、耐震強化岸壁改修(鳥羽港)等の取組を進めています。 - 港湾の脱炭素化を推進するため、港湾脱炭素化推進計画に基づく取組を実施しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通						①	
—	用地取得 完了	県境（三重県側） トンネル 本体工事 着手	いなべ IC ～大安 IC 間 6.5km の開通	県境 トンネル 工事 推進中	—	〈全線開通〉 県内 23.3km 全体 153km	—
〈県内〉 新四日市 JCT～大安 IC 間 7.8 km	用地取得 完了	県境（三重県側） トンネル 本体工事 着手	いなべ IC ～大安 IC 間 6.5km の開通	—	—	—	—

伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備						②	
—	磯部BP 事業中 (トンネル 工事中)	磯部BP 事業中 (トンネル 工事完成)	磯部BP 開通 伊勢志摩 連絡道路 の全線開 通(20km)	国道167号 (五知～白木) 道路改良 (3km)の 設計着手	—	国道167号 (五知～白木) 道路改良 (3km)の 設計推進	—
磯部BP 事業中 第2伊勢 道路/鶴方 磯部BP 供用済	磯部BP 事業中 (トンネル 工事中)	磯部BP 事業中 (トンネル 工事完成)	磯部BP 開通 伊勢志摩 連絡道路 の全線開 通(20km)	—	—	—	—
リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備						③	
—	近鉄四日 市・津駅 での社会 実験の実 施	近鉄四日 市駅での 社会実験 の実施/ 津駅周辺 における 整備方針 の具体化 に着手	近鉄四日 市周辺で のバスタ 事業工事 着手/ 津駅周辺 道路空間 における 歩道拡張 に向けた 設計に着 手	近鉄四日 市周辺で のバスタ 事業工事 推進中/ 津駅周辺 基盤整備 の方向性 に合わせ た歩道拡 張案の確 定	—	県内の総 合交通 ターミナ ル計画の 策定およ び近鉄四 日市・津 駅での整 備推進	—
近鉄四日市 駅周辺での 事業着手/ 津駅周辺で の整備方針 の策定	社会実験 を実施	社会実験 を実施/ 整備方針 の具体化 に着手	工事着手 /設計着 手	—	—	—	—
危険な通学路の交通安全対策が完了した割合						④	
—	94% (215箇所 /228箇所)	96% (220箇所 /228箇所)	通学路交 通安全プ ログラム に基づく 交通安全 対策を実 施 (17箇所)	通学路交 通安全プ ログラム に基づく 交通安全 対策を実 施 (7箇所)	—	通学路交 通安全プ ログラム に基づく 交通安全 対策を実 施	—
30% (69箇所 /228箇所)	93% (212箇所 /228箇所)	100% (228箇所 /228箇所)	100% (17箇所 /17箇所)	—	—	—	—

道路区画線の引き直し						⑤	
—	高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAⅠを用いた路面劣化検知システムの試験運用	高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAⅠを用いた路面劣化検知システムの運用開始	モニタリング調査および路面劣化検知システムの運用結果を検証、剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の検討開始	モニタリング調査および路面劣化検知システムの運用結果を検証、剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の策定	—	剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久化	—
剥離度Ⅱ以内の水準の維持	モニタリング調査を実施。システムの試験運用開始	モニタリング調査を実施。システムの運用開始	モニタリング調査を実施。システムの運用結果を検証。剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の検討を開始	—	—	—	—
トンネル照明のLED化によるCO2排出量の削減割合						⑥	
—	30%削減 (CO ₂ 排出量 1,100t/年)	32%削減 (CO ₂ 排出量 1,080t/年)	34%削減 (CO ₂ 排出量 1,060t/年)	37%削減 (CO ₂ 排出量 1,013t/年)	—	40%削減 (CO ₂ 排出量 950t/年)	—
28%削減 (CO ₂ 排出量 1,150t/年)	31%削減 (CO ₂ 排出量 1,095t/年)	33%削減 (CO ₂ 排出量 1,072t/年)	34%削減 (CO ₂ 排出量 1,058t/年)	—	—	—	—
県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数(累計)						⑥	
—	4,400人	8,900人	13,500人	18,200人	—	23,000人	—
—	5,682人	10,103人	15,327人	—	—	—	—
重要港湾の脱炭素化に関する計画の作成						⑦	
—	関係者調整	CNP形成計画作成に着手	港湾脱炭素化推進計画(CNP形成計画)作成	CNP形成計画に基づく事業に一部着手	—	CNP形成計画に基づく事業に一部着手	—
—	ヒアリング調査実施取組方針の整理	CNP形成計画作成に着手	港湾脱炭素化推進計画(CNP形成計画)作成、公表	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 高規格道路および直轄国道の整備促進

・災害時・平常時を問わず、人流・物流の円滑化や活性化によって元気な地域づくりを支えるとともに、災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、新名神高速道路(6車線化)、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)等の高規格道路や北勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進に向けた取組を進めます。
・令和4年度に新規事業化された鈴鹿亀山道路の早期整備や名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。

② 県管理道路の整備推進

・慢性的な渋滞の発生、激甚化・頻発化する自然災害への備えや安全・安心で円滑な通行の確保等多くの課題があります。引き続き、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置等、柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めます。

③ 交通拠点の機能強化

・近鉄四日市駅周辺において、居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの実現に向けて、関係者が連携してバスタ四日市の整備が促進されるよう取組を進めます。
・県都の顔となる津駅周辺において、道路空間の再編や交通結節点の強化等による公共交通の利便性の向上を図るため、関係機関と協働しながら、「津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)」に基づきそれぞれの取組を進めます。
・リニア中央新幹線の開業効果を広域的に波及させるため、リニア三重県駅とつながる道路ネットワークの整備に向けて検討を進めます。

④ 交通安全対策の着実な推進

・通学児童等の安全確保が全国的な課題となっているなか、引き続き、通学児童等歩行者の安全確保を図るため、スピード感を持って交通安全対策を進めます。

⑤ 適切な道路の維持管理

・道路を安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等の道路施設の修繕や、剥離が進行する路面標示の引き直しを進めます。
・交通安全上支障となる箇所への道路除草や雑草抑制対策を重点的に行うとともに、さまざまな工夫や新たな取組を地域の皆様の声を聴きながら進めます。
・道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、交通観測体制のさらなる拡充を進めます。

⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進

・街路樹が持つ良好な景観形成の機能が発揮されるよう、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動等を実施し、良好な道路空間の形成を進めます。
・道路施設の脱炭素化へ向けた持続的な管理を実現するため、トンネル照明灯のLED化を計画的に推進します。

⑦ 県管理港湾の機能充実

・地域の産業・経済を支えるため、港湾施設の地震対策、荷役機能の強化を進めます。耐震強化岸壁改修(鳥羽港)、防波堤改良(宇治山田港)等の取組を継続し、防波堤改良(長島港)等の事業に着手します。
・港湾の脱炭素化を推進するため、港湾脱炭素化推進計画に基づく取組を引き続き実施します。

施策 1 1 - 2 公共交通の確保・充実

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な公共交通の確保・充実に向けて、県内各市町で地域公共交通計画の策定が進み、地域の実情に応じた交通に関する方向性が整理され、多様な輸送資源を活用することなどにより、新たな移動手段の確保が進んでいます。

また、リニア三重県駅の設置による効果を県内全域に波及させるよう、リニア三重県駅と地域を結ぶ県内広域交通網の整備促進について、関係機関との検討が進むとともに、リニア三重県駅を核とした地域づくり等、将来像についての方向性をとりまとめています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保

- ・国(中部運輸局)とともに市町を直接訪問する合同施策検討会の開催(5市町)や、住民の移動手段確保のため多様な取組を進める市町への財政支援など、市町が実施する地域内交通ネットワークの構築・強化に向けた取組を支援しています。
- ・複数市町をまたぐ地域間幹線バスについて、国と協調して運行経費等に対する支援を行うとともに、地域鉄道等が安全確保のために実施する設備整備に対し、国や沿線市町と協調して支援しています。
- ・沿線市町や関係府県と連携した協議会等での活動を通じ、在来線や地域鉄道の利用促進、国や鉄道事業者への要望活動に取り組むとともに、JR関西本線(亀山～加茂間)の活性化を図るため、沿線市やJR西日本と連携して観光列車「はなあかり」を実証運行します。
- ・大都市圏での運転士就職イベントへ出展するとともに、二種免許取得費用や誰もが働きやすい職場づくりへの支援を行うなど、交通事業者の運転士確保の取組を支援しています。

② リニア開業時の県内広域交通網の確保・充実に向けた取組の推進

- ・県内ルート・駅位置の早期確定および一日も早い全線開業に向け、JR東海や国土交通省へ要望を行うとともに、「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」等を通じて、沿線自治体等と連携・協力を図りながら、名古屋以西についての検討を加速させるための取組を進めています。
- ・「三重県リニア基本戦略」が示す「めざす三重の姿」の実現に向け、リニア開業効果を県全体へ波及・発展させる具体的な施策や事業への展開を図るため、行動計画となる「みえリニア戦略プラン(仮称)」の策定を進めています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
地域公共交通の利用促進に向けて新たに取組んだ件数(累計)						①	
—	2 件	3 件	7 件	9 件	—	11 件	—
—	2 件	5 件	7 件	—	—	—	—

新たな移動手段の確保に向けて取り組んだ件数(累計)						①	
—	2 件	4 件	12 件	40 件	—	56 件	—
—	3 件	8 件	24 件	—	—	—	—
リニア効果の県内波及に向けた取組						②	
—	駅候補地の評価、検討 県同盟会としての 駅位置選定、JRへの 要望	環境影響 評価開始 駅位置に ついての 市町との 合意形成	みえリニア 戦略プラン（仮 称）の検討	駅を核とした地域 づくりの検討 （県内市町他） 二次交通の検討 （各部局、関係機 関）	—	リニアを活用した 将来像についての 方向性の取りまとめ	—
・県内駅候補 市町の決定 ・亀山市から の駅候補地 域の提案	評価結果 を県同盟 会へ報告 県同盟会 での決議 を受け、 JR東海へ 駅候補地 の要望を 実施	環境影響 評価に着手 全市町と 意見交換 を複数回 実施	みえリニア 戦略プラン（仮 称）中間 報告の取り まとめ	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保

- ・公共交通の利用促進を図りつつ、交通空白地等における移動手段を確保するため、既存の交通事業者と共存できる新たな公共ライドシェアモデルの構築に向けた実証に取り組めます。また、公共交通の乗降データや人流データなどのモビリティデータの活用や人材育成に向けた実践的な講座の開設などにより、新たな移動サービス導入等に取り組む市町への支援を強化します。
- ・利用者の減少等により厳しい状況にある交通事業者を支援するため、地域間幹線バスの運行や地域鉄道の設備整備などを行う事業者に対し支援します。
- ・在来線や地域鉄道の維持・活性化を図るため、関係機関が連携した協議会等の活動を通じて利用促進に取り組むとともに、国や鉄道事業者への要望活動を行います。JR関西本線については、引き続き関西方面からの誘客・利用促進を進めるとともに、沿線住民のマイルール意識の醸成や日常利用につながる取組を沿線市と連携して実施します。
- ・深刻化する運転士不足に対応するため、ターゲットを絞ったバス運転士体験会の開催や運転士就職イベントへの出展など交通事業者と連携した運転士確保の取組を実施するとともに、自動運転の導入など市町が実施する運転士不足対応の取組を支援します。

② リニア開業時の県内広域交通網の確保・充実にに向けた取組の推進

- ・リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会等による活動を通じ、引き続き、ルート・駅位置の早期確定や一日も早い全線開業に向けた取組を進めます。
- ・県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、沿線自治体等と連携して一層の機運醸成に取り組めます。

施策 11-3 安全で快適な住まいまちづくり

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき、市町が策定した立地適正化計画等により、都市機能・居住機能の誘導や災害リスクが高いエリアの土地利用規制が行われ、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりが進んでいます。また緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策が進むとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりが広がっています。

熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などワーケーションの推進に必要な公園整備やダイセーフオレストパーク(鈴鹿青少年の森)における Park-PFI 手法などを活用した公園整備が進み、新たな賑わいを創出する場が整備されています。

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底、適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地が確保されています。また、住宅・建築物の耐震化の促進により、地震災害に対するまちの安全性が向上しています。

空き家の活用や危険空き家の除却が促進され、空き家の増加が抑制されています。また、県営住宅の計画的な改修や民間賃貸住宅の確保により高齢者や子育て世帯等の居住支援体制の充実が進んでいます。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅が普及しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- ・市町の立地適正化計画策定やまちづくり関連事業への取組支援のため、市町担当課長会議にて定期的に国の制度や先進事例の情報提供を行うとともに、計画策定や事業化に向けた市町との個別相談を実施しました(担当課長会議5月:23市町28名参加)。
- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化に5路線で取り組んでいます。また、三重県無電柱化推進計画について、国の動向を注視しながら、次期計画策定に向けた準備を進めています。
- ・花とみどりの三重づくり基本計画に基づき、市町、県民および事業者等において花とみどりの活用が促進されるよう普及啓発に取り組むとともに、市町との連携を深めるための会議を開催し、県産花きの消費拡大に寄与するイベント等への支援を行っています。

② 都市基盤整備の推進

- ・熊野灘臨海公園で、平成29年度まで営業していたプールの跡地を、緊急時の避難場所となる高台広場として整備するため、プールの撤去工事を行っています。また、大仏山公園では、野球場の改修のほか、子どもや子育て世帯の目線に立った公園として整備するため、公園のリニューアル事業の実施設計を行い、年度内に工事に着手する予定です。さらに、県庁前公園では、防災機能を兼ね備えた公園へのリニューアル事業を、JA三重ビルの建替えと一体的に進めています。
- ・ダイセーフオレストパーク(鈴鹿青少年の森)内において、楽しい思い出づくりや、子どもたちの豊かな育ちを促すこと等を目的に遊具を設置し、「ミジユマル公園inすずか」として開園しました。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めています。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組んでいます。
- ・能登半島地震をふまえ、耐震改修にかかる補助制度の拡充等を行い、住宅・建築物の耐震化を促進しています。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・活用可能な空き家の改修や危険な空き家の除却に対する支援を行うとともに、空き家の適正管理等に関するセミナーを開催します。
- ・県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めています。
- ・高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を推進するため、相談会の開催や支援制度の周知に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合						①	
—	40% (10市町 ／25市町)	44% (11市町 ／25市町)	48% (12市町 ／25市町)	52% (13市町 ／25市町)	—	64% (16市町 ／25市町)	—
32% (8市町 ／25市町)	40% (10市町 ／25市町)	44% (11市町 ／25市町)	48% (12市町 ／25市町)	—	—	—	—
多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数						②	
—	3公園	4公園	5公園	5公園	—	5公園	—
2公園	4公園	4公園	5公園	—	—	—	—
県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)						③	
—	600戸	1,200戸	2,100戸	3,100戸	—	3,900戸	—
—	719戸	1,470戸	2,306戸	—	—	—	—
県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合						④	
—	62% (18市町 ／29市町)	68% (20市町 ／29市町)	72% (21市町 ／29市町)	79% (23市町 ／29市町)	—	82% (24市町 ／29市町)	—
58% (17市町 ／29市町)	68% (20市町 ／29市町)	68% (20市町 ／29市町)	76% (22市町 ／29市町)	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

- ・令和8年度以降に残された課題と対応

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- ・これまでに実施してきた研修会等で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進する必要があることについて、市町担当者の理解が深まっています。計画策定には、市町担当者の制度へのさらなる理解が必要であることから、個別相談等の機会に、各市町の抱える課題を共有し、情報提供や助言を行う等、丁寧に支援します。
- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化に引き続き取り組みます。また、次期三重県無電柱化推進計画に基づき、取組を進めます。
- ・花とみどりの三重づくり基本計画に基づき、市町、県民および事業者等において花とみどりの活用が促進されるよう普及啓発を行うとともに、市町への支援に引き続き取り組みます。

② 都市基盤整備の推進

- ・熊野灘臨海公園で、プールの跡地を避難場所となる高台広場として整備するため、盛土工事に着手します。また、大仏山公園で、野球場の改修のほか、子どもや子育て世帯の目線に立った公園として整備するため、公園のリニューアル事業の工事を引き続き進めます。さらに、県庁前公園で、JA三重ビルの建替えと一体になった防災機能を兼ね備えたリニューアル事業を引き続き進めます。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められているため、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可において、適確な指導・助言等を行います。
- ・地震災害等に対するまちの安全性を確保する必要があるため、住宅・建築物の耐震化等の取組を進めます。特に、木造住宅の耐震化については、能登半島地震での教訓をふまえ、耐震の重要性を県民に広く周知、啓発を行うとともに、住まいの安全を確保するため、引き続き、市町と連携して耐震改修の促進に取り組めます。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・住宅政策の目標や施策等を定める「三重県住生活基本計画」を見直すとともに、これと連携した「三重県公営住宅等長寿命化計画」の改定を行います。
- ・増え続ける空き家問題への対処が必要であるため、市町が実施する空き家対策を支援します。特に、人口減少の社会減対策として移住者の住まいを確保するため、空き家の利活用にかかる市町の取組を支援するとともに、県営住宅の空き住戸を移住者向け住宅として提供します。
- ・高齢者や子育て世帯等への居住支援が必要であるため、県営住宅の計画的な改修とニーズに応じた整備を行います。また、住宅確保要配慮者への支援制度の周知等の取組を進めます。
- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市町と連携してZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の促進に取り組めます。

施策 11-4 水の安定供給と土地の適正な利用

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

将来にわたって安定的な水源が確保され、安全で安心な水を使用できるよう市町、関係機関等と連携した供給体制が確保されています。

また、災害に備えた強靱な県土を次世代に引き継いでいくため、地籍調査などの取組が着実に進み、計画的かつ適正な土地の利用および管理が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

・市町等の水道施設整備については、社会資本整備総合交付金等を活用して主要施設の整備や耐震化等を促進しています(交付金事業：企業庁および12市町21事業)。

・県内の市町水道事業者等を構成員とする県水道事業基盤強化協議会等を開催し、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、「三重県水道広域化推進プラン」に基づき基盤強化につながる広域化取組の具体化に向けたシミュレーションを実施しています。

・県が供給する水道用水、工業用水については、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に推進するとともに、適切な維持管理に取り組んでいます。

② 適正な土地の利用および管理

・地籍調査については、令和6年度に設置した「三重県地籍調査推進検討会(座長：副知事)」の取組方針に基づき、被災想定区域など、優先的に調査を進める区域を選定するとともに、民間業者等を活用した包括委託を促進することで市町の負担を軽減することや、地籍調査に関する豊富な知識を有する実務経験者等を活用した地域連絡会議を開催するなどの技術的支援を行うことで、市町の課題である実施体制の強化に取り組んでいます。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
基幹管路の耐震適合率							①
—	42.8%	43.5%	44.1%	44.7%	—	45.2%	—
42.0%	42.9%	43.5%	44.0%	—	—	—	—
浄水場の耐震化率							①
—	91.8%	95.9%	95.9%	100%	—	100%	—
91.8%	91.8%	95.9%	95.9%	—	—	—	—

新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合						②	
—	20.0% (4市町 /20市 町)	40.0% (8市町 /20市 町)	60.0% (12市町 /20市 町)	80.0% (16市町 /20市 町)	—	100% (20市町 /20市 町)	—
—	20.0% (4市町 /20市 町)	50.0% (10市町 /20市 町)	70.0% (14市町 /20市 町)	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

- ・県内の水道事業については、災害拠点病院・避難所などの重要施設に接続する水道管路の耐震適合率が全国平均と比較して低いことから、引き続き、社会資本整備総合交付金等を活用して、施設整備や耐震化等の機能強化を促進します。
- ・人口減少など社会情勢が変化する中で、将来にわたり県内水道事業者が持続可能な事業運営ができるよう、広域化シミュレーション結果を共有し、市町とともに水道事業基盤強化の取組を進めていきます。
- ・水道用水、工業用水を安全かつ安定的に供給する必要があるため、引き続き、管路等の耐震化および電気・機械設備の老朽化対策などを実施するとともに、適切な維持管理に取り組めます。

② 適正な土地の利用および管理

- ・地籍調査については、「三重県地籍調査推進検討会」の取組方針に基づき、被災想定区域など優先的に進める地域において、市町の調査が計画的に進むよう取り組みます。また、民間業者等を活用した包括委託を促進することで市町の負担を軽減することや、地域連絡会議の場において、新制度や新技術の活用などについての情報提供や意見交換を行うなど、市町の課題である実施体制の強化に取り組めます。さらに、地籍調査を休止している市町には、必要性や効果を説明し、事業実施に向けた働きかけを行います。

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県人権センターでのパネル展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。
- ・SNSの普及に伴い、インターネット上の人権侵害が深刻な社会問題となっていることから、SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、啓発動画作品を募集しており、優秀作品をSNS等に掲載します。
- ・学習会や講演会等に一度も参加したことのない方に参加してもらえよう、社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣しています。
- ・県人権センターについては、人権啓発の拠点施設としての機能強化を図るため、常設展示室のリニューアルに向け、基本計画の策定を進めています。

② 人権教育の推進

- ・令和6年度に全公立学校で実施した研修の結果から、教職員の部落問題に関する認識の深化や、対話を位置づけた研修の継続実施の必要性等が課題として見えてきたことを受け、人権問題に関する認識を深める校内研修を実施しました。また、部落問題に関わる学習の進め方や、子どもの理解に必要な視点、学級集団づくりの手法等、教育内容に関する校内研修の活性化を図るため、集合研修で活用できる動画等の研修資料を作成しています。
- ・子どもたちの自尊感情や人権尊重の主体者意識を高めるため、子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進しています。
- ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催します(令和7年12月24日開催予定)。
- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「差別解消条例」という。)の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動ができる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行っています。また、個別的な人権問題について、子どもたちがさまざまな場面で理解と関心を深められるよう、さまざまな教科領域での学習方法等を紹介する「個別的な人権問題に関する学習促進資料Ⅱ」を作成しています。
- ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、「人権教育ガイドライン」(令和6年度作成)の内容をもとに、自らの権利について学ぶ取組の必要性や、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげています。

③ 人権擁護の推進

- ・県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組んでいます。
- ・県人権センターにアドバイザー（弁護士・臨床心理士）を配置し、専門的な知識を必要とする人権相談にも対応しています。
- ・インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見するためネットモニタリング事業を実施し、可能なものは削除要請を行っています。また、SNSでネット利用者に直接働きかける広告により、差別的な書き込みの未然防止の取組を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数							①
—	40,400 人	41,800 人	43,200 人	44,600 人	—	46,000 人	—
39,312 人	38,754 人	45,920 人	44,195 人	—	—	—	—
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合							②
—	89.5%	92.1%	94.7%	97.3%	—	100%	—
86.9%	93.1%	94.1%	94.0%	—	—	—	—
人権に係る相談体制の充実に向けた取組							③
—	相談体制の 充実に向けた検討	相談体制 の充実	相談体制 の充実	相談体制 の充実	—	相談体制 の充実	—
相談体制の 確保	相談体制の 構築	相談体制 の充実	相談体制 の充実	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、テレビ・ラジオでのスポット放送や人権問題について理解を促す講演会を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」等、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組めます。
- ・人権が尊重されるまちづくりを促進するため、地域の団体やNPO等が主催する学習会へ講師を派遣します。
- ・人権センター常設展示室基本計画に基づき、リニューアルに向けた基本設計を行います。
- ・県民の人権に関する状況や意識を多角的に把握するため、県民意識調査を実施します。
- ・現在も根強く残る部落差別の解消に向け、取組を強化するため、有識者で構成する検討会での議論や人権に関する県民意識調査の結果等を踏まえ、「部落差別解消条例(仮称)」の検討を進めます。

② 人権教育の推進

- ・令和7年度に作成した校内研修用動画等の活用促進を図り、各学校がそれぞれの実態に応じて対話を重視した人権教育研修を行えるよう支援します。
- ・子どもたちの自尊感情や人権尊重の主体者意識を高めるため、子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進します。
- ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を引き続き開催します。
- ・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動ができる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を引き続き行います。また、個別的な人権問題について、子どもたちがさまざまな場面で理解と関心を深められるよう、さまざまな教科領域での学習方法等を紹介する資料を作成します。
- ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、「人権教育ガイドライン」の内容をもとに、自らの権利について学ぶ取組の必要性や、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知し、引き続き人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげます。

③ 人権擁護の推進

- ・差別解消条例に基づく人権相談や紛争解決を適切に実施できるよう、県人権センターにアドバイザーを配置し、相談員の資質向上を図ります。
- ・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、情報流通プラットフォーム対処法に基づき指定された大規模プラットフォーム事業者の対応状況を確認し、より迅速な削除につながるよう、必要な対応を国等に求めています。

施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 男女共同参画の推進

- ・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しています。
- ・孤独や不安などの悩みを抱える相談に対応するため、「フレンテみえ」において女性相談を実施するとともに、居場所づくり事業を開催しています(9～12月 3回開催)。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「輝くみえのミライ☆三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図っています(会員数:630団体(9月末現在))。
- ・ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、企業トップ等の熱い思いを見える化する「本気宣言」、企業の取組促進に向けた先進企業見学会、働く女性のロールモデルとの交流会を実施しています(企業見学会:10月～12月 3回開催、ロールモデル交流会:9月～12月 3回開催)。
- ・先進取組企業や活躍する女性リーダーの情報を一元的にわかりやすく発信するためのポータルサイトを構築しています(2月本格オープン予定)。
- ・常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対して、専門アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援しています。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しています(相談件数:343件(9月末現在))。
- ・「よりこ」の連携協力病院について、産婦人科・泌尿器科の病院への拡充を図りました(計28病院)。
- ・「よりこ」の認知度向上及び性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、性被害防止についての理解を深めるための出前講座を実施しています(受講者数:501名(9月末現在))。
- ・性暴力によって心身や個人の尊厳に侵害を受けた被害者等への支援とともに、性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を制定しました。条例の周知・啓発を実施するとともに、性暴力に関する実態調査を行い、条例に基づく推進計画の策定を進めています。
- ・女性相談支援センターにおいて、女性相談支援員への研修会の実施や、心理的ケアが必要な支援対象者について精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実を図っています。また、DVが起こらない社会の形成のために、インターネット広告を活用した啓発等に取り組んでいます。
- ・DV被害者のほか、困難を抱える女性への支援のため、女性相談支援センターに女性支援コーディネーターを配置し、NPO等関係機関と連携して切れ目のない支援に取り組んでいます。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する理解や行動が広がるよう、一般向け・企業担当者向け・親子向けの体験型ワークショップを実施します(12月～2月 3回開催)。
- ・企業における性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、基礎知識や企業の実践事例を通じた企業研修を実施します(11月～1月 2回開催)。また、多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドラインの改定を行います。
- ・性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談(「みえにじいろ相談」)、当事者等の交流会を実施するとともに、パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し利用先の拡充を図っています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、 常時雇用労働者数100人以下の団体数						②	
—	401 団体	426 団体	451 団体	521 団体	—	546 団体	—
376 団体	391 団体	427 団体	496 団体	—	—	—	—
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)						③	
—	2,100 人	2,600 人	3,100 人	3,600 人	—	4,100 人	—
1,669 人	1,937 人	2,920 人	3,417 人	—	—	—	—
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに 掲載している団体数(累計)						④	
—	110 団体	120 団体	141 団体	151 団体	—	161 団体	—
100 団体	113 団体	131 団体	141 団体	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 男女共同参画の推進

- ・現在、国において策定中の第6次男女共同参画基本計画等をふまえ、男女共同参画を一層推進するため、県の基本計画を改定します。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方や、政策・方針過程への女性の参画を促進するため、講演会の開催などを通して一層の普及啓発に取り組みます。
- ・「フレンテみえ」の女性相談件数は、依然として高止まりしていることから、引き続き、女性のための総合相談や、さまざまな悩みを持つ女性の心の負担の軽減に取り組みます。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づき、ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍でき、性別役割分担にとらわれない働き方が県内企業で進むよう、企業トップ・リーダー層を対象とした意識変革に向けたワークショップ等を実施するとともに、好事例の水平展開を図ります。
- ・女性のキャリア継続やキャリアアップを支援するため、働く女性を対象とした階層別の講座やロールモデル交流会を行います。

- ・性別にとらわれない進路選択に向けて、若年層と親世代を主なターゲットとした啓発を行い、アンコンシャス・バイアスの解消を推進します。
- ・企業個別の課題に応じた女性活躍の具体的な取組を促すため、一般事業主行動計画の策定等の取組を支援します。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定をふまえ、条例に基づく推進計画を策定するとともに、多様化する被害者のニーズに的確に対応するため、「よりこ」を通じた性犯罪・性暴力被害者に寄り添った支援や、SNSによる相談対応など支援体制の充実に取り組みます。
- ・「よりこ」の認知度向上及び被害者支援の輪を広げるため、出前講座の開催など、関係機関と連携した幅広い周知・啓発に取り組みます。
- ・「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に基づく取組の強化月間である 11 月に、条例の周知・啓発等を実施することにより、被害者等への支援及び被害防止に対する県民の理解促進や、性暴力の根絶に向けた気運醸成を図ります。
- ・女性相談支援センターにおいて、引き続き女性相談支援員への研修会の開催や専門的な相談支援を実施します。また、DV が起こらない社会の形成のために、インターネット広告を活用した啓発等に取り組むほか、市町や団体等の多様な主体との連携・協働による支援の充実に向け、「三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の開催や女性支援コーディネーターによる取組を推進します。
- ・困難な問題を抱える女性が気軽に相談できるよう、新たに LINE 相談窓口を設置するとともに SNS を活用して相談窓口の周知に取り組みます。また、支援が必要な人に一時的な居場所を提供するなど、支援の充実を図ります。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する県民の皆さんの理解や行動が広がるよう、ワークショップ等の開催を通じた啓発を進めます。
- ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づき、性の多様性を認め合う環境づくりを進めるため、企業の実践支援、性の多様性の悩みについて対応するための電話・SNS相談や交流会の実施、パートナーシップ宣誓制度の利用先の拡充に取り組みます。

施策 12-3 多文化共生の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・「三重県多文化共生推進計画(令和6～8年度)」に基づき、「多文化共生推進会議」等を開催し、有識者や外国人住民、支援団体等から聴取した意見をふまえ、相互理解の促進や日本語教育の推進など多文化共生社会づくりに取り組んでいます。
- ・1月の多文化共生に係る啓発月間において、日本人住民と外国人住民が互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていけるよう、啓発イベントを実施します。
- ・国際交流員4名(オーストラリア、ブラジル、中国、ベトナム)が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた出前講座や、「やさしい日本語」の普及活動を行っています(出前講座：10回、やさしい日本語講座：2回(8月末現在))。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・増加する県内の外国人住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、生活上必要となる基本的な情報を県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しています。
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しています。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員の資質向上のためのケース検討会を実施するなど、相談体制の充実を図っています(一般相談：973件、専門相談：34件(8月末現在))。
- ・災害等の緊急時においても外国人住民への支援が行き届くよう、市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修やフォローアップ研修、外国人住民の避難所への受入訓練等を実施しています。
- ・日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、機会を捉えて関係団体等への参加を呼び掛けるとともに、外国人住民の支援に役立つ情報について、随時共有を行っています(連携団体数(累計)：121団体(8月末現在))。
- ・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施しています。また、市町等への支援を強化するため地域日本語教育コーディネーターを養成するとともに、企業による従業員への日本語学習の機会提供が進むよう、企業への啓発や支援を行っています(日本語教室18市町45教室(8月末現在))。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）						①	
—	59 団体	86 団体	108 団体	125 団体	—	137 団体	—
9 団体	62 団体	86 団体	109 団体	—	—	—	—
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組						②	
—	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	—	相談窓口 の充実	—
相談窓口 の確保	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方	
基本事業名	
・令和8年度以降に残された課題と対応	
① 多文化共生社会づくりへの参画促進 ・有識者や関係機関で構成する三重県多文化共生推進会議等を開催し、意見交換した結果を関係部局等とも共有しながら、多文化共生施策に取り組みます。また、多文化共生を計画的かつ総合的に推進するため、三重県多文化共生推進計画を改定します。 ・「日本人住民と外国人住民が互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていく」多文化共生意識の醸成を図るための啓発イベント等に取り組みます。 ・児童生徒等が文化の違いを学び、相互理解を深められるよう、国際交流員による多文化共生に関する「出前講座」や、「やさしい日本語」の普及活動を行います。	
② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり ・外国人住民が安全に安心して暮らすことができるよう、県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）の掲載言語を増やし、外国人住民が必要とする行政や生活、防災等に関する情報を適切に提供します。 ・「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）においては、外国人住民の増加に伴い相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることから、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化に加え、県内の就労外国人からの雇用・労働に係る専門相談ができる機会を設け、みえこの相談体制の充実を図ります。 ・外国人住民が、災害等の緊急時において、共助の担い手（支援する側）として活動してもらえるよう、外国人防災リーダー育成研修や避難所運営訓練を実施します。 ・日本語教育体制の整備を一体的に推進するため、学習者・学習支援者・企業・自治体等からの日本語教育に関する一元的相談対応、日本語教室の支援等を行うプラットフォームとして「みえ地域日本語教育支援センター（仮称）」の設置について検討を進めます。 ・外国人コミュニティに県が発信する生活情報等を届けるなど、地域とのコミュニケーションの橋渡し役を担う「外国人地域サポーター」制度を構築します。	

施策 13-1 地域福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

高齢者、障がい者、子育て家庭、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が、自らの属性や抱えている課題に関わらず、質の高い福祉サービスや必要な支援を適切に受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が連携し、地域社会全体で支え合う体制づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

・市町における包括的な支援体制の整備が進むよう、社会生活面で困難を抱えた方を社会につなげる「リンクワーカー」の取組も参考にしながら、市町職員などの専門性を高め、地域が抱える課題の解決につなげるための研修を実施します。また、体制の整備が十分に進んでいない市町に対して、新たにアドバイザーを派遣する事業を始めています。

・令和7年12月の民生委員・児童委員一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の活動を補佐・支援する協力員を設置するなど独自に取組を進める市町への支援を行うとともに、制度や活動内容に関する県民の理解が深まるよう、パンフレットや動画等を活用し、情報発信に取り組んでいます。また、民生委員・児童委員の意見をふまえ、理解しやすい活動の手引きの作成や、効果的な新任研修を実施していきます。

・災害時における要配慮者に対する福祉支援の提供に向けて、三重県DWATの体制強化や広域受援体制の充実を図るとともに、市町による広域も含めた福祉避難所の確保・運営の取組を支援しています。また、災害時においても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の実効性の向上を促進していきます。

・オンラインの活用や動画配信での法人研修なども組み合わせながら、実地を基本とした指導監査等を実施しています。また、不適切保育や施設利用者への虐待など社会的な状況に対応した重点的な監査を行うため、税理士や社会保険労務士等の専門家を活用することで社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組んでいます。

② 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

・ひきこもり支援に関する講演会の開催やリーフレットの作成、SNSでの発信等により、県民への理解促進や支援機関の周知を図っています。また、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、令和7年6月に「ひきこもりピアサポートセンターみえ」を開設するとともに、居場所や家族会等の支援について、広域的な支援体制づくりを試行的に実施するなど、ひきこもり支援の充実に向けた取組を進めています。

・ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、「三重県こころの健康センター」において、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組んでいます。

・地域社会における再犯防止の取組を円滑に進めるため、国や市町、関係機関が参画する会議を開催するとともに、犯罪に至った者が地域社会において安定した生活を送ることができるよう、就労や職場への定着支援や、福祉サービスの利用支援を実施しています。

・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進しています。夜間休日の電話相談を引き続き実施するとともに、若者の自殺予防のため、SNS相談を拡充して実施しています。また、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校に派遣するなど、関係者と連携し自殺予防に取り組んでいます。

③ 生活困窮者の生活保障と自立支援 ・物価高騰等の影響が長引く中、三重県生活相談支援センターに寄せられる生活に困窮する人からの相談に対して、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(家計改善支援事業や住居確保給付金などの利用可能な支援サービスの実施等)に取り組んでいます。 ・生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組んでいます。							
④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・障がい者、高齢者や妊産婦などで、歩行が困難な人の外出を支援するため、「おもいやり駐車場」の利用証を必要とする方々に交付するとともに、さまざまな主体と連携して学校出前授業を実施する等「おもいやり駐車場」制度の普及啓発に取り組んでいます。 ・配慮や援助を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を作成し、必要とする方々に配布しています。また、学校出前授業やポスター・チラシの掲示・配布に加え、HP上で啓発活動の優良事例の紹介等を行い、「ヘルプマーク」の普及啓発に取り組んでいます。 ・誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅の段差解消やバリアフリートイレの設置、IC カードシステムの導入を支援するなど駅のバリアフリー化に取り組んでいます。また、令和4年度から UD タクシー購入に係る県独自の補助を実施し、UD タクシーの導入を促進しています。							
⑤ 戦没者遺族等の支援 ・県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰霊式等を通じて、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していきます。また、戦後 80 年を迎えるにあたり、遺族会の取組に対する支援を行うとともに沖縄「三重の塔」の苑内環境整備に取り組んでいます。							

2. KPI (重要業績評価指標) の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の評価
多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数						①	
—	13 市町	17 市町	21 市町	25 市町	—	29 市町	—
9 市町	13 市町	14 市町	15 市町	—	—	—	—
アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ)						②③	
—	200 件	225 件	250 件	275 件	—	300 件	—
169 件	237 件	272 件	486 件	—	—	—	—
UDタクシーの導入率						④	
—	12%	16%	21%	25%	—	29%	—
7 % (2 年度)	7.7% (3 年度)	8.7% (4 年度)	12.5% (5 年度)	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

- ・地域共生社会の実現に向けて、市町における包括的な支援体制の整備が一層進むよう、「リンクワーカー」の取組も参考にしながら、社会的処方考えも取り入れた研修の拡充や、市町へのアドバイザー派遣に取り組みます。また、市町が行う先進性や有効性の高い取組を支援するとともに、県内市町に広く展開するよう取り組みます。
- ・孤独・孤立対策を推進するため、支援に携わる官民の関係機関が、相互に連携、協働する体制を構築するとともに、孤独・孤立を抱える当事者等が参加するシンポジウム・交流イベントを開催します。
- ・引き続き、民生委員・児童委員の認知度向上を図るとともに、活動環境の整備など独自の取組を進める市町への支援や、市町と連携した負担軽減の取組検討を通じて、「なり手」確保に取り組みます。
- ・災害時における要配慮者に対する福祉支援の提供に向けて、三重県DWATの体制強化や広域受援体制の充実を図るとともに、市町による広域も含めた福祉避難所の確保・運営の取組を支援します。また、災害時においても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の実効性の向上を促進します。加えて、災害救助法の一部改正等をふまえ、災害時の福祉支援体制のあり方について、検討を進めます。
- ・動画配信による法人研修や集団指導を行うとともに、オンラインも活用しながら柔軟で効果的な指導監査等を実施していきます。また、不適切保育や施設利用者への虐待など社会的な状況に対応した重点的な監査を行うため、引き続き税理士や社会保険労務士等の専門家を活用することで社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

② 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

- ・支援窓口の周知やひきこもりについての理解促進のため、さまざまな広報媒体を活用した戦略的な普及啓発に取り組みます。また、ひきこもり支援の充実に向けてひきこもり当事者同士がつながりを持てる場を提供するとともに、支援体制を新たに整備する市町に対する財政的支援等に引き続き取り組みます。
- ・引き続き、ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、「三重県こころの健康センター」において、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組みます。
- ・犯罪や非行に至った者が孤立することなく、円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送ることができるよう、引き続き、国や市町、関係団体等と連携し、地域に応じた再犯防止施策を実施するとともに、福祉サービスの利用支援等に取り組みます。
- ・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進します。夜間休日の電話相談と若者の自殺予防のため拡充した SNS 相談を引き続き実施します。また、こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、学校に派遣するなど、関係者と連携し自殺予防に取り組みます。

③ 生活困窮者の生活保障と自立支援

- ・多様で複雑な課題を有する生活困窮者の自立の促進に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住まいに関する相談対応をはじめとした各種事業等を効果的に実施するなど、相談者一人ひとりの実情に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・引き続き、生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、被保護者の状況に応じ、就労や健康、生活面等の自立に向けた支援に取り組みます。

④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・「おもいやり駐車場」について、さまざまな主体と連携して普及啓発に取り組むとともに、実際の利用者等の意見を聴きながら運用の改善を図るなど、障がい者、高齢者や妊産婦などで、歩行が困難な人の外出を支援します。
- ・「ヘルプマーク」について、必要とする方々への配布に加えて、学校出前授業やチラシ・ポスターの配布・掲示等による普及啓発に取り組むことで、県民の皆さんのおもいやりのある行動につながるよう、意識醸成に努めていきます。
- ・誰もが安全で自由に移動できるまちづくりを進めるため、引き続き、鉄道駅のバリアフリー化（段差解消、バリアフリースイレの設置、ICカードシステムの導入）の支援等に取り組みます。また、UD タクシーの導入を促進するため、UDタクシー購入に対する補助を継続します。

⑤ 戦没者遺族等の支援

- ・遺族等の高齢化が進む中、戦争の記憶を風化させないよう、県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰霊式等を通じて、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していきます。また、平和の語り部活動などの地域における平和継承の取組を促進するため、市町やご遺族とともに県内外の取組を学ぶ機会の充実に取り組めます。

施策 13-2 障がい者福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・地域により障害福祉サービスの整備状況に格差があるとともに、重度障がい児・者の地域生活を支援するサービスが不足していることから、グループホームなどの居住の場や重度障がい児・者を対象とした日中活動の場の整備を促進しています。また、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度～2026年度-」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組んでいます。
- ・物価高騰の影響等により厳しい経営状況が続く中、工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援するため、福祉事業所の経営改善に向けた研修会や専門家の派遣に取り組むとともに、共同受注窓口みえの取組を支援しています。また、福祉事業所等からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援にも取り組んでいます。
- ・「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者等からの相談支援、事業所の支援者等への支援、人材育成等を実施するとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援するなど、地域での受け皿の整備を進めています。また、医療的ケア児・者の既存事業所における受入体制を整備するため、医療機器等の購入を支援しています。
- ・福祉事業所職員の人材育成と資質の向上を図るため、サービス管理責任者等研修や障害者ピアサポート研修を実施しています。また、高次脳機能障がい者への支援を充実するため、新たに高次脳機能障害支援者養成研修を実施しています。
- ・福祉事業所職員の人材確保に向けて、職員の処遇改善等に対する支援に取り組んでいます。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町が行う身近な相談支援と連携し、障がい者の相談支援体制の整備を進めています。
- ・障がい者施設等における強度行動障がいによる対応が難しい事案について、高い専門性を有する「広域的支援人材」が施設等を訪問し、職員とともに適切なアセスメントや効果的な支援方法の検討・実施を行っています。あわせて、強度行動障がいを有する障がい児・者へ適切に支援できる人材を育成し、虐待の未然防止を図るとともに、利用者の安定した生活の確保や職員の負担軽減に取り組んでいます。
- ・市町と連携して相談支援専門員を対象とした研修を実施することで、地域で相談支援を担う人材の育成と資質の向上を図っています。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向け、農林水産事業者や福祉事業所等のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を設置し、その活動を支援しています。また、農業ジョブトレーナー(9月、2回)や農福連携技術支援者(11月、2回予定)の研修を実施するなど、農業と福祉をつなぐ人材の育成や活動支援に取り組んでいます。

- ・農林水福連携の認知度向上を図るため、農林水福連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、生産された農産物やその加工品等の利用を促進しています。
- ・農業では、農福連携のさらなる拡大に向け、県内各地域での新たな農福連携の拠点づくりの取組を支援しています。また、農福連携により生産された農産物等の品質向上等を図るため、農業経験の少ない福祉事業者を対象に、栽培指導者等の専門家派遣を通じた支援に取り組んでいます。
- ・林業では、労働力の確保や障がい者の就労を促進するため、コーディネーターを確保・育成するとともに、コーディネーターの活動を支援し林業事業者等と社会福祉施設のマッチングに取り組んでいます。
- ・水産業では、障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、水産関係者と福祉関係者のマッチングに取り組む人材の活動を支援するとともに、マッチングを円滑に行うための水福連携作業マニュアル動画の作成とその動画を活用した福祉関係者への働きかけに取り組んでいます。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図るため、精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、地域住民が精神疾患に関する正しい知識と理解を持てるよう心のサポーターの養成に取り組んでいます。
- ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心として早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組んでいます。また、ギャンブル等依存症の対策については、当事者及びその家族が適切な支援を受け、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会をめざし、次期「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に取り組んでいます。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・法的義務となった合理的配慮の提供について、事業者をはじめ、県民の理解が深まるよう、引き続き事業者等を対象とした訪問による普及啓発を行っています。あわせて、障がいを理由とした差別の解消のための相談事例等の検証を進めます。
- ・障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して改善に向けた指導を行っています。
- ・「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や、手話通訳者の養成および派遣等の聴覚障がい者の情報保障に取り組むなど、手話が広く利用される共生社会の実現に向けた手話施策を推進しています。
- ・障がい者が持つ個性や能力を発揮し、生きがいを実感できる共生社会づくりのため、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、「三重県障がい者芸術文化祭」の開催に取り組むとともに、受賞作品や県内アーティストによる作品の巡回展示等を開催しています。また、専門人材を活用した相談支援等により、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等の取組を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	評価
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						①	
—	2,040 人	2,150 人	2,260 人	2,370 人	—	2,480 人	—
1,943 人	2,159 人	2,385 人	2,644 人	—	—	—	—
就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率						①②	
—	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	—	82.0%	—
77.7%	83.6%	80.3%	88.4%	—	—	—	—
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数(累計)						①	
—	183 人	213 人	240 人	270 人	—	300 人	—
153 人	174 人	210 人	244 人	—	—	—	—
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数						③	
—	76 人	76 人	76 人	76 人	—	76 人	—
49 人	83 人 農 56 人 林 15 人 水 12 人	90 人 農 53 人 林 19 人 水 18 人	94 人 農 56 人 林 11 人 水 27 人	—	—	—	—
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数						⑤	
—	11 件	15 件	19 件	23 件	—	27 件	—
7 件	11 件	13 件	14 件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実 ・「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の計画期間が最終年度を迎えることから、本県の現状と障がい者を取り巻く環境変化をふまえ、次期プランの策定に取り組みます。 ・地域における障害福祉サービスの整備状況や重度障がい児・者など障がい特性への対応状況を考慮し、引き続き、地域で必要な障害福祉サービス事業所の整備を促進します。 ・障がい者の工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援する必要があるため、障がい福祉サービス事業所の経営改善に向けた支援を実施するとともに、共同受注窓口みえの取組を支援します。また、障がい福祉サービス事業所からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援にも取り組みます。 ・医療的ケア児・者やその家族が地域で安心して生活できるよう、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者等からの相談支援、事業所の支援者等への支援、人材育成等に取り組むとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援するなど、地域での受け皿の整備を進めます。

・福祉事業所職員の人材育成と資質の向上を図るため、サービス管理責任者等研修などを実施するとともに、研修のニーズをふまえて研修機会の拡充に取り組みます。
② 障がい者の相談支援体制の強化 ・引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町が行う身近な相談支援と連携し、障がい者の相談支援体制の整備を進めます。 ・運営が硬直的になるおそれのある障害者支援施設に、外部専門家の視点を、年間を通して定期的に取り入れるることにより、事業運営の透明性や支援の質の確保を図ります。 ・個々の障がい者に応じたさらなる支援力の強化を図るため、事業所が、重度の強度行動障がいを持つ児・者を受け入れて適切にサービス提供・アセスメントを実施できるよう支援を行います。 ・相談支援の質の向上を図るため、市町と連携し、相談支援専門員を対象とした研修の実施や地域で相談支援を担う人材の育成等に取り組みます。
③ 農林水産業と福祉との連携の促進 ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向け、農林水産事業者や福祉事業所等のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を引き続き設置し、その活動を支援するとともに、農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった農業と福祉をつなぐ人材の育成や活動支援に取り組みます。 ・農林水産連携の認知度向上を図るため、引き続き農林水産連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、生産された農産物やその加工品等の利用を促進します。 ・農業では、農福連携のさらなる拡大に向け、引き続き県内各地域での新たな農福連携の拠点づくりの取組を支援します。また、農業経験の少ない福祉事業者に対して、農産物の品質向上等を図るため、栽培指導者等の専門家派遣を通じた支援に取り組みます。 ・林業では、労働力の確保や障がい者の就労を促進するため、コーディネーターを確保・育成するとともに、コーディネーターの活動を支援し林業事業者等と社会福祉施設のマッチングに取り組む必要があります。 ・水産業では、県内水産業における障がい者の就労機会をさらに拡大するため、水産関係者と福祉関係者の円滑なマッチングや、福祉関係者への具体的な水産連携作業の周知が必要です。そのため、引き続きマッチングに取り組む人材の活動を支援するとともに、水産連携作業を解説するマニュアル動画を作成し、その動画を活用した福祉関係者への働きかけに取り組みます。
④ 精神障がい者の保健医療の確保 ・精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図るため、精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、地域住民が精神疾患に関する正しい知識と理解を持てるよう心のサポーターの養成に取り組みます。 ・次期「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心として早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みます。また、アルコール依存症の対策については、当事者およびその家族が適切な支援を受け、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会をめざし、次期「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を策定します。
⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進 ・障がいを理由とした差別解消のための相談対応や合理的配慮の提供に関する事業者等への訪問による普及啓発などに取り組むとともに、相談事例等の検証を進めます。 ・引き続き、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して定期的なモニタリングを行うなど改善に向けた指導を行います。 ・令和7年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行され、手話への関心が高まる機会を契機に、手話がより広く利用される共生社会の実現に向けて、「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や手話通訳者の養成・派遣などに取り組むとともに、最終年度を迎える現行計画の改定に取り組みます。

・「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、多様な芸術文化活動にふれる機会や発表機会を提供するとともに、専門人材を活用した相談支援等により、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等の取組を進めます。

施策 14-1 未来の礎となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 確かな学力の育成

- ・各市町における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むよう、各市町教育委員会と市町や学校が注力する取組内容について協議を行っています。
- ・若手教員等の授業力の一層の向上に向け、モデル校を指定し(8市町32校)、授業力向上アドバイザーが若手教員等の授業について継続的、重点的な指導・助言を行っています。あわせて、若手教員同士が授業を参観したり、日頃の実践や悩みを交流したりする研修会を開催し、若手教員の意欲の向上を図っています。
- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を64校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を行っています。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組んでいます。
- ・各学校において授業改善の取組が一層充実するよう、市町教育委員会を通じて要請のあった小中学校等へ県の指導主事を派遣し、授業改善の取組を支援、各学校の要望に応じた指導・助言を行っています。
- ・令和7年度第2回みえスタディ・チェックでは、学習指導要領の趣旨をふまえて、授業改善の成果や、児童生徒の学力定着の状況をより的確に把握できるよう、内容の一層の充実を図っています。
- ・学習習慣の確立に向け、モデル校を指定し(2校)、学習習慣の確立について専門的知見を有する大学教授等を招聘し、指導・助言を得ながら、学ぶ意義や家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について学び、実践し、振り返る取組を行っています。あわせて、県内の小・中学校教職員を対象に、取組状況を周知する研修会を開催する予定です。
- ・少人数学級の取組として、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、小学校において、引き続き本県独自に1、2年生での30人学級(下限25人)を実施しています。また、中学校において、本県独自の取組として新たに国を先取りして1年生での35人学級(下限撤廃)、2年生での35人学級(下限25人)を実施しています。さらに、国に対して、中学校の全学年における35人学級の推進を要望しています。

② 豊かな心の育成

- ・児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、経験や職種に応じた実践力が高められるよう法定・必修研修を実施しています。また、県内の好事例をふまえて受講者同士で協議をする研修を実施し、各校での実践につながるよう取組を進めました。モデル校支援事業においては、学校単位であったモデル校を、中学校区、地域等、広域での支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援を進めることで、教職員の資質・能力の向上に取り組んでいます。
- ・命を大切にする心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議(5月15日開催:64名参加、8月20日開催:99名参加)や、市町教育委員会や学校が開催する研修会等への道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施

しています。

- ・令和6年に発足した、家庭や学校、地域、企業などが読書活動の推進について連携し、協働する緩やかなネットワークである「本よもうねっとMIE」の会員数は8月末時点で494名となり、企業会員によるブックドライブ(読み終えた本を団体や施設へ寄贈する)といった取組をコーディネートするなど、家庭、地域、学校、企業などが協働し、読書環境を整備する活動を推進しています。また、好きな本の一言コメントやさし絵を募集する「わたしの好きな本大賞」を実施し、「本よもうねっとMIE1周年イベント」で表彰することにより、読書を通じた交流機会を創出します。
- ・児童生徒が生涯にわたって自発的に読書する習慣を身に付けられるよう学校図書館の工夫を1市で推進し、その成果について小中学校図書館関係者を対象にした研修会で横展開します。また、限られた時間の中で少しでも読書に親しむことができるよう、県立学校の生徒たちが読んだ本のコメントをデータとして蓄積する「三重の高校生推し本データベース」の利用校の拡大を進めるとともに、県立図書館と連携し、県立学校で電子書籍が利活用できるよう整備しています。
- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣の支援を行い、10月にはみえ高文祭を開催しています。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図っています。
- ・県内全域での中学校文化部活動の地域展開等を推進するため、国事業を活用し、文化部活動の地域展開の実証事業を行うとともに、市町を対象とした会議の開催や市町支援を通じて、地域展開等に向けた優良事例や課題を共有しています。また、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減のため、文化部活動指導員の増員を進めています。(R7:実証事業2市、文化部活動指導員35人)

③ 健やかな身体の育成

- ・体育指導を充実させるための非常勤講師を配置する小学校等を対象に研修会を開催するとともに、新たな体力向上の取組である「体力向上トライアル運動」を実施し、その成果・課題を県内で共有することで、1学校1運動の活性化を図っています。また、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加といった生活習慣の課題改善や希望校へのアスリートの派遣、ICTを効果的に活用した体育の授業等の取組を進めています。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校へ部活動指導員を配置するとともに、高等学校への運動部活動サポーターの派遣を進めています。
- ・中学校部活動の地域展開等を推進するため、合同部活動や拠点型部活動など、国の実証事業の対象とならない取組を行う市町に対し、指導者の配置等の支援をするほか、地域展開等の課題解決に向けた取組を進めています。
- ・熱中症事故防止のため、暑さ指数(WBGT)に基づいた対応を徹底するとともに、各学校における熱中症事故防止の好事例の共有を行っています。さらに、児童生徒が適切な熱中症予防の行動がとれるよう、各学校の熱中症ガイドラインの徹底や、自校の取組を保護者に発信、共有するなど、学校、生徒、保護者が一体となった取組を進めています。また、各種大会において、事故のない大会になるよう、運営の改善に取り組んでいます。
- ・落雷事故防止については、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報や雷ナウキャストを活用することを周知するとともに、危機管理マニュアル等を参照し、各学校において児童生徒が安全な行動をとれるように取り組んでいます。
- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「子どものメンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進しています。12歳児の一人平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進め、歯と口の健康づくりに取り組んでいます。
- ・子どもたちの健康課題が多様化・複雑化し、養護教諭の果たす役割が重要となっていることから、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、さらなる支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭の学校への派遣を進めています。
- ・1月に開催する市町担当者会等の機会を活用し、学校給食における地場産物の使用実績や課題を市町教育委員会と情報共有するとともに、学校給食会が主催する学校給食物資委員会で、学校給食での使用に向けた課題等を事業者にフィードバックし、改善点を提案することにより、地場産物の利用増につなげています。特別支援学校の食育において、体験的な学習、地域

の生産者等による出前授業等の取組を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合						①	
—	小学生 78.9% 中学生 84.6%	小学生 79.6% 中学生 85.3%	小学生 80.3% 中学生 86.0%	小学生 81.0% 中学生 86.7%	—	小学生 81.7% 中学生 87.4%	—
小学生 78.2% 中学生 83.9%	小学生 77.6% 中学生 83.1%	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 81.3% 中学生 82.4%	—	—	—	—
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合						①②③	
—	小学生 76.8% 中学生 78.0%	小学生 77.6% 中学生 78.5%	小学生 78.4% 中学生 79.0%	小学生 79.2% 中学生 79.5%	—	小学生 80.0% 中学生 80.0%	—
小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 77.9% 中学生 79.7%	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 82.4% 中学生 83.7%	—	—	—	—
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合						③	
—	小学生 39.2% 中学生 77.4%	小学生 40.4% 中学生 77.6%	小学生 41.6% 中学生 77.8%	小学生 42.8% 中学生 78.0%	—	小学生 44.1% 中学生 78.2%	—
小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 39.3% 中学生 75.9%	小学生 37.8% 中学生 72.7%	小学生 38.8% 中学生 72.9%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名
・令和8年度以降に残された課題と対応

① 確かな学力の育成

- ・各学校における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むよう、市町や学校が注力する取組の進捗状況について継続的かつ定期的に協議を行い、活性化を図ります。
- ・若手教員等の授業力の一層の向上に向け、授業力向上アドバイザーがモデル校を月1回程度訪問し、若手教員等の授業について指導・助言を行います。加えて、モデル校を複数のグループに分け、互いに提案授業を行い、協議する研修会を引き続き実施し、学校の垣根を越えて学び合う機会を設けます。
- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を通じて指導体制や指導方法を工夫する授業実践の取組の活性化を図ります。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みます。
- ・みえスタディ・チェックをCBTで実施するにあたり、学校が円滑に実施できるよう、これまでの課

題をふまえて、より使いやすいシステムを構築します。

- ・各学校において授業改善の取組が一層充実するよう、市町教育委員会を通じて要請のあった小中学校等へ県の指導主事を派遣し、指導・助言を行います。
- ・学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を県内小中学校等に派遣します。あわせて、モデル校で構築した学習習慣の確立についての取組の好事例を県内に水平展開します。
- ・少人数学級の取組として、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、引き続き本県独自の取組として小学校1、2年生での30人学級(下限25人)、中学校1年生での35人学級、2年生での35人学級(下限25人)を実施するとともに、国の動向をふまえ、さらなる推進に向けて検討します。引き続き、国に対して、中学校全学年における35人学級の着実な推進を要望します。

② 豊かな心の育成

- ・児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、経験や職種に応じた実践力が高められるよう法定・必修研修や専門研修を実施します。モデル校支援事業においては、モデル校等への効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援等を引き続き実施し、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ・命を大切にする心や、他者への思いやりを育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、市町教育委員会や学校が開催する研修会等への道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修に取り組みます。
- ・第五次三重県子ども読書活動推進計画「本よもうねっとプラン」に基づき、読書に関する取組を推進します。なかでも、子どもをはじめ多くの県民に読書のすばらしさを感じてもらえるよう、家庭や学校、地域、企業などが読書活動の推進について連携し、協働する緩やかなネットワークである「本よもうねっとMIE」を拡大することで、多様な主体による読書活動に関する環境づくりに向けた取組をより一層進めていきます。
- ・県立学校において、読書に関心のない児童生徒に気軽に学校図書館に訪れてもらい、本を借りて読んでもらうことを目的として、児童生徒自らが企画立案した取組を支援します。
- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣および作品出典の支援を行います。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。
- ・県内全域での中学校文化部活動の地域展開等を推進するため、国事業を活用し、市町が行う文化部活動の地域展開の取組に対し財政支援を行うとともに、市町を対象とした会議の開催や市町支援を通じて、地域展開等に向けた優良事例や課題を共有します。また、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減のため、文化部活動指導員の増員を進めていきます。

③ 健やかな身体の育成

- ・体育指導を充実させるための非常勤講師を配置する小学校等を対象に研修会を開催するとともに、体力向上の取組である「体力向上トライアル運動」を実施し、その成果・課題を県内で共有することで、1学校1運動の活性化を図ります。また、引き続き、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加といった生活習慣の課題改善や希望校へのアスリートの派遣、ICTを効果的に活用した体育の授業等の取組を進めます。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、引き続き中学校・高等学校へ部活動指導員を配置するとともに、高等学校へ運動部活動サポーターの派遣を進めます。
- ・中学校部活動の地域展開等を推進するため、合同部活動や拠点型部活動など、国事業の対象とならない取組を行う市町に対し、指導者の配置等の支援をするほか、地域展開等の課題解決に向けた取組を進めます。
- ・熱中症事故防止のため、引き続き、暑さ指数(WBGT)に基づいた対応を徹底するとともに、各学校における熱中症事故防止の好事例の共有を行います。さらに、児童生徒が適切な熱中症予防の行動がとれるよう、各学校の熱中症ガイドラインの徹底、自校の取組を保護者に発信、共有するなど、学校、生徒、保護者が一体となった取組を進めます。また、各種大会において、事故のない大会になるよう引き続き、運営の改善に取り組みます。

- ・落雷事故防止については、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報や雷ナウキャストを活用することを周知するとともに、危機管理マニュアル等を参照し、引き続き各学校において児童生徒が安全な行動をとれるように取り組みます。
- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「子どものメンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を引き続き推進します。12歳児の一人平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進め、歯と口の健康づくりに引き続き取り組みます。
- ・一層複雑化・多様化する現代的健康課題への対応により養護教諭に求められる役割も変容・増大していることから、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、さらなる支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭の学校への派遣を進めます。
- ・地場産物の学校給食活用と実践的食育学習を一体的に実施するにあたり、JA三重中央会や単位農協のネットワークを活用し、生産者紹介から学習活動の展開、給食での実践、発信活動までを包括的に支援します。また、県農林水産部と連携しながら、市町担当者会や学校給食物資委員会等の機会をとらえ、学校給食における地場産物の使用実績や課題を市町教育委員会と情報共有するとともに、学校給食での使用に向けた課題等を事業者フィードバックし、改善点を提案することにより、地場産物の利用増につなげていきます。

施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をととして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」の活用を含め、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進しています。
- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科および総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等の専門人材11人を配置し、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行っています。
- ・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)において、生徒が学びと将来の夢とのつながりを意識して、卒業後の進路や将来を設計できる能力を身につけられるよう、キャリア学習支援員との連携を進め、進路指導も含めたキャリア学習を実施しています。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、関係機関と連携しながら、実習等の機会の充実に取り組んでいます。
- ・進学希望者が多い普通科で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深める契機となるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展(7月から10月にかけて3校で実施)を開催するとともに、生徒が県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や、企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究学習を推進しています。

② グローカル教育の推進

- ・高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、企業等との協働も取り入れながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流等をととして生徒の国際的視野を広げるとともに、英語の授業等でAIを効果的に活用した授業モデルの構築や、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組んでいます。
- ・小中学生の英語のコミュニケーション能力を育成するため、教員の指導力向上を図る研修会を開催し、効果的な授業例の共有を行っています。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテストや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業を実施しています。
- ・地域企業と連携した郷土教育・キャリア教育について、県内の3市で取組を進めるとともに、実践校の研究発表会を令和8年2月に開催し、その成果を県内に普及させます。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・多様な考え方を持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習に取り組んでいます。

- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を育むため、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を実施しています。また、スーパーサイエンスハイスクール指定校6校の課題研究や普通科高校等の探究的な学習の成果発表の場である「みえ探究フォーラム」を2月に実施します。
- ・将来社会に出る生徒が、外国人労働者をはじめ価値観の異なる多様な人々と職場等で協働しリーダーシップを発揮できるよう、高校生20名が8月に外国人労働者を雇用している県内企業やベトナムを訪問し、そこで働く従業員との意見交換等をととして、多文化共生社会で活躍できる人材の育成をめざす研修を実施しました。
- ・デジタル等成長分野を支える人材を育成するため、DXハイスクール指定校18校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びに取り組んでいます。
- ・マイスター・ハイスクール事業指定校である福祉系高校4校において、福祉関係団体等と連携した専門的な実習や学習活動を推進し、福祉教育の充実や福祉・介護の専門人材の育成に取り組んでいます。
- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、高校3校において、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高める実践研究に取り組んでいます。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むため、公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の学校現場への提供や、指導計画の作成に係る指導・助言を行っています。
- ・高校生が平和の大切さや命の尊さを実感し継承していくため、有識者による戦争と平和に関する講演や大学生を交えた意見交換、イスラエルやパレスチナの同世代の学生等との交流を通じて、平和について考えや理解を深めるワークショップを8月に3回実施し、16校から高校生のべ127名が参加しました。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校5校にて実践的な学習を推進し、モデル校が連携しながら校内外における生徒の自主的な活動の充実に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 94.1% 中学生 94.8% 高校生 75.1%	小学生 95.5% 中学生 96.1% 高校生 77.1%	小学生 97.0% 中学生 97.4% 高校生 79.1%	小学生 98.5% 中学生 98.7% 高校生 81.1%	—	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	—
小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 90.9% 中学生 90.5% 高校生 70.8%	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	小学生 91.0% 中学生 91.7% 高校生 73.5%	—	—	—	—

学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている 高校生の割合						①	
—	65.0%	73.8%	91.9%	96.0%	—	100%	—
—	83.7%	82.8%	82.3%	—	—	—	—
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子 どもたちの人数						②	
—	中学生 850人 高校生 220人	中学生 1,040人 高校生 240人	中学生 1,230人 高校生 260人	中学生 2,200人 高校生 280人	—	中学生 2,250人 高校生 300人	—
中学生 684人 高校生 203人	中学生 1,321人 高校生 224人	中学生 898人 高校生 245人	中学生 2,191人 高校生 273人	—	—	—	—
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合						③	
—	79.8%	80.8%	81.8%	82.8%	—	83.8%	—
78.8%	76.9%	76.0%	79.4%	—	—	—	—
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任 を果たそうと考える高校生の割合						④	
—	70.1%	72.5%	74.9%	77.3%	—	79.7%	—
67.7%	65.0%	63.9%	69.7%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① キャリア教育の推進

・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」の活用を含め、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進します。

・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科および総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等を引き続き配置し、働くことや自己の適性への理解を深めることができるよう、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行います。

・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)において、生徒が学びと将来の夢とのつながりを意識して、卒業後の進路や将来を設計できる能力を身につけられるよう、キャリア学習支援員を活用したキャリア教育を推進します。

・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、実習等の機会の充実に取り組みます。

・女子生徒が理系分野に興味を持ち、進路選択の幅を広げることができるよう、女子中高生を対象に、研究機関や企業等を訪問する機会を創出するとともに、女性研究者による講演会等を開催します。また、女子生徒による小学生向けの科学実験講座を開催します。

② グローカル教育の推進

- ・高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、企業等の支援を得ながら、海外留学や海外インターンシップを行うとともに、姉妹校提携による学校間交流やAIを効果的に活用した英語の授業、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組めます。
- ・小中学生の英語のコミュニケーション能力を育成するため、引き続き教員の指導力向上に係る研修会を開催し、効果的な授業例を共有します。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテストや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業の充実を図ります。
- ・小中学校の児童生徒が、郷土への愛着や関心を持ち、自分の生き方や進路について主体的に考え、地域で活躍することがその選択肢になるよう、モデル校による課題解決型学習の取組例の横展開を通じて、県内全体の郷土教育・キャリア教育の推進を図ります。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・多様な考えを持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習を推進します。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を育むため、スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高校等の探究的な学習の成果の発表の場である「みえ探究フォーラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を開催します。
- ・高校生が異なる文化や価値観を持つ人々と協働できる力とリーダーシップを身につけることができるよう、外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所、国際協力機関等への訪問や意見交換等の研修により、地域や国際社会で活躍する人材の育成に取り組めます。
- ・三重県誕生 150 周年を迎えるにあたり、生まれ育った三重に対する理解を深めるとともに、愛着や誇りをもって地域社会に貢献しようとする人材の育成を目的として、三重の歴史や現状を学び、未来について考察する探究的な学習を支援し、その成果を発表する機会を設けます。
- ・デジタル等成長分野を支える人材を育成するため、DXハイスクール指定校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びに引き続き取り組みます。
- ・ネクスト・マイスター・ハイスクール事業の指定校において、産業界や大学等と連携し、実社会に通用する資質・能力を身に付けるための探究的な学びや、農林水産業や福祉分野での即戦力人材を育成する取組を推進します。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むため、引き続き公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の学校現場への提供や、指導計画の作成に係る指導・助言を行います。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校を中心に実践的な学習を推進し好事例の横展開を図るとともに、校内外における生徒の自主的な活動の取組を支援します。

施策 14-3 特別支援教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用を進めています。高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、高等学校への周知を行い、同ファイルの活用を進めています。また、教職員が適切な指導・支援をできるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を実施しています。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町による導入が進むよう協議をしています。
- ・通級による指導について、定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)、全日制1校(熊野青藍高等学校紀南校舎)に加えて、全日制課程の白子高等学校においても開始しました。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があることから、通級による指導を担当する教員を対象として専門家による年間を通じた研修(年間12回実施、各回32名参加)を実施しています。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できるよう、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めています。多様な働き方支援員等を配置し、実態に応じ、テレワークや短時間就労など、多様で柔軟な働き方が可能な職場開拓を行うとともに、福祉サービスを活用したテレワークや短時間就労を推進しており、9月現在で短時間就労可能な職場を10社開拓しました。
- ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣しています。また、医療的ケア児の学習を保障し、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう、登校時に週2回程度、看護師等が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援を実施(9月時点で26名利用)しています。
- ・特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむことができるよう、引き続き障がい者スポーツの取組を進めています。
- ・老朽化対策、安全対策および施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進めています。盲学校および聾学校は、城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、木材調達等を行いながら建築工事を行っています。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築工事に着手します。西日野にじ学園の狭隘化解消等のため、校舎増築などの実現の可能性について検討しています。
- ・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できるよう、各校の児童生徒数の増加をふまえ、スクールバスの増車(3台)に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率						①②	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
100%	100%	100%	100%	—	—	—	—
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数						②	
—	600 回	700 回	800 回	900 回	—	1,000 回	—
524 回	756 回	846 回	900 回	—	—	—	—
通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計)						①	
—	30 人	60 人	110 人	130 人	—	150 人	—
0 人	50 人	93 人	121 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方	
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応	
① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進 ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用をさらに進めます。高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、高等学校へのさらなる周知を行い、同ファイルの活用を進めます。また、教職員が適切な指導・支援ができるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を引き続き実施します。 ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町と協議し、導入市町のさらなる拡大を進めます。 ・定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)、全日制2校(熊野青藍高等学校紀南校舎、白子高等学校)の通級による指導に加えて、他の高等学校においても、自己理解やコミュニケーション力向上を図る必要がある生徒が在籍していることから、通級による指導の拡充に取り組みます。 ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、小中学校や高等学校の全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があることから、通級による指導を担当する教員を対象として専門家による年間を通じた研修を実施します。 ② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進 ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。企業経験豊かなキャリア教育サポーターを活用し、職場開拓を進めます。また、雇用経済部と連携して、専門的な人材を活用し、テレワークや短時間就労など、多様で柔軟な働き方が可能な職場開拓を行います。加えて、多様な働き方支援員を配置し、子どもの実態に応じ、福祉サービスを活用したテレワークや短時間就労を推進します。 ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、引き続き担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣します。また、医療的ケア児の学習を保障し、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援の拡充に向けて引き続き取り組みます。	

- ・特別な支援を必要とする子どもの自己肯定感を育む授業実践の実現に向けて、県立特別支援学校の中からモデル校を指定し、知的障がいのある子どもを対象とした授業の改善に取り組みます。
- ・特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむことができるよう、引き続き障がい者スポーツの取組を進めます。
- ・老朽化対策、安全対策および施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進めます。盲学校および聾学校は、城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するための建築工事を行います。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築工事を行います。西日野にじ学園の狭隘化解消等のため、校舎増築などの実現可能性の検討結果をふまえた対応を行います。
- ・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できるよう、各校の児童生徒数の増加をふまえ、スクールバスの増車に取り組みます。また、使用年数の長い車両から計画的に更新を進めます。

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① いじめをなくす取組の推進

- ・命を大切にする心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議(5月15日開催:64名参加、8月20日開催:99名参加)や、市町教育委員会や学校が開催する研修会等への道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施しています。【再掲】
- ・弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校においていじめ予防授業を実施することで、児童がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育みます。
- ・いじめ防止のポータルサイトで、応援メッセージや相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行っています。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行っています。
- ・子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないよう、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントを含むソーシャルスキルに係る研修を行い、各学校での取組につなげています。また、取組事例を市町教育委員会にも共有します。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対し、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテストを開催し、応募動画を「STOP! いじめ」ポータルサイトに掲載しています。コンテストには18校の応募がありました。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的を実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知しています。
- ・多様化・複雑化するいじめの問題から子どもたちを守り、不安や悩みを抱える際の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、子どもたちが安心して相談できる体制の充実を図っています。
- ・いじめをはじめとする、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、電話相談や、多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施しています。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施しています。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めています。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について、児童生徒、教職員、保護者等が理解を深めることができるための動画教材や資料を作成する取組を進めています。
- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を小中学校6会場、高校1会場にて実施しています。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言しており、9月25日現在で10校に20回の派遣を行っています。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組んでいます。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・必修研修では、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を実施しました。専門研修では、いじめを生まない学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修を実施しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合						①	
—	60.0%	70.0%	94.0%	97.0%	—	100%	—
—	88.2%	88.5%	88.1%	—	—	—	—
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0%	小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5%	小学生 98.4% 中学生 99.0% 高校生 97.0%	小学生 99.2% 中学生 99.5% 高校生 98.5%	—	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	—
小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 96.0% 中学生 97.2% 高校生 93.0%	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 95.1% 中学生 97.4% 高校生 92.0%	—	—	—	—
いじめの認知件数に対して解消したものの割合						②③④	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
94.9% (2年度)	92.1%	96.3%	94.6%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① いじめをなくす取組の推進

- ・命を大切にする心や、他者への思いやりを育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、市町教育委員会や学校が開催する研修会等への道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修に取り組みます。【再掲】
- ・弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校においていじめ予防授業を実施することで、児童がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育みます。
- ・いじめ防止のポータルサイトで、応援メッセージや相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行います。
- ・子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないように、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントを含むソーシャルスキルに係る研修を行い、各学校での取組につなげます。また、取組事例を市町教育委員会にも共有します。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校による、「いじめ防止」をテーマにした動画を募集し、応募動画を「STOP！いじめ」ポータルサイトに掲載します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的に実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・多様化・複雑化するいじめの問題から子どもたちを守り、不安や悩みを抱える際の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、引き続き子どもたちが安心して相談できる体制の充実を図ります。
- ・いじめや教職員による性暴力、体罰等、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施していきます。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを引き続き実施します。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を引き続き運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めていきます。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・学校の対応と保護者の思いに乖離があるなど、子どもたちの育成に向けた保護者との連携がうまくいかない事案に対し、学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)や弁護士による代理対応により、学校と保護者の信頼関係を再構築するなどの学校の支援を行います。
- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を活用し、児童生徒、教職員、保護者等が「子どもアドボカシー」の理解を深める取組を進めます。
- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、引き続き弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、引き続き学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。

・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修では、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施します。専門研修では、いじめを生まない学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修の実施に向けて取り組みます。

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・学校へのスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置時間を拡充(前年比 SC:6,421 時間増、SSW:1,057 時間増)し、教育相談体制の充実に取り組んでいます。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援やカウンセリング等に取り組んでいます。
- ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて支援(9市町19校)に取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に対し、利用料の補助(9月時点で22名)を行っています。
- ・誰一人取り残さない教育の実現のため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)を、学びの多様化学校としても運営します。また、学校設置で得た知見をもとに、令和7年度末には学びの多様化学校設置の手引きをまとめ、各市町に周知する予定です。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言(9月時点で128回)を行っています。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムの作成に取り組んでいます。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やSSWとの連携方法等についてまとめの作成に取り組んでいます。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を実施しています(6月時点:1,004 回派遣)。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組に支援を行います。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒を対象に、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行っています。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナー(10月から12月にかけて3校で実施)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(6月実施、14校22名参加)を開催しています。
- ・令和7年4月に開校した県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組んでいます(9月1日時点:73人在籍)。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施しています。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規の遵守に対する意識を高めるために、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」の開催やヘルメット着用努力義務の校則への記載、教職員を対象とした交通安全講習会の実施などにより、各学校の実践につなげる取組を進めています。
- ・学校安全アドバイザーの助言のもと、実践地域の児童生徒が通学路の安全点検や安全マップづくりをしたり、高校生が小中学生に対し、交通安全および防犯に係る出前授業等を行うなどして、子どもたちが主体的に判断し、行動するための安全教育を進めています。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高等学校の教員を対象とした交通安全講習会と、中学校教員を対象とした防犯講習会の実施に向けて取り組んでいます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組んでいます。
- ・子どもの自死予防として、子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処するための動画教材を作成し、各学校に提供しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合							
①							
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	—	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	—
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2%	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5%	—	—	—	—
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合							
②							
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	—	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	—
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 82.4%	—	—	—	—

通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	100%	100%	—	100%	—
95.1%	97.0%	97.4%	96.2%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援に取り組みます。
- ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事項がある世帯に利用料の一部を補助します。
- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)を学びの多様化学校としても運営します。また、夜間中学校や学びの多様化学校の設置を希望する市町の支援に向けて取り組みます。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・保護者が気兼ねなく相談できるAIチャットを導入し、不登校の子どもの保護者支援に取り組みます。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、引き続き、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を実施します。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組に支援を行います。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒が地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及させるとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。
- ・令和7年4月に開校した県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組めます。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施します。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規の遵守に対する意識を高めるために、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」の開催やヘルメット着用努力義務の校則への記載、教職員を対象とした交通安全講習会の実施などにより、各学校の実践につなげる取組を進めていきます。
- ・学校安全アドバイザーの助言のもと、実践地域の児童生徒が通学路の安全点検や安全マップづくりをしたり、高校生が小中学生に対し、交通安全および防犯に係る出前授業等を行うなどして、子どもたちが主体的に判断し、行動するための安全教育を推進します。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高等学校の教員を対象とした交通安全講習会と、中学校教員を対象とした防犯講習会の実施に向けて取り組みます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組めます。

・子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処するための動画教材を活用し、引き続き子どもの自死予防に取り組めます。

施策 14－6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動推進員等の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進協議会等を開催しています。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組、地域学校協働活動に対して支援を行っています。
- ・県立高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き各地域で活性化協議会を開催し、地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めています。なお、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域では、令和10年度に想定される学級減への具体的対応について、今年度中に協議会としての方向性を取りまとめます。また、令和9年度以降を計画期間とする次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」の策定を見据え、三重県教育改革推進会議に部会を設置し、県立高等学校の学びや規模・配置について調査研究を実施しています。
- ・令和7年4月に開校した熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動の充実や開発した教育プログラムの本格実施に取り組んでいます。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・経験や職種に応じた教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上を図る研修を実施しています。また、着任2、3年目の教員が、初任年に学んだ基礎・基本をもとに、様々な課題に対する具体的な解決方法を見出すとともに、教職の魅力ややりがいを実感できるよう、オンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組んでいます。
- ・新任校長研修や、2、3年目の管理職等を対象としたトップリーダーマネジメント研修を実施し、時代や社会の変化に対応したマネジメント能力の向上に取り組んでいます。
- ・依然として教職員の不祥事や不適切な事務処理が発生する中、教職員の服務規律の確保を徹底するため、県立学校や市町等教育委員会に対して粘り強く注意喚起を行っています。また、児童生徒への性暴力等の根絶に向けて、引き続き、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握し、教職員が自らの言動を振り返る機会を設けています。さらに、新たに児童生徒性暴力等に関する研修動画を作成し、全ての教職員を対象に研修を行うなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。加えて、教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱いを作成し、盗撮防止に向けた対策を9月にとりまとめ、各学校において、盗撮防止に係る点検チェックリスト等を活用した教室等の点検および盗撮等の事案に対する校内体制の整備を行いました。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置しています。教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員、部活動指導員など専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組んでいます。また、学校や教職員以外で担うことが可能な業務について、専門人材・地域人材の活用等による取組事例を収集し働き方改革の効果的な取組の全県的な水平展開を図ります。

す。

- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めています。また、生成AIを活用した教職員の業務改善の研究等を行い、働き方改革のさらなる推進を通じて教職の魅力向上につなげます。
- ・教員不足への対応として、教員採用試験の受験者数の確保に向けて、試験項目の見直しなど採用試験の見直しを行いました。また、潜在的な教員の確保に向けて、教員免許保有者で教職に就いたことがない方等を対象とした「みえの未来の先生」相談会を6会場で開催するほか、新たに移住フェアや転職イベントに出展し、三重県への移住希望者や転職希望者などに対して、教職の魅力をアピールしています。さらに、県内外の大学生や県内高校生を対象とした就職ガイダンス等を行うとともに、教職課程以外に在籍する大学生等を対象に教員免許状取得のための説明会を開催しています。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・学校の場所や規模に関わらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を配信するための「遠隔授業配信センター」の設置や遠隔授業システムの準備に取り組んでいます。
- ・1人1台端末を活用して個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、国の教育情報セキュリティの方針を参考に安全安心に端末を利用できる環境の整備や好事例の提供に取り組むとともに、不登校生徒を対象とした遠隔授業など各校の特色や生徒の実態に応じた活用を進めています。
- ・GIGAスクール構想第2期として、令和6年度に引き続き、県教育委員会と市町等教育委員会で構成される「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、児童生徒1人1台端末の令和7年度分の更新を計画的に進めています。また、ICT利活用を推進するため、「三重県1人1台端末利活用方針」を分かりやすく広報するためのリーフレットの作成や市町に対するアドバイザー派遣、ICT教育実践交流会や授業改善プロジェクト等の開催に取り組んでいます。

④ 学校施設の整備

- ・「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組んでいます。また、熱中症対策の観点から、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の導入を進めています。
- ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など施設整備の需要が増大していることから、必要な整備が円滑に進められるよう、国に対する財政支援制度の拡充の要望や市町等の学校設置者に対する情報提供・助言を行っています。また、体育館の空調整備について、国の臨時特例交付金等を活用した整備の加速化を働きかけていきます。

⑤ 私学教育の振興

- ・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(50校)に対し学校運営のための経常的経費等の助成をするなど支援を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合						①	
—	小学校 80.0% 中学校 70.0%	小学校 85.0% 中学校 77.5%	小学校 90.0% 中学校 85.0%	小学校 95.0% 中学校 92.5%	—	小学校 100% 中学校 100%	—
小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 75.4% 中学校 59.5%	小学校 81.2% 中学校 64.2%	小学校 100% 中学校 100%	—	—	—	—

研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合						②	
—	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	—	60.0%	—
49.2%	51.2%	52.5%	52.0%	—	—	—	—
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合						②	
—	—	小学校 46.0% 中学校 49.0% 県立学校 38.0%	小学校 47.0% 中学校 50.0% 県立学校 39.0%	小学校 73.0% 中学校 76.0% 県立学校 59.0%	—	小学校 74.0% 中学校 77.0% 県立学校 60.0%	—
—	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3%	小学校 43.5% 中学校 39.4% 県立学校 40.0%	小学校 72.1% 中学校 75.7% 県立学校 58.6%	—	—	—	—
1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合						②	
—	59.0%	61.0%	63.0%	65.0%	—	67.0%	—
—	43.1%	52.5%	62.0%	—	—	—	—
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合						③	
—	82.4%	86.8%	91.2%	95.6%	—	100%	—
77.9%	81.8%	83.6%	86.0%	—	—	—	—
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数						⑤	
—	95 件	100 件	105 件	110 件	—	115 件	—
90 件	109 件	111 件	117 件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・学校・家庭・地域が一体となった教育をより一層推進するため、今後も、市町が行うコミュニティ・スクールの導入や充実、地域学校協働に対して支援を行うとともに、学校づくりサポーターの派遣や、市町等を対象にした推進協議会等の開催に取り組みます。
- ・県立高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き各地域で活性化協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等をふまえ、地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。また、令和9年度以降を計画期間とする次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」の策定に向けて、三重県教育改革推進会議において審議を行います。
- ・普通科高校でパイロット校3校を指定し、多彩な学習プログラムの研究・開発等の取組を通して、「普通科改革」の県内モデルを創出するとともに他校へ横展開し、高校の特色化・魅力化の取組を推進します。
- ・生徒の様々なニーズに対応し、多様で質の高い学びを提供できるようパイロット校3校を指定し、柔軟な単位認定システムや教育プログラムの研究・開発等、これまでの全日制・定時制・通信制の枠組みにとらわれない新しいタイプの高校の在り方について研究します。

- ・令和7年4月に開校した熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動に対して、引き続き支援を行います。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・経験や職種に応じた教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上を図る研修を引き続き実施します。また、若手教職員が、初任期に学んだ基礎・基本をもとに、様々な課題に対する具体的な解決方法を見出すとともに、教職の魅力ややりがいを実感することができるよう、オンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組めます。
- ・時代や社会の変化に対応したミドルリーダーおよび管理職等のマネジメント能力の向上を図る研修を実施します。
- ・教職員の不祥事や不適切な事務処理を未然に防ぎ、教職員の服務規律の確保を徹底するため、県立学校や市町等教育委員会に対して注意喚起を粘り強く行います。また、児童生徒への性暴力等根絶のため、引き続き、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握し、自らの言動を振り返る機会を設けます。さらに、新たに研修動画を作成し、全ての教職員を対象に研修を行うなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置します。教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員、部活動指導員など専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組みます。また、学校や教職員以外で担うことが可能な業務について、専門人材・地域人材の活用等による取組事例を収集し働き方改革の効果的な取組の全県的な水平展開を図ります。
- ・県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を引き続き進めていくことにより、教職員の業務効率化を図り、教職の魅力向上につなげます。
- ・教員不足への対応として、教員採用試験の受験者数の確保に向けて、採用試験の工夫・改善、SNS等を活用した情報発信、ガイダンスや説明会による教職の魅力発信を進めます。また、潜在的な教員の確保に向けて、引き続き、「みえの未来の先生」相談会を開催するなど、教員免許保有者への積極的な働きかけ等を進めます。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・学校の場所や規模に関わらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、令和7年度に設置する「遠隔授業配信センター」から多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を試行的に配信し、令和9年度からの本格的な運営に向けた準備を進めます。
- ・県立高校では、1人1台端末を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、国の教育情報セキュリティの方針を参考に安全安心に端末を利用できる環境を整えながら、引き続き好事例の提供や不登校生徒を対象とした遠隔授業など各校の特色や生徒の実態に応じた活用を推進します。
- ・公立小中学校では、引き続き、県教育委員会と市町等教育委員会で構成する「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、令和8年度分の1人1台端末の更新を進めます。また、先進校視察や市町等協議会の実施等を通じて、1人1台端末の利活用の推進に向けた取組を進めます。

④ 学校施設の整備

- ・「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組めます。また、熱中症対策の観点から、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の導入を進めます。
- ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など施設整備の需要が増大しており、必要な整備が円滑に進められるよう、引き続き国に対する財政支援制度の拡充の要望や市町等の学校設置者に対する情報提供・助言を行います。また、体育館の空調整備について、国の臨時特例交付金等を活用した整備の加速化を働きかけていきます。

⑤ 私学教育の振興

- ・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡

充されるよう、引き続き、若者の県内定着につながる特色ある取組や学校運営に係る経常的経費等への助成を行います。

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・改正子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、出前講座等を通じた啓発に取り組みます。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。
- ・子どもの意見表明及び社会参画を促進するため、県の子ども施策について子どもが意見を届ける「みえっこ会議」を新たに開催しました(小学生から高校生まで15名が参加)。また、子どもの意見を集める「キッズ・モニター+ (プラス)」について、従来の電子アンケートに加え、新たに対面やオンラインで子どもの意見を直接聴き取るイベントを行っています。
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、子どもの会社見学や学び・体験機会を創出するイベントへの支援を通じて、子どもの育ちを支援しています。また、みえこどもの城において、年齢や発達の程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組んでいます。
- ・青少年の健全育成に係る取組を進めるため、インターネット・SNSの安全で安心な利用や新たなリスクに関する出前講座の実施などに取り組んでいます。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、通園にかかる保護者の負担軽減や、子どもの居場所づくり等の84事業を採択しました。また、好事例の横展開を目的として、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育児休業取得に課題のある企業へヒアリングを行ったうえで、課題解消に向けた研修資料を活用して出前講座を実施することにより、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりに向けた支援を行っています。
- ・高校生や大学生等に対する出前講座の実施により男性の育児参画に向けた機運醸成を図るとともに、「ワンオペ育児」や「とるだけ育休」などの課題をふまえ、育児当事者の男性とそのパートナーを対象としたセミナーを実施し、育児・家事の役割分担等について考える機会を提供することにより、男性の育児参画の質の向上に取り組めます。
- ・保護者の子育て・家庭教育を応援するため、参加型ワークショップの進行役となる人材を、市町・関係団体等と連携して養成するとともに、子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座を充実します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子ども食堂を含む子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、経済的支援に加え、ニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組んでいます。支援にあたっては、子どもの居場所を運営する NPO 等と連携し、多様化する子どもの居場所の活動に沿った取組を検討するとともに、中高生世代の居場所づくりの必要性についてセミナーを開催し、多様な課題を抱える中高生世代への対応について市町・NPO等の関係者の理解の促進を図ることで、さまざまな居場所のニーズに対応していきます。
- ・不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体への運営補助を行います。
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金、就学支度資金等の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。また、「三重県母子・父子福祉センター」において、相談支援や就業の支援を行うとともに、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを運用するほか、専門的な相談に応じられるよう産業カウンセラーによるカウンセリングや弁護士による法律相談を行っています。
- ・ひとり親家庭等の子どもの学習支援を実施する市町へ補助を行うとともに、生活困窮家庭に対しては、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等に取り組んでいます。
- ・ヤングケアラーについて、周知啓発を図るため子ども向けリーフレットの配布や、支援者向けハンドブックを活用した出前講座を実施しています。また、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、福祉、介護、教育などの関係機関職員向けの研修会を開催するとともに、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、情報提供や助言などを行っています。さらに、関係機関が共通して利用できるアセスメントシートを作成し、活用を促すほか、高校生から 30 歳までの若者を対象としたアンケート調査を実施するなど、広域的な支援体制の整備に向けた取組を進めています。
- ・公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行っています。就学支援金については所得制限により不支給認定となった生徒等に対しては臨時支援金の支給を行うとともに、奨学給付金については非課税世帯の第1子の給付額を第2子以降の給付額と同額に増額し、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組んでいます。また、高等学校等専攻科の生徒に対しては、就学支援金及び奨学給付金の支援対象の拡充を行っています。
- ・市町が必要な就学援助を確実に行うことができるようにするため、引き続き、国へ要望(4月)もしました。また、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施に向けて、各市町の取組等の情報収集や各種会議における共有を図ります。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成や就学支援金および奨学給付金の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図っています。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・途切れない発達支援体制の構築に向けて、子ども心身発達医療センターにおいて、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図っています。
- ・保育所等への巡回指導などにより、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の導入を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の 評価
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)						①	
—	163 企業・団体	200 企業・団体	210 企業・団体	236 企業・団体	—	251 企業・団体	—
153 企業・団体	190 企業・団体	203 企業・団体	221 企業・団体	—	—	—	—
子どもの居場所数						③	
—	90 か所	105 か所	240 か所	295 か所	—	350 か所	—
78 か所	135 か所	181 か所	238 か所	—	—	—	—
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数 (累計)						④	
—	177 人	328 人	350 人	511 人	—	607 人	—
127 人	228 人	319 人	421 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 子どもの育ちを支える地域社会づくり ・令和7年度に作成する啓発パンフレットを活用し、三重県子ども条例や子どもの権利の普及啓発を進めるとともに、子どもが自ら必要な時に必要な情報を得られるよう、子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの整備に取り組みます。 ・引き続き「みえっこ会議」と「キッズ・モニター+（プラス）」を運営し、子どもの意見表明及び社会参画を促進するとともに、「みえっこ会議」については三重県誕生 150 周年記念事業に位置付け、三重県の未来に向けた発表を行います。 ・引き続き「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業・団体等と連携しながら、子どもの会社見学や学び・体験機会を創出するイベントへの支援を通じて、一層会員企業がネットワークの事業に参画できるよう取り組んでいくことで、子どもの育ちを支援していきます。また、みえこどもの城において、引き続き年齢や発達の程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組むことに加え、三重県誕生 150 周年記念事業の体験イベント等を子どもたちが参画して開催します。 ・青少年の健全育成に係る取組を進めるにあたっては、子どもの意見を聴き取り、インターネット・SNS 等の安全で安心な利用に関する出前講座などを実施します。 ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する、自己肯定感などの子どもの育ちや子育て環境の充実につながる独自事業に対して引き続き補助を行うとともに、保育士確保やジェンダーギャップの解消に向けた市町の取組への支援を強化します。また、これまで補助金を活用して実施された取組の中から、好事例の横展開を実施します。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・これまで作成した男性の育児参画促進に向けた啓発資料を活用し、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、男性の育児参画の質の向上、若者を対象とした機運醸成に引き続き取り組みます。また、県内の若者を対象として、ライフデザインについて自ら考える機会を新たに提供し、主体的に自分の人生を選択できるよう後押しするとともに、男性の育児参画に関する幅広い情報を提供することで、共育を前提とした働き方のイメージの定着を図ります。
- ・引き続き、保護者の子育て・家庭教育を応援するため、参加型ワークショップの進行役となる人材を、市町・関係団体等と連携して養成するとともに、子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座を充実します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子ども食堂を含む子どもの居場所を運営する NPO 等と連携し、引き続き、経済的支援、ニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組みます。また、学校近隣において運営することで、中高生世代を中心に利用できるキッチンカー等を活用した移動式の居場所に、地域団体と連携してモデル的に取り組みます。
- ・不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体に対して、運営経費の一部を引き続き補助します。
- ・ひとり親家庭等の自立に向けては、親の経済的安定が必要であることから、引き続き、母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら貸付を行うとともに、「三重県母子・父子福祉センター」において、専門家による相談支援や就業の支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の子どもの学習機会を確保し、健全な育成を図ることによって「貧困の連鎖」を解消するため、学習支援ボランティア事業を実施する市町への補助を行うとともに、生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。
- ・ヤングケアラーについては当事者や支援者の理解が必要であることから、引き続き子ども向けリーフレットや支援ハンドブックを活用して周知啓発を図ります。また、対象者を適切に把握し連携して支援を行うため、関係機関職員向けの研修会の実施やアセスメントシートの活用促進を図るとともに、コーディネーターによる情報提供や助言などを行います。さらに、相談しやすい体制整備のため、LINE 相談窓口を設置するほか、当事者や支援者のための交流会を開催することで、支援の拡充を図ります。
- ・公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行うとともに、令和 8 年度からのいわゆる高等学校の授業料無償化への適切な対応を行います。また、奨学給付金の給付対象の拡大についても、低所得世帯の教育費の負担軽減を図るために適切な対応を行います。
- ・市町が必要な就学援助を確実に行うことができるようにするため、引き続き、国へ要望していくとともに、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施に向けて、各市町の取組等の情報収集や各種会議における共有を図ります。
- ・家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、国の支援制度もふまえて、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給等により、引き続き保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおいて、障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図り、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、引き続き、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成など、ネットワークの構築に取り組みます。
- ・途切れのない発達支援体制の構築のため、引き続き、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めます。

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・新たな保育人材の確保に向けて、修学資金の貸付や保育の仕事の魅力を発信しています。また、保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、実習生を受入れる保育所等の担当者等を対象とした研修を行っています。
- ・保育士等の離職防止に向けて、働きやすい職場環境づくりを進めるため、保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援しています。また、「保育士支援アドバイザー」によるアウトリーチの相談支援を行っています。
- ・潜在保育士の就労に向けた支援の充実を図るため、「保育士・保育所支援センター」の人材バンク機能の強化を図っています。
- ・保育士等の資質向上および処遇改善を図るため、オンラインを活用した保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、就業継続や職場環境改善、不適切保育の防止のための研修を実施しています。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を支援しています。
- ・みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた検討を進めています。
- ・各施設と小学校との円滑な接続のため、手引き改訂に向けた「架け橋期カリキュラム作成検討委員会(仮)」の設置準備を進めています。また、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザー等を派遣する(9月末時点:32回)とともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進しています。

② 放課後児童対策の推進

- ・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などを行っています。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- ・放課後子ども教室を設置する市町を支援するとともに、より多くの市町において、子どもたちが、放課後子ども教室を利用してさまざまな体験をすることができる機会が拡大するよう、市町が抱える課題の把握に努めるとともに、好事例を情報共有するなどの働きかけを行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数						①	
—	0人	0人	0人	0人	—	0人	—
64人	103人	108人	84人	—	—	—	—
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)						①	
—	9,500人	13,000人	16,300人	18,800人	—	21,300人	—
8,221人	11,384人	13,740人	16,143人	—	—	—	—
放課後児童クラブの待機児童数						②	
—	0人	0人	0人	0人	—	0人	—
28人	52人	78人	54人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 幼児教育・保育サービスの充実 ・中高生が現役保育士と交流できる場や、保育士の仕事を体験できる機会などを設け、保育士として働く魅力を感じてもらう取組を実施します。また、引き続き修学資金の貸付や保育所等の実習生指導担当者等を対象とした研修を実施します。 ・保育人材の確保に向け、これまで国家戦略特区に限り認められていた地域限定保育士制度を導入し、保育士資格を取得して県内で保育の仕事に就くことを希望する人の受験機会を拡大します。 ・保育所等の職場環境の改善を進めるため、「保育士支援アドバイザー」を保育現場に派遣し、保護者対応や若手保育士の指導方法などに関する助言に加えて、保育士個人が職場での悩みを相談できる取組を実施します。また、保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援することで、保育士の離職防止に取り組めます。 ・「保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士の就労に向けた保育所等とのマッチングなどを行うとともに、保育所等への復職事例を紹介することで、復職に不安を持つ潜在保育士が就労に向けて動き出すことを後押しします。 ・保育士等の資質向上および処遇改善を図るため、引き続きオンラインを活用した保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、就業継続や職場環境改善、不適切保育の防止のための研修を実施します。 ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、引き続き私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を支援します。 ・みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた取組を進めます。 ・各施設と小学校との円滑な接続のため、「架け橋期カリキュラム作成検討委員会(仮)」において、令和8年度末を目途に、幼保小接続の手引きを改訂します。また、引き続き、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザー等を派遣するとともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの待機児童を解消し、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などに取り組めます。
- ・引き続き、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組めます。
- ・地域住民等の参画のもと、より多くの子どもたちが、学習や体験活動等を行うことができるよう、引き続き各市町の好事例を情報共有するなどの働きかけを行うとともに、放課後子ども教室を設置する市町の支援に取り組めます。

施策 15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

虐待から子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けた支援を受けることができています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 児童虐待対応力の強化

- 令和7年6月に改正した「子どもを虐待から守る条例」の施策を具現化するため、改正条例に基づく「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画(仮称)」の策定に向けて検討を進めています。また、一時保護の司法審査制度導入に係る弁護士の増員や「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修の実施、警察との連携強化に向けた、警察と児童相談所との合同研修等に活用する研修動画の作成等の取組を通じて、児童虐待対応力のさらなる強化を図っています。
- 児童相談所職員の迅速で的確な相談対応に向けて、リスクアセスメントの精度向上や判断の質の向上を図っています。また、AIの活用について、国の動向やAIの発展状況にも注視しつつ、活用の在り方について検討を進めています。加えて、児童や保護者の状況や家庭環境などの変化をきめ細かく把握するため、学校等のモニタリング事業を実施しています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、SNSを活用した相談対応に取り組むとともに、児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組んでいます。
- 親子関係の再構築に向けた取組として、児童相談所や市町、施設等の職員を対象とした保護者支援プログラムに関する研修等を実施するとともに、プログラムの実施に係る調整を行っています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見に向けては、住民に身近な市町において関係機関と連携した支援が必要であることから、市町関係機関同士の連携強化を図っています。また、「こども家庭センター」の設置促進に向けて、新たに、体制構築やマネジメント力の向上につながる研修等を実施し、市町の虐待対応力強化の支援を行うとともに、統括支援員を対象とした研修を実施します。
- 児童の意見・意向表明や権利擁護に向けて、アドボケイトの児童養護施設等への派遣に取り組んでいます。また、一時保護中の児童が適切な教育を受けられるよう、付き添い登校について拡充を検討する等、支援の充実を図るとともに、さらなる児童の権利擁護の推進を図るため、北勢児童相談所一時保護所において第三者評価を実施し、一時保護児童への支援を強化しています。

② 社会的養育の推進

- 里親支援センター2か所とフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)2か所を設置し、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組んでいます。また、ファミリーホームにおける職員体制整備に係る補助金を交付して機能の充実を図っています。
- 施設における要保護児童への家庭的ケアの充実に向けて、児童養護施設等の小規模グループケア化を推進するとともに、地域の実情に即した多機能化に取り組んでいます。

- ・社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制の充実など、関係機関と連携し、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組んでいます。
- ・入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む施設の整備に向けて、国児学園については、詳細設計等に取り組んでいます。また、北勢児童相談所・一時保護所については、令和6年度に策定した整備基本計画に基づき、調査・基本設計等に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
児童虐待により死亡した児童数						①	
—	0人	0人	0人	0人	—	0人	—
0人	0人	1人	0人	—	—	—	—
乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数(累計)						②	
—	14事業	16事業	18事業	18事業	—	18事業	—
13事業	13事業	14事業	16事業	—	—	—	—
児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率						②	
—	58.5%	61%	63.5%	66%	—	68%	—
56% (2年度)	63% (3年度)	65% (4年度)	74% (5年度)	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 児童虐待対応力の強化 ・新たに策定する予定の「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画(仮称)」に基づき、児童虐待防止の取組を一層推進します。また、人材育成計画に基づいた体系的な研修の実施や、警察との連携強化に向け、児童相談所児童記録システムの機能の拡充および動画を活用した研修の実施などを通じて、児童虐待対応力のさらなる強化を図ります。 ・児童虐待相談対応件数が高止まりする中、迅速で的確な相談対応が求められていることから、リスクアセスメントの精度向上や判断の質の向上を図ります。また、児童相談所におけるDXの推進により、業務負担軽減を図ります。加えて、児童や保護者の状況や家庭環境などの変化をきめ細かく把握するため、学校等のモニタリング事業については、市町と連携または役割分担をしながら、引き続き実施します。 ・児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、引き続き、SNSを活用した相談対応に取り組むとともに、児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組めます。 ・要保護児童や施設入所児童等が家庭に復帰するにあたっては、保護者の養育技術の向上や保護者自身への支援が重要であるため、親子関係の再構築に係る体制を強化するとともに、引き続き、児童相談所や市町、施設等の職員の人材育成に向けた研修等の実施や、保護者支援プログラムの実施に係る調整など、親子関係の再構築に向けた取組を行います。

- ・市町の児童相談体制を強化するため、引き続き、市町の取組等の好事例を情報共有するなど、市町関係機関同士の連携強化を図ります。また、「こども家庭センター」の設置促進に向けて、体制構築やマネジメント力の向上につながる研修等を実施し、市町の虐待対応力強化の支援を行うとともに、統括支援員を対象とした研修を実施します。
- ・児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた取組をさらに推進させるため、引き続き、アドボケイトの児童養護施設等への派遣に取り組みます。また、一時保護中の児童が適切な教育を受けられるよう、付き添い登校について拡充を検討する等、支援の充実を図るとともに、さらなる児童の権利擁護の推進を図るため、中央児童相談所一時保護所において第三者評価を実施し、一時保護児童への支援を強化します。

② 社会的養育の推進

- ・家庭養育優先の原則を推進するとともに、子どもが選択できるようさまざまな選択肢の提示が求められていることをふまえ、引き続き、「里親支援センター」の整備を進め、フォostリング機関や「里親支援センター」と連携して、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組みます。また、ファミリーホームにおける職員体制整備に係る補助金を交付して機能の充実を図ります。
- ・施設における要保護児童への家庭的ケアの充実に向けて、引き続き、児童養護施設等の小規模グループケアを推進するとともに、地域の実情に即した多機能化を促進します。
- ・社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要であるため、新たに孤立防止に向けた自立支援拠点を整備するとともに、引き続き、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援体制の充実など、関係機関と連携した自立支援をより一層推進することにより、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みます。
- ・国児学園の施設整備に向けて、令和7年度に完成予定の詳細設計に基づき、寮舎等の建替え工事に着手します。また、北勢児童相談所・一時保護所の施設整備に向けて、引き続き、詳細設計等に取り組みます。

施策 15-4 結婚・妊娠・出産の支援

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、地域における広域的な出会いの場の創出や、自らのライフデザインを考える取組、不妊や不育症に悩む人の負担軽減につながる支援、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 出会いの支援

- ・「みえ出逢いサポートセンター」の利用を促進し、結婚を希望する方への相談支援・情報提供を行うほか、市町等との連携による出会いの機会の創出に取り組んでいます。
- ・多数の希望者が利用可能となり、ひいては多数の引き合わせにつながるよう、AI とビッグデータを活用したマッチングシステムを導入することにより、出会いの機会の拡充を図ります。
- ・安心・安全な出会いの機会の提供につなげるため、マッチングシステム利用者の希望に応じて支援する新たなサポーター制度を構築します。
- ・若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。

② 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを小中高等学校や大学等に配布し、包括的性教育につなげる取組を進めています。また、プレコンセプションケアに関するセミナーと、健康な体づくりに向けた検査および医師からのアドバイスを一体とした事業の実施に向け、産婦人科医会と連携して検討を進めています。
- ・養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を開催しています。
- ・ライフプラン教育について、産婦人科医会等と連携を図り、大学や企業での講座の開催や情報発信に取り組んでいます。
- ・「妊娠 SOS みえ」による電話および SNS 相談を行うとともに、医療機関への受診同行および妊娠判定費用の補助など、必要な支援につなげる取組を実施しています。また、相談窓口の周知についても取り組んでいます。

③ 不妊・不育症に悩む家族への支援

- ・「三重県不妊専門相談センター」において、不妊や不育症に悩む人への電話相談や面接相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会を開催しています。
- ・不妊治療等における保険適用外の先進医療等に対して市町と連携して助成を行うとともに、助成の対象となる治療を拡大することで、さらなる支援の充実を図りました。また、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行っています。
- ・不妊治療と仕事の両立に向けて、不妊治療に関する正しい知識の普及や理解促進のためのセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターの養成に取り組んでいます。
- ・小児および思春期・若年(AYA 世代)でがんと診断された方が、妊孕性温存治療に取り組む際の費用を助成しています。

④ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ・各市町において、母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催しています。また、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援するため、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣しています。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方々に寄り添い、健やかな育児につなげられるよう、SNSを活用した相談支援を行っています。
- ・新生児聴覚検査体制の強化を図るため、県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有を行っています。また、軽中度難聴児に係る補聴器等購入助成、小規模産科医療機関等への聴覚検査機器購入補助を行っています。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、CDRによる検証を実施し、検証から得られた予防策について各部局と共有し取り組んでいます。
- ・妊産婦への相談支援をはじめ心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を広域的に行う「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を2箇所(四日市市、津市)で実施するとともに、新たな地域での実施に向けた検討を進めています。
- ・育児への負担感が大きいとされている多胎児家庭への支援に向け、妊娠期におけるオンライン教室による情報提供や、出産後における当事者同士の交流会の開催により、多胎児家庭特有の孤立感や育児不安などによる精神的負担の軽減に取り組んでいます。
- ・新生児マス・スクリーニング検査について、公費負担で実施している20疾患に加え、国の実証事業を活用して新たに2疾患を対象とした拡大マス・スクリーニング検査に係る費用負担を実施しています。
- ・遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該施設までの移動に係る交通費および宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図っています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の評価
みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント(セミナー、交流会等)数						①	
—	366 件	386 件	406 件	426 件	—	450 件	—
346 件	438 件	443 件	561 件	—	—	—	—
思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数(累計)						②	
—	85 人	125 人	165 人	254 人	—	289 人	—
45 人	90 人	137 人	214 人	—	—	—	—
母子保健コーディネーター養成数(累計)						④	
—	245 人	270 人	295 人	310 人	—	325 人	—
227 人	246 人	276 人	303 人	—	—	—	—
不妊症サポーター養成数(累計)						③	
—	108 人	144 人	182 人	220 人	—	264 人	—
72 人	103 人	141 人	173 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 出会いの支援

- ・令和6年度に実施した「みえ県民1万人アンケート」において、結婚を希望する方の未婚理由として「出会いがない」が最も多かったことから、みえ出逢いサポートセンターにおいて、引き続き、結婚を希望する方のニーズに応じたきめ細かな相談支援や情報提供を行うとともに、市町等との連携による出会いの機会の創出に取り組みます。
- ・マッチングシステム会員の利用状況に応じた適切な支援を行うとともに、システムの周知・広報を継続的に行うことで登録者を増やし、出会いの機会の充実を図ります。
- ・安心・安全な出会いの機会の提供につなげるため、マッチングシステム会員の希望に応じて支援する「みえの縁むすび地域サポーター」の養成・認定を進めます。
- ・若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、引き続き安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。

② 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・発達段階や年齢に応じた、啓発パンフレットを小中高等学校や大学等に配布するなど、包括的性教育につなげる取組を推進します。
- ・若者が健康管理の大切さを学ぶとともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けることができるよう、プレコンセプションケアに関するセミナーと、健康な体づくりに向けた検査および医師からのアドバイスを一体とした事業を実施します。
- ・引き続き、養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を開催します。
- ・若い世代が、性や健康・妊娠に関する正しい知識を身に付けることができるよう、大学や企業での講座に加え、ホームページでの情報提供を推進します。
- ・思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠等に悩みを抱える若年層の相談に対応するため、引き続き「妊娠 SOS みえ」による電話および SNS 相談を行うとともに、医療機関への受診同行および妊娠判定費用の補助など、必要な支援につなげる取組を実施します。また、相談窓口の周知に取り組みます。

③ 不妊・不育症に悩む家族への支援

- ・不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、引き続き「三重県不妊専門相談センター」において、電話相談や面接相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会を開催します。
- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、保険適用外の先進医療等に対して市町と連携して助成を行うとともに、妊娠率の向上と流産率の低下が期待できる治療について、すべての市町で補助対象となるよう働きかけます。また、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。
- ・不妊治療と仕事の両立に向けて、引き続き、不妊治療に関する正しい知識の普及や理解促進のためのセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターの養成に取り組みます。
- ・小児および思春期・若年(AYA 世代)でがんと診断された方が、妊孕性温存治療に取り組む際の費用を引き続き助成します。

④ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ・各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援するため、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣します。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方々に寄り添い、健やかな育児につなげられるよう、引き続きSNSを活用した相談支援を行います。

- ・新生児聴覚検査体制の強化を図るため、引き続き県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有を行います。また、軽中度難聴児に係る補聴器等購入助成、小規模産科医療機関等への聴覚検査機器購入補助を行い、支援の充実を図ります。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、CDR による検証を引き続き実施し、これまでの検証で得られた知見や、提言された予防策を各部局と共有し、取組を進めます。
- ・さまざまな悩みを抱える妊産婦の不安解消を図るため、引き続き「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を実施し、心身のケアや育児サポートなどの支援を行います。また、市町が実施している産後ケア等の円滑な実施に向けて支援を行います。
- ・引き続き、育児への負担感が大きいとされている多胎児家庭に対し、多胎児家庭特有の孤立感や育児不安などによる精神的負担の軽減につなげるため、交流会等による広域支援を実施します。
- ・新生児マス・スクリーニング検査について、公費負担で実施している 20 疾患に加え、国の実証事業を活用して2つの希少難治性疾患を対象とした拡大マス・スクリーニング検査に係る費用負担を引き続き実施します。
- ・居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を整備するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動に係る交通費等の助成を行い、妊産婦の経済的負担の軽減を図ります。
- ・集団生活を営むうえで必要な社会性の発達を確認する 5 歳児健診について、県内市町での取組が進むよう、市町担当者への研修を実施するとともに、健診実施に必要な医師を確保することが困難な市町に対する医師派遣への支援や、派遣医師への研修を実施します。

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・「三重県文化振興計画」に基づき、県民の文化に対する関心及び理解の醸成や子どもたちの文化活動の充実に取り組むほか、専門家の助言を受けながら、文化団体の支援のあり方について検討を行っています。
- ・県総合博物館では、多様な主体や利用者との連携・協創を進めるとともに、「地獄展」や「ポケモン化石博物館」など魅力的な企画展や関連トークイベント、移動展等のアウトリーチ活動を行っています。また、県立美術館では、近代洋画の企画展や県にゆかりのある彫刻家「橋本平八」展等を開催するとともに、障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組んでいます。県総合文化センターにおいては、音楽や演劇、伝統芸能など多彩で魅力的な文化芸術公演を実施するとともに、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しています。
- ・斎宮歴史博物館では、企画展や関連イベント、発掘体験等で斎宮にふれ親しむ機会を提供するほか、斎宮歴史博物館の展示改修の設計や発掘調査に取り組んでいます。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行っています。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、関係市町の支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組んでいます。
- ・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えるため、次代を担う子どもたちに対して、その魅力を体感できる取組や映像記録等を活用した情報発信を行っています。
- ・三重県が所有する貴重な文化財を適切に保管するため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫等の建設を進めています。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施しています。
- ・県立図書館では、「三重県立図書館運営計画(令和7～10年度)」に基づき取組を進めており、全県域で、いつでもどこでも読書ができる環境を整備するため、新たに電子書籍の導入などデジタル化に取り組んでいます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・市町の社会教育関係者の取組を活性化させるネットワークの会員交流会を実施するとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しています。

・青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、利用者にとって安全で快適になるよう施設の管理・運営を行っています。また、引き続き効果的に広報することで利用者の拡大を図っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度						①③④	
—	72.6%	73.6%	74.6%	75.6%	—	76.6%	—
71.6%	75.5%	77.0%	76.9%	—	—	—	—
県立文化施設の利用者数						①③	
—	84万人	100万人	130万人	130万人	—	140万人	—
70.5万人	98.2万人	104.0万人	146.6万人	—	—	—	—
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数						②	
—	72件	77件	82件	87件	—	92件	—
67件	79件	117件	91件	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 ・「三重県文化振興計画」に基づき、文化活動を行う個人や団体の発表の場としての県展等の開催や、活動の功績を表彰する「三重県文化賞」の実施のほか、文化団体の支援のあり方について引き続き検討を行うとともに、「第2次三重県文化振興計画(仮称)」を策定します。 ・県民の皆さんの鑑賞等の機会の充実を図るため、各県立文化施設において、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や国内外の著名な作品や資料を展示する企画展、魅力的な公演等を実施するとともに、学校行事等で県立文化施設への来館機会が少ない東紀州地域の児童生徒を対象に、県立文化施設の体験バスツアーを実施します。 ・子どもたちに三重の文化への理解を深めてもらえるよう、県総合博物館では県内で受け継がれる地域の祭りに係る企画展や関連イベントを実施します。 ・子どもたちの体験機会の充実を図るため、県立美術館では、SOMPO 美術館等と連携して開催する巡回展「マルケ展」で子ども用鑑賞ガイド等を配布するとともに、誰もが自分らしく生きられる共生社会を推進することを目的として、日本語を母語としない方やひきこもり当事者の方などとともに、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みます。 ・国史跡斎宮跡の実態解明を進めて魅力を発信するため、引き続き発掘調査に取り組むとともに、斎宮歴史博物館のリニューアルに向け、展示製作を進めます。斎宮の史跡公園整備に向け、史跡公園整備の実施が想定される箇所の発掘調査を行い、整備計画を策定します。また、斎宮跡のにぎわいを創出するため、発掘体験等を引き続き開催します。 ② 文化財の保存・活用・継承 ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町の支援、文化財調査の推進、気

運の醸成等に取り組みます。 ・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えるため、映像記録の作成や情報発信等を行い、その魅力を広く伝えることで、文化の保護・継承に努めるとともに、令和8年11月に桑名市で「近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」を開催します。 ・三重県の歴史風土を形成している貴重な文化財建造物の被災調査が円滑に進められるよう、現況把握を行うとともに、発災後の被災調査に用いられる歴史的建造物データベースの拡充を行います。 ・三重県が所有する貴重な文化財を適切に保管するため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫を建設するとともに、より広く文化財を公開するための展示設備等を設置します。
③ 学びとその成果を生かす場の充実 ・「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。
④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上 ・社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組むことで、人づくりやつながりづくり、地域づくりを展開し、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」の実現に努めます。 ・青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用し、より一層の利用者の拡大を図ります。また、利用者にとって安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化に伴う施設の改修を計画的に実施します。

施策16-2 競技スポーツの推進

(主担当部局：地域連携・交通部スポーツ推進局)

施策の目標

(めざす姿)

三重とこわか国体に向け高めてきた競技力の維持・向上により、多くの三重県ゆかりの選手が、国民スポーツ大会(国民体育大会から改称)などの全国大会や、オリンピックやパラリンピックなどの国際大会で活躍するとともに、県を代表するシンボリックチームが国内トップリーグで活躍しています。

三重県ゆかりの選手等の活躍によって、県民の皆さんに夢や感動が届き、県民の郷土への愛着や誇りが高まることにより、スポーツを通じた地域の絆づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 競技力の向上

- ・少年種別では、スポーツ体験会やタレント発掘事業の実施により、将来の競技スポーツを担う新たな選手を発掘するなど、安定的な競技力の確保を図っています。令和7年度は、全国高等学校総合体育大会で63件、全国中学校体育大会で24件と、三重県競技力向上対策本部の設置以降、最多の入賞数となりました。
- ・成年種別では、安定的に競技力を維持するため、今後の活躍が期待される新たな選手の確保に取り組んでいます。また、三重とこわか国体を契機に結成されたチームについては、毎年度の達成目標を設定して進捗管理を行いつつ、強化活動を支援しています。
- ・国際大会や全国大会で活躍する選手を支える優れた指導者を養成するチームみえトップ指導者養成事業において、各年齢層の中心となる指導者(4期生)24名の指導力向上を図り、選手の年齢に応じた一貫指導体系の構築に取り組んでいます。また、本事業で養成したコーチデベロッパー(指導者を指導する者)を活用し、指導者養成講座の充実を図っています。
- ・令和17年に本県で開催する国民スポーツ大会に向け、今後2巡目の開催を予定している県との情報交換や、スポーツ庁・日本スポーツ協会との意見交換を通じ、大会のあり方や見直し議論の把握に努めています。

② パラアスリートの強化

- ・一定の競技レベルを有し、国際大会や全国大会で活躍が期待されるパラアスリート14名を指定し、その強化活動に要する費用を支援しています。

③ 安全、快適なスポーツ施設の提供

- ・県営スポーツ施設について、施設の機能や安全性を確保するための整備・改修を行うとともに、指定管理者と連携して、利用者の拡大に向け、適切な管理運営とより良いサービスの提供に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成状況	目標値 実績値	の評価
国民スポーツ大会の男女総合成績						①	
—	10 位以内	10 位台 前半	10 位台 前半	10 位台 前半	—	10 位台 前半	—
—(中止)	12 位	15 位	14 位	—	—	—	—
全国大会の入賞数						①	
—	180 件	165 件	165 件	165 件	—	165 件	—
70 件	195 件	185 件	172 件	—	—	—	—
パラアスリートの全国大会の入賞数						②	
—	36 件	38 件	39 件	40 件	—	41 件	—
35 件	33 件	29 件	32 件	—	—	—	—
県営スポーツ施設年間利用者数						③	
—	697,000 人	839,000 人	980,000 人	1,000,000 人	—	1,020,000 人	—
555,035 人	809,510 人	877,223 人	948,543 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 競技力の向上 ・青森で開催される国民スポーツ大会において、三重県ゆかりのアスリートが活躍できるよう、これまでの成果と課題を検証し、効果的に選手等の強化活動を支援するとともに、就職支援によるトップアスリートの県内定着等に努めます。また、次世代を担うジュニア選手の発掘・育成や優れた指導者の養成に取り組みます。 ・国民スポーツ大会の見直しに向け、具体的な改革案を検討する日本スポーツ協会の国スポ改革タスクフォースの議論を注視しつつ、令和17年に本県で開催する国民スポーツ大会の開催準備を進めます。 ② パラアスリートの強化 ・競技によっては、コーチや練習パートナーの不足により、活動拠点を県外や海外に求めざるを得ない場合があること、競技用具の機能や調整具合が勝敗を分けること、などの課題があるため、引き続き、国際大会や全国大会で活躍できるよう、個々の選手の状況や競技の特性をふまえたきめ細かな支援に取り組みます。 ③ 安全、快適なスポーツ施設の提供 ・県営スポーツ施設について、県民がより安全かつ安心して利用できる環境とするため、必要な整備・改修を計画的に実施します。また、指定管理者と連携し、サービスの充実と利便性の向上に努め、利用者の増加を図ります。

施策16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

(主担当部局：地域連携・交通部スポーツ推進局)

施策の目標

(めざす姿)

地域の活性化をはじめ、県民の健康増進などさまざまなスポーツの価値が発揮されるよう、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かした大規模大会等の誘致・開催、スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会の充実などに向けた取組が進んでいます。

また、障がい者スポーツにさまざまな形で関わる人が増え、障がい者スポーツの裾野の拡大が進むよう、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりなどが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① スポーツを通じた地域の活性化

- ・「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」により、国際大会・全国大会の開催をはじめとする事業を支援し、スポーツを通じた地域の活性化を図っています。
- ・三重県スポーツ推進委員研修会兼研究大会や初任者研修会等の開催を通じ、スポーツ推進委員の資質の向上を図っています。
- ・クラブアドバイザーによるクラブ訪問や研修会等の開催を通じ、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図っています。また、中学校部活動の地域移行改革推進期間となっていることもふまえ、専属のクラブアドバイザーを設置するとともに、体験会や地域別の研修会の開催などに取り組んでいます。

② スポーツへの参画機会の拡充

- ・県民のスポーツへの関心を高めるため、「みえのスポーツフォーラム」において、地域スポーツ推進者の表彰やトップアスリートによる講演・実演などを実施しました(10月12、13日開催)。
- ・すべての人がスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる「みえスポーツフェスティバル2025」を開催し、県民が運動・スポーツにふれ親しむための機会を創出します(10月、11月を中心に計58種目開催)。
- ・「第19回美し国三重市町対抗駅伝」を開催し、スポーツを通じた県民の一体感の醸成やジュニア選手の発掘・育成につなげます(2月15日開催予定)。

③ 障がい者スポーツの裾野の拡大

- ・県障がい者スポーツ大会の開催、地域におけるスポーツ教室・体験会の開催支援など、スポーツを通じた障がい者の社会参加の推進に取り組んでいます。また、初心者講習会等の開催、障がい者スポーツを支える人材の養成、競技団体への活動費用の補助により、選手の発掘・育成に取り組むとともに、競技性の高い大会への出場をめざす選手の育成を支援します。
- ・障がい者スポーツの裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点に、相談支援や情報収集・発信、企業と競技団体とのマッチングなど、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」人を増やす取組を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成状況	目標値 実績値	の評価
三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数(累計)						①	
—	12 件	24 件	42 件	63 件	—	90 件	—
0 件	16 件	32 件	49 件	—	—	—	—
県内スポーツイベント等への参加者数						②	
—	94,000 人	146,000 人	198,000 人	201,000 人	—	204,000 人	—
42,303 人	144,828 人	158,082 人	170,786 人	—	—	—	—
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数						③	
—	3,880 人	3,960 人	4,040 人	4,120 人	—	4,200 人	—
3,800 人 (平成 30 年度)	1,880 人	2,618 人	2,909 人	—	—	—	—
初心者講習会に参加した障がい者の人数						③	
—	214 人	238 人	262 人	286 人	—	310 人	—
190 人	129 人	212 人	215 人	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① スポーツを通じた地域の活性化 ・国際大会・全国大会をはじめ、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技に関わるスポーツイベントの開催など、市町や競技団体の取組を支援し、スポーツに関わる人材育成や大会開催による地域の活性化に取り組みます。 ・地域スポーツの担い手として、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの資質向上に取り組みます。
② スポーツへの参画機会の拡充 ・スポーツ推進月間(10月・11月)を中心に開催する「みえスポーツフェスティバル」等を通じて、市町や競技団体と連携しながら、県民が運動やスポーツに親しむ機会の拡充を図ります。
③ 障がい者スポーツの裾野の拡大 ・県障がい者スポーツ大会等に、より多くの方に参加いただけるよう、特別支援学校への周知方法を工夫するなど関係機関への効果的な情報発信に努めるとともに、地域におけるスポーツ教室の開催など、スポーツを通じた障がい者の社会参加を推進します。また、初心者講習会などを通じた選手の発掘・育成や競技性の高い大会への出場をめざす選手の育成支援に引き続き取り組みます。 ・障がい者スポーツの裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点に、相談支援や情報収集・発信等に引き続き取り組むとともに、特別支援学校に通う児童、生徒を対象とした障がい者スポーツ教室を三重県誕生150周年記念事業に位置付けて開催します。

令和 8 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

＜行政運営の取組＞

行政運営 1 総合計画の推進

(主担当部局：政策企画部)

行政運営の目標

人口減少をはじめとする社会課題やさまざまな地域課題の解決に向けて、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づき、「みえ元気プラン」の適切な進行管理に努めることで、「強じん」で多様な魅力あふれる『美し国』の実現に向けた県の取組が着実に進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 総合計画の進行管理

- ・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、PDCAサイクルの実効性を高める取組を進めています。
- ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民1万人アンケートを実施します。
- ・県内のSDGsに関する取組の広がりや質の向上を図るため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の実施により、登録企業・団体の取組の見える化を進めています。(令和7年9月末時点登録者数 1,462 者)
- ・「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」を設置し、公民の連携によるSDGsワークショップを開催する等、社会貢献活動を行っていただける企業や団体等との連携を進めています。
- ・令和6年5月に策定した「三重県プロモーション推進方針」に基づき、本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力を効果的に発信できるよう、「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信を推進するとともに、首都圏の大規模集客施設において複数部局によるプロモーションイベントの開催準備を進める等、部局間の連携を促進しながら、全庁を挙げて戦略的なプロモーションに取り組んでいます。また、包括連携協定締結企業と連携した取組を進めています。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県内の産業・経済の発展につなげていけるよう、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、各部局と連携して取組を進めています。具体的には、洋上風力発電にかかる県内港湾活用可能性調査に取り組んでいるほか、三重の自然由来カーボンクレジットの活用を進めるため創出や活用に関心のある企業・団体等向けの普及啓発セミナーを開催しました。
- ・戦後80年を迎える節目の年であることから、関係部局等と連携し、記念行事の開催や平和啓発に係る県ホームページの改良等により、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていける機会づくりに取り組んでいます。
- ・令和8年4月18日に三重県誕生150年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに、新たな未来の創造につなげていくため、記念事業の実施に向けた検討を進めています。

② 人口減少対策の推進

- ・「三重県人口減少対策方針」に掲げる、ジェンダーギャップ解消に向け、取組の方向性を示した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」の検討を進めており、引き続き、人口還流の促進、人口減少社会への適応に向けた取組等を市町や企業等、さまざまな主体と連携を図りながら進めています。
- ・これまでの本県の取組等をふまえ、「三重県人口ビジョン」の改定に向けて検討を進めています。また、効果的な対策の追加や改善につなげるため、人口減少の要因や非正規雇用に関する調査・分析、県内外の大学生等や住民票移動者へのアンケートを実施しています。
- ・南部地域に「人口減少対策広域コーディネーター」を引き続き配置し、地域の課題解決に向けて取組を進めているとともに、人口減少を前提とした地域のあり方検討に対する市町支援等、地域や圏域の実情に応じた対策を進めています。

・若者の県内定着及び U・I ターン等の促進を図るため、移住や就職への関心がまだ高い県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に映画館でのCM、電車車両内のデジタルサイネージ等のさまざまな媒体を通じて三重で暮らす・働く魅力を発信します。 ・人材確保にかかる調査・分析等を進め、新たな対策の立案や効果的な対策への見直しを進めています。
③ 広域連携の推進 ・県域を越えて取り組むべき課題や共通の地域課題の解決に向け、全国知事会や中部圏、近畿圏の知事会等に出席し、国等への提言・要望活動を行いました。 ・本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設や改正、政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を実施しています。
④ 統計情報の活用と提供 ・5年周期調査の国勢調査、毎年調査の学校基本調査等、毎月調査の労働力調査、毎月勤労統計調査等に取り組み、迅速かつ正確な調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果をわかりやすく公表しています。 ・主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供し、各種統計資料を作成しています。
⑤ 県民の社会参画の促進 ・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するため、みえ県民交流センターを拠点に団体の活動紹介などの情報発信やNPOの専門性を高めるセミナー等を開催するとともに、社会課題の解決に取り組むNPOやそれを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組んでいます。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合						①	
—	80%	80%	80%	80%	—	80%	—
—	96.4%	92.9%	92.9%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 総合計画の進行管理 ・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、引き続きPDCAサイクルの実効性を高めていきます。 ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民1万人アンケートを実施します。 ・県内のSDGsに関する取組の一層の広がりや質の向上を図る必要があるため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の充実を図り、優良事例等の情報提供を通じて、登録企業・団体のSDGsに関する取組の活性化を図ります。 ・「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」において、引き続き、県と連携して社会貢献活動を行っていただける企業や団体等の提案の具体化を進めていきます。 ・「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」を実現するため、三重の魅力を効果的に発信し、「三重県」全体の認知度向上を図ります。引き続き、各部局間の効果的な連携を図り、首都圏等において全庁を挙げた効果的なプロモーションを展開するとともに、「三重県プロモーション

ン推進方針」については、改定を見据え検討していきます。また、包括連携協定締結企業と連携した取組を進めます。

- ・「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを着実に推進していくため、引き続き、庁内の総合調整を行うとともに、推進方針の取組期間が最終年度を迎えることから、今後の同プロジェクトの方向性を検討します。また、三重の自然由来カーボנקレジットについては、林業分野の事例を横展開するほか、ブルーカーボンや農業分野における事例の創出や活用を進めるため普及啓発等に取り組めます。
- ・県民の皆さん一人ひとりに平和に関する理解を深めていただけるよう、引き続き、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていける機会づくりに取り組みます。
- ・三重県誕生150周年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに新たな未来の創造につなげていくため、庁内各部局、市町、企業・団体等との連携のもと記念事業を実施します。

② 人口減少対策の推進

- ・これまでの本県の取組状況等をふまえ、「三重県人口減少対策方針」を改定します。また、エビデンスに基づく効果的な対策を推進するため、調査分析を実施するとともに、市町が行う人口減少を前提とした地域のあり方の検討等を支援します。
- ・令和7年度に策定する「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づく具体的な対策を先進的に取り組んでいる企業経営者等と新たに連携して、体系的に進めていきます。
- ・関係人口の創出に向けて、各部局が実施している関係人口受入プロジェクトをまとめたポータルサイトを構築するとともに、南部地域で実施してきた地域人材や都市部人材と連携・協働を促進させる仕組みを他地域へ横展開します。
- ・若者の県内定着及び U・I ターン等の促進を図るため、移住や就職への関心がまだ高くない県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に映画館でのCM、電車車両内のデジタルサイネージ等のさまざまな媒体を通じて三重で暮らす・働く魅力を引き続き発信します。
- ・誰もがそれぞれのライフステージや経験・能力に応じ、多様で柔軟な働き方ができる社会等をめざして、「三重県人材確保対策推進方針」に基づき、ジェンダーギャップの解消や働きやすい職場環境づくり、労働条件と生産性向上等の取組を推進します。また、人材確保にかかる調査・分析等を進め、新たな対策の立案や効果的な対策への見直しを図ります。

③ 広域連携の推進

- ・広域的課題や共通の地域課題の解決に向け、地域の実情に応じた制度改正や政府予算編成につなげる必要があることから、全国知事会や圏域の知事会等に参画し、国等への提言・要望活動を積極的に実施します。また、課題を共有する自治体と意見交換をし、施策への反映をめざすため、二県知事会議等の開催に取り組めます。
- ・本県の実情に応じた制度の創設や政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を効果的・効率的に実施します。

④ 統計情報の活用と提供

- ・県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、令和8年社会生活基本調査、令和8年経済センサス活動調査をはじめ各種統計調査の迅速かつ正確な実施、審査、集計等を行い、調査結果をわかりやすく公表します。
- ・主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供するほか、各種統計資料を適切に作成、刊行するとともに、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図ります。

⑤ 県民の社会参画の促進

- ・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPO が、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう、引き続き、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等を開催するとともに、社会課題の解決に取り組む NPO やそれを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組めます。

行政運営 2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

多様な働き方の実現や何事にも挑戦する人材育成等を進めることにより、働き方改革がさらに進み、新たな行政課題や災害等に迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスが提供されています。また、コンプライアンス意識がさらに向上した職員が育ち、県民の皆さんから信頼される県庁となっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進

- ・デジタル技術を活用した業務効率化を支援する業務改善支援窓口の運用や県庁におけるDXを支える人材の確保・育成などを行うとともに、若手職員、所属長等を対象にした業務改善研修の実施やMIE職員力アワードの開催、業務効率化の提案募集など、業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりに取り組んでいます。
- ・令和8年度に向け、県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応できる組織体制の検討を行っています。
- ・「やりがいをもって働ける職場環境づくり」、「業務改善・業務の効率化」、「職員の心身の充実」の3つの柱に沿って、職員一人ひとりのウェルビーイングと組織全体のパフォーマンスの一層の向上に取り組んでいます。

② 県民の皆さんからの信頼をより高めるコンプライアンスの推進

- ・決裁文書の偽造などの不正事案が発生したことから、各部局の総務担当課長等で構成する「コンプライアンス推進会議」において、これまでの取組の検証や再発防止策の検討を行っています。また、各所属において不正防止研修やコンプライアンス・ミーティングを実施し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図っています。
- ・公文書の誤廃棄や紛失などの事案も発生したことから、公文書の適正管理の徹底等について通知するとともに、三重県公文書等管理条例の適正な運用を図るため、全職員を対象とした研修を実施したほか、コンプライアンス・ミーティングや内部統制制度を通じて、全庁的に公文書の適正管理の徹底に取り組んでいます。
- ・内部統制制度について、各所属のリスクマネジメントシートをもとに、令和6年度の評価報告書を作成するとともに、評価結果をふまえた令和7年度のリスク対応策を整備し、リスクマネジメントシートによる進捗管理等を行っています。また、庁内で検証のうえ、同制度の運用方法を見直し、改善に取り組んでいます。

③ 人材育成の推進

- ・「三重県人材マネジメント戦略」をふまえ、職員研修(階層別研修 21 講座、ブラッシュアップ研修 13 講座等)や人事評価制度(適切な目標設定、年5回の面談)を着実に実施するとともに、職員が関心のある分野で、課題の解決等に取り組む創造活動を通じて、職員の主体的な成長を支援することに取り組んでいます。
- ・階層別研修(新規採用時、2・3・4・5年目、主任級昇任時、新任班長、新任所属長)や管理職等向け研修(職場に適応できずにメンタル不調に陥る若手職員への対応、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善(12月実施予定))を実施し、職員のこころと体の健康保持増進に向けて取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の評価
行財政改革として進める取組の達成割合						①②③	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
—	75%	75%	75%	—	—	—	—
「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属の割合						②	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	—
100%	100%	100%	100%	—	—	—	—
職員の人材育成・働きやすい職場実感度						③	
—	75.4%以上	75.4%以上	75.4%以上	75.4%以上	—	75.4%以上	—
75.4%	74.6%	74.8%	74.0%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進 ・新たな課題や多様化する県民ニーズ等に対応するため、引き続き、ペーパー・ストックレスに向けた電子決裁の推進や生成AIのさらなる活用促進に取り組むとともに、令和7年度に募集した業務効率化提案の実施や検証などを通じて業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりに取り組めます。 ・県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、現行組織の課題を検証するとともに、不正事案の再発防止策や業務効率化の取組実施の検証をふまえて、組織運営上の必要な見直しに取り組めます。 ・魅力的な県庁職場の創出に向けて、職員からの提案や意見をふまえ、「①人材育成」「②業務削減・業務の効率化」「③職場環境の整備」の3つの取組について、他自治体の先取組の調査や専門家の知見を得ながら、効果的な実施手法の検討を進め、着手できるものから実施します。 ② 県民の皆さんからの信頼をより高めるコンプライアンスの推進 ・県民の皆さんからの信頼回復に向け、不正事案が発生した原因等をふまえ、より実効性の高い再発防止策に集中的に取り組むとともに、職員の能力や意識の向上など中期的な取組を進めます。 ・公文書の適正管理に向けて、全職員を対象とした研修を実施するとともに、公文書の保存状況の確認の徹底、コンプライアンス・ミーティングの実施や内部統制制度の運用により、公文書の誤廃棄や紛失等の発生がないよう、全庁的に取り組んでいきます。 ・金品亡失や財務関連等の内部統制上の不備は、繰り返し発生しやすいことから、リスクマネジメントシートに繰り返し発生しているリスクを明示するなど、同様の不備を起こさないための運用の改善を図り、不備の減少に努めます。 ③ 人材育成の推進 ・複雑・多様化した行政課題や県民ニーズ等に対応するため、これらを担うことができる人材の育成を進めるとともに、職員のキャリア形成にかかる取組を強化することで、職員が意欲を高め、一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう支援します。 ・健康経営の観点から、職員が健康で安心して働き続けられる環境でその能力を十分に発揮するため、若手職員を中心としたセルフケア意識やストレスに直面した際の対応力の向上研修、ラ

インケアの効果的な実行のための所属長等研修、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善の支援等の総合的なメンタルヘルス対策に取り組めます。

行政運営3 持続可能な財政運営の推進

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

適正な予算編成と、税収確保対策や県有財産の有効活用といった取組を通じて、持続可能な財政運営のもとで、「みえ元気プラン」の施策が効果的に展開されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 身の丈に合った予算の編成

- ・「みえ元気プラン」の着実な推進に向け、金利上昇、原油価格・物価高騰や国際情勢等を考慮しつつ、経常支出の抑制等に取り組むなど、適切な予算編成を推進するとともに、支出面の課題である社会保障関係経費の増加や、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化、建替等に的確に取り組んでいます。
- ・未利用財産の売却、ネーミングライツやグリーンボンド、クラウドファンディングの活用など多様な財源の確保に取り組んでいます。

② 公平・公正な税の執行と税収の確保

- ・個人県民税対策として、県と市町で構成する個人住民税に関する課題検討会を開催し、各県税事務所に設置している市町連携窓口においては、滞納整理にかかる技術的助言を行うとともに、情報交換会や研修会等を開催するなど、市町と連携した取組を実施しています。
- ・県内の納税秩序の維持を図るため、県内8地域で開催した地域税収確保対策会議や、三重県地方税収確保対策連絡会議での情報共有等を通じ、市町、三重地方税管理回収機構と連携して、税収確保対策に取り組んでいます。
- ・電子申告・電子納付ができる対象税目をさらに拡大し、県民の皆さんが納税しやすい環境を整備しています。

③ 最適な資産管理と職場環境づくり

- ・「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、公共施設等総合管理推進会議を開催し、各部局における公共施設等の管理に関する現状や課題等の情報を共有しています。
- ・本庁舎及び地域総合庁舎について、利用者の安全・安心を確保するとともに、建物の長寿命化を図るため、点検、診断(評価)、修繕の履歴を蓄積し、以後の点検、診断(評価)、修繕に生かす「メンテナンスサイクル」を実施しています。
- ・県有の土地・建物の適正な管理と適切な配置・規模の確保を図るため、各所属が所管施設の利用状況、今後の利用見込み、法定点検の実施状況等を確認する「自己点検」を全庁で実施しています。
- ・経年により劣化の進む県の公共施設等について、長寿命化を図るための改修、更新等に要する経費の財源を確保する必要があるため、三重県公共施設等総合管理推進基金の着実な造成に取り組めます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
経常収支適正度						①	
—	99.2% (5年度 当初予算)	99.2% (6年度 当初予算)	99.1% (7年度 当初予算)	99.1% (8年度 当初予算)	—	99.0% (9年度 当初予算)	—
99.2% (4年度 当初予算)	99.0% (5年度 当初予算)	98.9% (6年度 当初予算)	99.1% (7年度 当初予算)	—	—	—	—
公債費負担適正度						①	
—	22.0% (5年度 当初予算)	21.8% (6年度 当初予算)	21.6% (7年度 当初予算)	21.4% (8年度 当初予算)	—	21.2% (9年度 当初予算)	—
22.2% (4年度 当初予算)	21.2% (5年度 当初予算)	21.0% (6年度 当初予算)	20.2% (7年度 当初予算)	—	—	—	—
県税徴収率						②	
—	98.96%	99.00%	99.03%	99.07%	—	99.10%	—
98.93%	99.03%	99.13%	99.11%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 身の丈に合った予算の編成 ・「みえ元気プラン」の着実な推進に向け、金利上昇、賃金上昇、原油価格・物価高騰や国際情勢等を考慮しつつ、経常支出の抑制等に取り組むなど、適切な予算編成を推進するとともに、支出面の課題である社会保障関係経費の増加や、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化、建替等に的確に対応します。 ・未利用財産の売却、ネーミングライツやグリーンボンド、クラウドファンディングの活用など多様な財源の確保に取り組みます。 ② 公平・公正な税の執行と税収の確保 ・県税の収入未済額のうち約7割を占める個人県民税について、その徴収対策の強化を図る必要があることから、課題検討会の開催や、市町連携窓口における具体的な取組を推進します。 ・一層の税収確保対策を進める必要があることから、地域税収確保対策会議や三重県地方税収確保対策連絡会議を通じ、市町、三重地方税管理回収機構と連携した取組を実施します。 ・行政手続のデジタル化及びキャッシュレス社会の推進に対応するために、電子申告・電子納付の普及を促進し、県民の皆さんが納税しやすい環境を整備することで、納期内納付率の向上や滞納発生抑制に努めます。 ③ 最適な資産管理と職場環境づくり ・「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、引き続き、公共施設等総合管理推進会議を通じて、各部局における公共施設等の現状や課題、未利用財産の利活用に関する計画等の共有に取り組みます。 ・県庁舎利用者等の安全・安心を確保しつつ、建物の長寿命化を図る必要があるため、「メンテナンスサイクル」の実施により、知見やノウハウを蓄積し、点検・診断の精度を向上させるとともに、優先度をつけて、更なる「予防保全」に取り組みます。

- ・県有の土地や建物について、適正な管理を徹底するとともに、引き続き、「自己点検」の結果をふまえた改善に取り組めます。
- ・経年により劣化の進む県の公共施設等について、長寿命化を図るための改修、更新等に要する経費の財源を確保する必要があるため、三重県公共施設等総合管理推進基金の着実な造成に取り組めます。

行政運営 4 適正な会計事務の確保

(主担当部局：出納局)

行政運営の目標

会計事務に対する県民の皆さんの信頼性を確保するため、公金の適正な管理を行うとともに、会計事務担当職員が法令・規則に基づいた適正な会計事務を行うことができるよう支援します。また、県民の皆さんの利便性を向上させるため、手数料等の収納方法の多様化を進めます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 会計事務の支援

- ・会計相談への対応、各種研修の実施および研修動画の配信、メールマガジンによる情報提供などにより、会計事務担当職員を日常的に支援しています。また、会計事務が適正に運用されるように、職場訪問や各種研修会等の機会を通じて指導事例を共有するなどにより、各所属における会計事務の支援強化に取り組んでいます。
- ・公正・公平、透明性・競争性の高い入札事務を支援する必要があるため、電子調達システム(物件等)の安定稼働を行うとともに、次期システムの再構築及び運用保守にかかる業務に取り組んでいます。

② 公金の適正な管理・執行

- ・資金収支動向を把握し、支払に要する資金を安定的に確保するとともに、歳計現金や基金について、安全性や流動性を確保したうえで、効率的な資金運用を行っています。
- ・県民の皆さんの公金納付方法の利便性を向上させるため、現在、証紙で納付している手数料の電子納付の拡大に取り組んでいます。
- ・公金を適正に執行できる環境維持のため、財務会計システムの安定稼働に取り組んでいます。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の評価
事後検査による文書指導の件数(一所属あたり)						①	
—	0.95 件	0.90 件	0.85 件	0.80 件	—	0.75 件	—
1.0 件 (2年度)	0.90 件	0.88 件	1.10 件	—	—	—	—
手数料等の収納方法の多様化						②	
—	2 %	30 %	35 %	45 %	—	70 %	—
1 %	1.7 %	6.1 %	16.7 %	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 会計事務の支援

- ・引き続き、適正な会計事務が行われるよう継続的な支援が必要であることから、会計事務担当職員の能力向上、コンプライアンスの徹底を図る各種研修を実施するとともに、事前確認、事後検査を実施します。
- ・引き続き、公正・公平、透明性・競争性の高い入札事務を支援する必要があるため、三重県電子調達システム(物件等)の安定稼働を行うとともに、次期システムの再構築及び運用保守にかかる業務に取り組みます。

② 公金の適正な管理・執行

- ・公金を適正に管理・執行する必要があることから、引き続き、支払資金の安定的な確保を図るとともに、歳計現金や基金について、安全性や流動性を確保したうえで、効率的な資金運用を行います。
- ・県民の皆さんの利便性をより一層向上させていく必要があるため、手数料の電子納付の拡大や使用料等の収納方法の多様化の取組を進めます。
- ・公金を適正に執行できる環境維持のため、引き続き、財務会計システムの安定稼働に取り組むとともに、今後の方向性について検討します。

行政運営5 広聴広報の充実

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

県民の皆さんに県への意見・提案窓口が周知されるとともに、必要な県政情報が届くよう、新たなDX手法を取り入れながら、広聴機能の充実と多様な媒体による情報発信を図ることで、県の広聴広報活動が県民の皆さんとのコミュニケーションツールとして活用されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 政策形成につながる広聴の推進

・県民の皆さんの意見や提案の窓口である「県民の声相談」、県民の皆さんへの施策説明と意見交換を行う「みえ出前トーク」、電子アンケートで県民の皆さんの意見をお聴きして業務の参考とする「e-モニター」を活用した広聴活動を行い、県政運営に生かしています。

② 多様な媒体による広報の推進

・県広報紙を、県政情報を発信する主要媒体と位置づけ、新聞折込による世帯配布のほか、県民の皆さんが多く訪れる施設に配布するとともに、県ウェブサイトやアプリ等で発信しています。
・報道機関への情報提供を含め、新聞、テレビ、SNS 等多様な媒体を活用するとともに、県民の皆さんが円滑に県政情報を入手できるよう県ウェブサイトを適切に運用し、県政情報を発信しています。

③ 行政情報の積極的な公開と個人情報保護制度の適正な運用

・開示請求への対応や個人情報の適正管理等についての職員研修や相談対応等により、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用のための支援を行うとともに、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運営しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	の評価
みえ出前トークの実施件数						①	
—	40 件	200 件	200 件	200 件	—	200 件	—
28 件	68 件	219 件	228 件	—	—	—	—
県政情報(電子版)の提供媒体数						②	
—	6 媒体	7 媒体	8 媒体	9 媒体	—	10 媒体	—
5 媒体	6 媒体	7 媒体	8 媒体	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 政策形成につながる広聴の推進

・県民の皆さんとコミュニケーションを図り、県民の皆さんの声を県政運営に生かしていくことが必要です。このため、「県民の声相談」や「みえ出前トーク」、広聴ツールの「e-モニター」を適切に運用し、各部局がそこで得られた意見、要望、提案等を政策に生かせるよう支援します。

② 多様な媒体による広報の推進

・県民の皆さんとコミュニケーションを図り、効果的に県政情報が届けられる広報活動を推進していくことが必要です。このため、県広報紙は、新聞折込や施設配布を引き続き行うとともに、スマートフォンなどを活用した電子媒体での発信のさらなる充実を図ります。

・県から提供する情報がメディアに取り上げられるよう、質の高いパブリシティに取り組みます。また、新聞、テレビ、ラジオ、SNS、ウェブアプリ等多様な媒体の活用と、県ウェブサイトの適切な運用を図り、各媒体の特性を生かした、より効果的な県政情報の発信に取り組みます。

・県ウェブサイトの利便性向上や新たなニーズへの対応を進めるため、リニューアルに向けた検討を行います。さらに、県民の皆さんがより円滑に県政情報を入手できるよう、データを活用した広報効果の見える化に取り組み、最適な広報手法の確立や媒体選定につなげていきます。

③ 行政情報の積極的な公開と個人情報保護制度の適正な運用

・引き続き、情報公開・個人情報保護制度を適正に運用していくことが必要です。そのため、職員研修や相談対応を通じて情報公開・個人情報保護制度に対するより一層の理解と意識向上を図るとともに、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運営し、制度の適正な運用に努めます。

行政運営 6 県庁DXの推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

行政運営の目標

デジタル技術を活用した業務プロセス改革や庁内におけるデジタルコミュニケーションが進むなど、県庁内におけるDXが推進され、生産性が向上するとともに、多様で柔軟な働き方が実現しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① デジタル改革の推進

- ・職員の仕事の進め方や働き方の変革を推進するため、ビジネスチャットやWeb会議の活用など、デジタルコミュニケーションの推進を図るとともに、テレワークの推進に向け、電子契約などのデジタル環境の整備を進めています。
- ・業務改善を推進するため、デジタル技術を活用した業務改善支援窓口において、本庁を中心とした出張相談会を実施し、デジタル技術の活用提案やデジタルツールの導入支援などを行っています(8月末現在、147件)。また、生成AIの操作研修を行うなど活用促進に取り組んでいます。
- ・各部局のDXを牽引するDX推進スペシャリストの養成(21名)に取り組むとともに、職員の役割に応じて必要なデジタルスキル等を身につける階層別研修や、各所属において職員をサポートするデジタル活用推進員研修等に取り組んでいます。

② 情報通信基盤の整備・運用と情報セキュリティの確保

- ・情報システムの安定運用に努めるとともに、庁内システムを職員が十分活用できるよう、一人一台パソコンのモバイル型端末への計画的な更新や、三重県情報ネットワークの再構築に取り組んでいます。
- ・庁内ネットワーク・システムについて、情報セキュリティ対策の徹底と安定運用の両立に取り組んでいます。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
DX推進スペシャリストが参画した業務改善等の取組件数						①	
—	20件	40件	60件	80件	—	100件	—
10件	25件	46件	69件	—	—	—	—
デジタルコミュニケーションが定着していると感じる職員の割合						①②	
—	40%	50%	60%	70%	—	80%	—
35.8%	36.5%	45.6%	52.7%	—	—	—	—

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① デジタル改革の推進

- ・デジタルツールの活用による仕事の進め方、働き方の変革を継続していく必要があることから、デジタルコミュニケーションの推進を図るとともに、テレワークやペーパー・ストックレスに向けた電子決裁を推進します。
- ・業務効率化と生産性のさらなる向上を図るため、引き続き、業務効率化ツールを活用した業務改善支援に取り組むとともに、生成AIのさらなる活用促進に取り組みます。
- ・県庁DXを推進するためには、担い手となる職員の育成が重要であることから、各部局のDXを牽引するDX推進スペシャリストの専門性の強化や、活躍できる環境の整備に取り組みます。また、職員全体の能力向上に向け、引き続き、階層別研修等を実施します。

② 情報通信基盤の整備・運用と情報セキュリティの確保

- ・引き続き、情報システムの安定運用に努めつつ、庁内システムを職員がより効果的に活用できるよう、一人一台パソコンをモバイル型端末に順次更新するとともに、防災対策やセキュリティの強化に向け、三重県情報ネットワーク及びDX推進基盤の再構築に取り組みます。
- ・巧妙化するサイバー攻撃に的確に対応するため、関係機関と連携をより一層密にし、情報セキュリティ対策を徹底します。

行政運営 7 公共事業推進の支援

(主担当部局：県土整備部)

行政運営の目標

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性が確保され、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等を推進することにより、建設業の担い手確保等につながり、「地域の守り手」である地域の建設企業による社会資本の整備・維持管理や災害対応等が実施され、県民の皆さんの安全・安心が確保されています。

建設工事等の受注者への不当要求等が根絶され、適正な履行環境が確保されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

令和7年度の主な取組

① 公共事業の適正な執行・管理

・「三重県公共事業評価審査委員会」では、8件(9月末時点)の調査審議を受け、全て適正であると答申を得ました。また、「三重県入札等監視委員会」では、8件(9月末時点)の調査審議を受け、全て適正と判断されました。今後も各委員会により公共事業の適正な執行に取り組んでいきます。

・入札契約制度において、より一層の公正性・透明性を確保するため、適宜見直しに取り組みます。なお、近年の労務費や資材単価等の高騰に伴い工事価格は上昇していることから、建設企業が適正な競争のうえで、これまでと同様の工事規模の入札に参加できるよう、「三重県建設工事発注標準」および「発注方法の取り扱いについて」における入札参加者の等級区分を決める価格を引き上げました。(令和7年6月1日)

② 公共事業を推進するための体制づくり

・令和6年度三重県建設産業活性化プラン検討会議で決定した令和7年度取組方針である「三重県建設産業活性化プラン2024ver.2」に基づき、建設業の「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」と、これらを支える「建設企業の安定経営に向けた適正な利潤の確保」に取り組んでいます。また、令和6年6月に建設業法が改正され、令和7年12月に労働者の処遇確保の努力義務、「労務費の基準」の勧告、適正な労務費等の確保と行き渡り等に関する部分が施行されることに伴い、今後、国から実効性の確保に向けたガイドラインが示される予定であることから、これらへの対応も適切に実施していきます。

・「担い手の確保」では、建設企業と継続的に学校訪問や出前授業等に取り組むとともに、バックオフィスの担い手として商業高校等新たな学校へのアプローチや、SNSを活用した小中高生および保護者世代への情報発信等、若手職員で構成された「担い手確保支援チーム」を中心に建設業の魅力発信に取り組んでいます。また、建設企業の採用活動のスキル向上を目的として、高校教諭から有効な助言が得られる採用活動向上セミナーや、建設企業のプレゼンスキルの向上を目的としたプレゼンテーション能力向上研修を開催します。

・「労働環境の改善」では、週休2日制について、県発注工事における土日完全週休2日の定着を図るとともに、取組が遅れている市町への個別要請や民間工事発注者への普及啓発に取り組んでいます。また、総労働時間の削減や、多様な働き方の実現のため、バックオフィスの導入を支援するとともに、ASP・遠隔臨場等、労働環境の改善に有効なツールの活用を促進しています。さらに建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進については、本年度から活用モデル工事の対象を全工種に拡大する等、技能者の処遇改善等にも取り組んでいます。

・「生産性の向上」では、建設DXについて説明会や講習会を実施し、建設企業への導入・活用を促進し、ICT活用工事を推進しています。また、BIM/CIM成果等の3次元データを活用することで施工の効率化に取り組んでいます。

- ・三重県が締結する建設工事の契約において、契約手続きにおける利便性の向上と業務の効率化を図るため、令和7年10月1日から「電子」による契約を可能とする電子契約の導入を開始しました。
- ・「建設企業の安定経営」では、適正な利潤の確保に向け、令和6年度に最低制限価格等の見直しを行いました。また、売上高経常利益率の動向をモニタリングし、企業の経営状況を把握していきます。
- ・令和8年度以降も上記取組を推進するため、建設業団体や外部委員会の意見を伺い、「三重県建設産業活性化プラン 2024ver.2」の効果検証および対策・改善を行います。

③ 受注者への不当要求等の根絶

- ・三重県建設工事等不当要求等防止協議会を全10地域の地域協議会で開催し、不当要求の発生状況等について情報共有していきます。その後、本部協議会を開催し、不当要求等の根絶に取り組んでいきます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
公共事業の適正な執行						①	
—	適正な執行の継続	適正な執行の継続	適正な執行の継続	適正な執行の継続	—	適正な執行の継続	—
適正に執行	適正な執行の継続	適正な執行の継続	適正な執行の継続	—	—	—	—
週休二日制工事(4週8休)の達成率※						②	
—	60%	70%	80%	90%	—	100%	—
37%	77%	96%	99%	—	—	—	—
(136 件 /369 件)	(431 件 /558 件)	(606 件 /628 件)	(1006 件 /1016 件)	—	—	—	—
ICT活用工事(土工)の実施率						②	
—	72%	79%	86%	93%	—	100%	—
65%	65%	69%	80%	—	—	—	—
(84 件 /130 件)	(156 件 /240 件)	(135 件 /195 件)	(129 件 /161 件)	—	—	—	—
建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保						③	
—	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	—	適正な履行環境の継続的な確保	—
適正な履行環境を確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	—	—	—	—

※令和5年度までの値は県土整備部のみ（第三次三重県建設産業活性化プラン取組目標）
令和6年度からの値は県土整備部、農林水産部、企業庁の合計（三重県建設産業活性化プラン 2024 取組目標）

3. 令和8年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 公共事業の適正な執行・管理

- ・公共事業の公正性・透明性を確保するため、公共事業の適正な執行・管理に継続的に取り組む必要があります。引き続き、「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の適正な執行に取り組めます。
- ・入札契約制度において、より一層の公正性・透明性を確保するため、引き続き見直しに取り組めます。

② 公共事業を推進するための体制づくり

- ・令和8年度以降も「三重県建設産業活性化プラン2024」の取組を進める必要があります。建設業の「担い手の確保」では、これまでの取組に加え、若年層やその保護者世代にも魅力発信を行います。また、「労働環境の改善」では、取組が遅れている市町・民間工事を含めた業界全体での週休2日の定着を目指すとともに、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進等による技能者の処遇改善やバックオフィスの導入に取り組む企業を支援します。さらに、「生産性の向上」では建設DXの導入促進等を着実に実施します。
- ・これらの取組については、建設企業へのアンケート等を実施し、効果を検証したうえで建設業団体や外部委員会の意見を伺いながら、より効果的な取組を実施していきます。

③ 受注者への不当要求等の根絶

- ・建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界等と連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運営し、建設工事の不当要求根絶に取り組めます。